

第1日目(9月6日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成23年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、中沢俊一君、病氣療養のため欠席、病院事業管理者、午後公務のため一時中退の届出がでておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番・小澤実君、及び議席番号6番・黒滝松男君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る8月31日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日9月6日から9月22日までの17日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日9月6日から9月22日までの17日間と決定いたしました。

議長 ここで企業部長から発言を求められておりますので、これを許します。

企業部長 時間をいただきまして大変ありがとうございます。私の方から、去る6月議会で報告を申し上げました17号報告 平成22年度南魚沼市下水道特別会計繰越明許費の繰越計算書について数値の間違いが発覚をしましたということで、本日配付の資料をもってご訂正をお願いするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

内容につきましては、23年度への繰越事業は国の交付金の事業でございますけれども、その事業の財源として充当する交付金につきましては、既に執行完了をしております平成22年度の事業分に充当してもいいというような指示がございまして、実際の事務処理でもそういうような事務処理をしているところでございます。

したがって、23年度へ持ち越した繰越事業費につきましては、国の交付金事業であるということですが、国の交付金の充当はなく、その事業財源としましては地方債と一般財源のみということになっております。実際の6月議会で報告を申し上げた内容については、そういうような内容で報告書を作っていないで、2分の1の国の事業というような格好でもって報告書を作っておりました。間違いにつきましては、国の制度の理解不足によるものというふうに考えております。大いに反省をしたいというふうに思っておりますし、二度とミスがないように最大限の注意を払いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日配付の資料を見ていただきたいと思いますが、平成23年6月定例会 第17号報告の訂正版というような資料が皆さま方のところにいるかと思いますが。その資料の表の中の2段目、3段目。2段目が公共下水道事業費、3段目が特環の事業費になっております。翌年度の繰越額につきましてはそれぞれ変更がございませんが、左の財源内訳ということで既収入の特定財源と未収入の特定財源、それから一般財源について間違いがあったというようなことでございます。

この表の2段目、3段目につきましては、上段の数字が6月議会で報告を申し上げた間違いの数値と、それから下の太字が正確な数字といたしますが、正式な数字というような格好になっております。表の2段目をみていただきたいと思いますが、公共下水道事業、翌年度繰越額6,297万5,000円ということについては変更はございません。その右でございしますが、既収入の特定財源ということで6月議会では2,250万円の国の交付金が入るというような格好でもって報告を申し上げましたが、先ほど申し上げましたように、22年の既に執行済みの事業の方にこの2,250万円については充当しておりますので、ここに入る数字はないということになりまして、0円ということになります。

それでこの2,250万円の振替財源としましては、地方債の方で1,950万円、一般財源で300万円ということになりますので、地方債が6月議会の報告では3,250万円という数字でございましたが、実際は5,200万円。それから一般財源につきましては、6月議会で324万円という報告を申し上げましたが、実際は624万円ということになります。

その下の3段目、特環の事業費でございますが、翌年度繰越額4億634万9,000円については変更はございません。その右でございしますが、既収入の特定財源1億6,548万9,000円という国の交付金が入るものというふうに報告を申し上げましたが、実際にはこれは先ほど申し上げましたように、22年度の方のもう既に執行済みの事業の方に充当されておりますので、既収入の特定財源は0円ということになります。この1億6,548万9,000円の振替財源としましては、地方債の方で1億5,100万円、一般財源で1,448万9,000円ということになっておりますので、未収入特定財源としましては、地方債が従前では2億2,050万円というふうにご報告申し上げましたが、実際では3億7,150万円。それから一般財源でございますが、2,036万円ということで報告を申し上げましたが、実際は3,484万9,000円ということになります。

一番下の合計欄でございますが、同様に既収入特定財源1億8,798万9,000円の国の交付金が充当されるという見込みでございましたが、これが間違いでございまして実際は0円と、それから未収入特定財源の地方債2億5,300万円というふうに報告を申し上げたものが、実際は4億2,350万円。一般財源であります。3,334万1,000円と報告申し上げましたが、実際は5,083万円というような数字になるものでございます。報告は以上でございますが、誠に申し訳ありませんけれども、今回の資料、報告をもちましてご訂正をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長 次に総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 引き続きで大変恐縮でございますが、本日議席の上に議員各位というペーパーが1枚上がっているかと思いますが、お出しをいただきたいと思います。9月定例会に係る所信表明資料の訂正と議案の差し替えということでお願いをいたしたいと思います。8月31日に配付を申しあげました資料について一部誤りが発見されましたので、ご訂正をお願いしたいということでございます。

所信表明につきましては、網掛けになっておりますが4か所、例えば一番上でございますと、三井製錬株式会社というのが、「三池」の誤りでございました。以下、正しいものには網を掛けてございます。それから裏面でございますが、一番最下段のところ、第80号議案南魚沼市トモオカホワイト美術館の指定管理者の指定についてという議案でございますが、議案の表題部にミスプリントがございましたので、丸正で差し替えをお願いしたいということでございます。誠に申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。本日から22日まで17日間という長丁場ではありますが、よろしくお願いいたします。所信表明を申し上げます。

平成23年9月定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃から市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

はじめに、このたびの新潟・福島豪雨災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、災害関係のご報告をまず申し上げます。

7月27日から30日にかけての平成23年7月新潟・福島豪雨では、新潟県から福島県会津を中心に、多くの地点で観測史上1位を更新する非常に激しい雨が断続的に降り続き、「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となりました。

南魚沼市においても、塩沢の観測地点でこの期間の雨量が7月の月降水量平年値の2倍を超えました。1時間降水量では89.5ミリ、24時間降水量では344.0ミリ、72時間降水量では562.0ミリとなりまして、大きな被害が発生したところであります。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、六日町市街地が数回にわたって浸水、あるいは浦佐の新町等も浸水をいたしました。そういうことも含め、堤防の決壊、あるいは河川の氾濫による住家や農地の浸水が発生したほか、東西両山沿い地域で土砂災害が発生し、住家、道路、水路及び農地の被害も多く発生しました。その他にも、停電、水源の濁りのための断水が発生し、JR上越線は浦佐変電所の冠水、大沢駅から塩沢駅間の盛土流出等により、越後湯沢駅から宮内駅間が不通となったところであります。

市では、7月28日午後8時に災害対策本部を設置し、災害対応を行ってまいりましたが、天候の回復、被害の拡大終息により、8月1日午前9時には南魚沼市災害復旧本部に切り替

え、災害救助法の規定に基づく救助の適用を7月29日に、被災者生活再建支援法の適用を7月28日に、激甚災害指定を8月24日にそれぞれ受け、災害対応にあたっております。

保健関係では、住宅の損壊により避難を余儀なくされた方への巡回健康相談及び保健事業を通じて必要なケアを行うとともに、床上・床下浸水家屋等の防疫対策として、消毒剤を配布いたしました。

福祉関係では、災害対策本部の設置を受けて要援護世帯等の安否確認、福祉避難所への避難支援及び南魚沼市災害ボランティアセンターによるボランティア活動を実施いたしました。

保育園関係では、浦佐認定こども園、宮保育園など一部の保育園で駐車場や園庭が冠水しましたが、施設には被害はありませんでした。なお、断水等により給食が困難となったため、8月1日は全園を弁当の日として対応いたしました。

学校関係の施設被害は、塩沢小学校の電気室、用具室に浸水したほか、校舎回り、グラウンドに2センチ程度の泥の堆積がありました。幸いにも機械類には異常はありませんでした。

この豪雨によりまして、浦佐小学校、第一上田小学校、栃窪小学校、第二上田小学校、大和中学校、大巻中学校、五十沢中学校の7校に避難所を開設いたしました。また、塩沢給食センター、大和給食センター、第一上田小学校給食で、計1,000人分のおにぎりの炊き出しをして避難所に配給いたしました。

文化財では、坂戸城跡や樺沢城跡等の山城に被害が大きく、被害状況を県に報告するとともに修復に向けて準備を進めているところです。

斎場につきましては、土砂流入により法面及び排水施設が被災いたしました。流入土砂の搬出、土砂流入防止対策は実施中で、引き続き復旧工事を行います。なお、火葬業務は、発災時から通常どおり行っております。

不燃ごみ処理施設は、1メートル以上冠水し、電気施設を始め大きな被害を受けましたが、現在、手順を一部変更して業務を行っております。なお、今回の災害初動対応において、改善すべき点が明らかになりましたので、地元と協議の上、改善してまいります。榊形山最終処分場も、土砂流入により法面及び排水施設が被災いたしました。現在、復旧工事を実施しておりますが、完了次第、破碎不燃ごみの搬入を再開いたします。可燃ごみ処理施設は、被害がありませんでしたので、通常どおり業務を継続しております。

土木関連では、道路の崩落・土砂流入、河川の護岸欠壊・氾濫など公共土木施設に甚大な被害を受けました。このため国県道は34か所で交通止め、市道も多数の路線が交通止めとなり市内の交通機関がマヒしました。また土砂崩れが多数発生し、特に小川、土沢、清水瀬の各集落は大規模な土石流が発生したことから、国土交通省湯沢砂防事務所及び南魚沼地域振興局農林振興部による土石流監視機器　これはワイヤーセンサーであります　これを設置し、2次災害への対応を行いました。

市内の公共土木施設（補助災）の被害状況は、8月22日現在、市の管理施設としては道路災害が55か所、河川災害が21か所、橋りょう災害が2か所、合計78か所で、これにかかる復旧事業費は概算で16億2,600万円を見込んでおります。

また県の管理施設としては道路災害が80か所、河川災害が206か所、砂防施設災害が58か所、合計344か所で、復旧事業費は概算であります。65億6,000万円を見込んでおり、今後国庫負担申請を行ってまいります。被災された地域の安全と安心に向けて、全力で災害復旧事業に取り組んでまいりますとともに、一級河川改修事業や砂防堰堤事業など災害に強い南魚沼市とすべく、国県に施設整備の促進を強く要望してまいります。また、都市計画施設の被害につきましては、銭淵公園内への土砂流入など公園4か所及び流雪溝取水ポンプ場の冠水による揚水設備の被害が確認されております。また、直轄工事でありませう八箇峠道路につきましては、工事用道路の崩落などにより工事が一時中断いたしましたが、応急復旧を急いでいるところであります。

上水道関係では、取水する原水に極度の濁りが発生し一時的に水道水を作ることができない状況となり、市内約6,000戸が断水するという事態となりました。一部の地域の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。が、節水などの協力もあり、また自衛隊からも給水車を出動させていただいて、数日で復旧することができました。また、被災水道施設の早期復旧を図るとともに、床上・床下浸水等の被害を受けた皆様の上下水道料金の一部減免措置を行っているところですが、全体に占める被災規模等が少ない事から既決予算の中で対応したいと考えております。

農業関係では、農地への土砂流入、浸水や一部冠水、用排水路、頭首工、農道、農作物等に甚大な被害がありました。農作物の被害状況は、水稲では281ヘクタールに土砂流入等があり、被害額約3億9,000万円、スイカでは冠水により病害果の発生等で出荷数量が10万玉ほど少なくなり、被害額は1億円となっております。農地・農業用施設の8月19日現在の被害箇所は、農地1,220か所、揚水機10か所、頭首工62か所、農道・農道橋276か所、用・排水路828か所、その他47か所の合計2,443か所に及んでおりまして、災害復旧事業費は69億7,000万円を見込んでおります。

また、林道施設被害は、20路線で5億1,000万円、治山関係は、64か所で30億円となっております。これらにつきましては新潟県や各土地改良区等の応援を得ながら被害調査を行い、現在災害査定を受けるための準備を進めております。査定準備ができ次第、査定前着工制度を活用しながら、早期に復旧を進めてまいります。

水産業関係施設の被害状況は、錦鯉の養殖池被害が3.96ヘクタール、三国川飼育場、浦佐やな場等を含めた被害額は、2,900万円となっております。農林水産業関係の被害総額は、110億1,000万円となっており、早期の復旧・復興に努めてまいります。

観光施設関係の被害状況であります。五十沢キャンプ場、しゃくなげ湖釣堀及びポートパーク、大月ほたるの里などの市営施設を始め、市内の主要スキー場などで甚大な被害となっております。キャンプ場などの市営施設は、小・中学校の夏休みをターゲットとし、最大の収益を見込める時期を迎えた中での豪雨被害であり、かつ、今シーズンの営業再開は見込める状況にないことから、大幅な観光客の減少が予想されております。スキー場関係につきましても、6スキー場から被害報告が出されておりますが、斜面の崩落、コースの崩壊、リ

フト支柱部分の土砂流出など、今シーズンの営業に大きな支障がでることが必至な状況となっております。登山道につきましても金城山、清水峠などで大きな被害が出ておりますが、金城山など著しい被害を受けているところは、登山者の安全を図るため登山禁止などの案内板を設置いたしました。観光施設関係の被害総額は、概算で4億6,000万円となっております、県に対し財政支援をお願いするなど、全力をあげて復旧に対応してまいります。

商工業関係では、床上浸水などに伴い、商品の汚損、機械の停止などにより営業を停止せざるを得ない店舗もあるなど、大変な被害状況となっております、5億2,000万円程度の被害額となっております。

消防本部では、7月28日に五十沢地域で対岸に取り残された釣り人2名の救助をはじめ、31日までの4日間で23件の救助活動により101人を救助いたしました。

また県内においても広範囲に被害が発生し、29日には新潟県広域消防相互応援協定に基づき三条市への出動要請を受け、消防本部救助隊1隊5名が応援出動いたしました。現地活動を終了し、同日深夜帰隊途中、魚沼市北堀之内地内国道17号線上において魚野川和南津からの急激な増水により出動車両2台が走行不能となりました。同じ場所で一般車両も数台水没し、計4名が救助を求めていたため急きょ積載していたボートで救助活動を行いました。車両2台が損害を受けましたが、深夜暗く冷たい濁流の中で一般人4名を無事救出でき、隊員に事故がなかったことについては幸いでありました。

消防団では、早期から警戒態勢を取り管内全域に団員を出動させ、4日間で延べ4,063人が懸命な被害防止活動に当たり、その後の土砂排出等の復旧活動にも人員を投入いたしました。先般、この消防団の各方面隊長の皆様方に市長からの感謝状を贈呈させていただいたところであります。

以上、概略の状況をご報告いたしました。このたびの豪雨災害はかつてない降雨量のため、山間部の沢や中小河川の増水、土砂崩れなどで、大きな被害が発生しました。市としても最善の初期対応に努めてまいりましたが、人的被害がなかったことが不幸中の幸いであります。今後の復旧に全力で取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、6月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

子宮頸がんワクチン接種助成事業につきましては、一時休止をしていたワクチンの供給が7月に再開されたことから、今年度助成対象の中学1年生及びその保護者を対象とした講演会等の開催により理解を求め、昨年度、これは第3回目であります、この未接種者を含めて接種の勧奨をしたところであります。

また、インフルエンザ予防接種につきましては、国が本年4月1日以降新型インフルエンザをインフルエンザと名称を改め、季節性インフルエンザとしたことから、今年度は、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の障がい等を有する方を対象とする、二類定期予防接種として10月1日から実施することといたしました。

高齢者福祉に関しましては、昨年度に引き続き国の補助受け「生活・介護支援サポーター

養成事業」に取り組んでまいります。この事業は、市民を対象とした養成研修を行い、高齢者への生活・介護支援サービスの担い手を養成するものであります。

また、一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯が安心して暮らせるように急病時・緊急時に駆け付けた救急隊員や民生委員が情報を正確に把握し、迅速かつ適切な対応ができるよう「救急医療情報キット」を配布いたします。あわせて統合型GISを活用して災害時要援護者の台帳を整備するとともにマップを作製し、災害時要援護者の位置情報や必要とする支援情報を関係部署と共有することにより、災害時や非常時の情報伝達や安否確認並びに避難の迅速化を図ることといたします。

障がい福祉関係では、旧浦佐保育園を改築して障がい者等の福祉施設として再利用する準備を進めているところです。

これらにつきましては、本定例会で設置条例の提案や補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

介護保険関係では、かねてから新設の社会福祉法人により大崎地区に建設計画を進めておりました(仮称)特別養護老人ホーム「雪椿の里」(70床)であります。来年6月1日のオープンを目指して着工の運びとなりました。

子育て支援関係では、原発事故を受け、管内全保育園で県より借用した放射線測定器により、園庭5か所の地上10センチ、50センチ、1メートル地点の放射線量を7月と8月に測定いたしました。測定の結果は、モニタリングポストの通常の測定範囲内でありました。9月にも同様の放射線量の調査を実施して監視してまいります。十日町市の一部堆積場とか、あるいは雨水等の集中する場所から高い濃度の放射線量が確認されたということで、市でも小中学校、保育園、これらの全てを計測中であります。一部にやはり基準を超えるといいますが、0.3を基準にしておりますけれども、そういう部分が確認をされておりますけれども、これにつきましては早急に撤去を今行っておりますし、ほとんど撤去完了であります。撤去した後は全く基準、通常値の範囲であります。

なお、この撤去した土砂あるいは堆積した草や木の保管場所につきましては、市の施設内できちんと保管をして、いずれは処分しなければならないわけではありますが、国の状況がああいうことでありまして、なかなか最終処分をする場所が見つからない、見当たらないところありますので、徐々にこの量が増えていくということではありますが、一日も早くこの対応をしまいらなくてはならないと思っております。

国民健康保険事業につきましては、5月の議会全員協議会で説明のとおり、保険税率を据置きとして運営しております。関連する補正予算を本定例会で計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

次に、教育・文化についてであります。

学区再編につきましては、6月24日に上田地区、6月28日に城内、大巻、五十沢の三中学校の地区において「教育を考える会」の第1回総会を開催いたしました。統合を前提として進めるのではなく、現状の中で何が一番の課題となっているのか、その改善策は何かに

ついて議論を進めながら、1年間を目途に方向性を出していきたいと考えております。

特別支援学校の設置につきましては、南魚沼消防署前の南魚沼市職業訓練共同施設の余裕教室を活用し、一部改造や共用により、市立として平成25年4月の開校を目指して進めてまいります。県義務教育課や、市内の支援を必要とする子どもを抱える保護者の皆様のご意見、ご要望を聞きながら、子どもたちにとって居心地の良い学校にするため、本定例会において改造に係る実施設計委託費を補正予算計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災に伴う電力不足に関連して、給食業務では計画停電等により大きな支障をきたすことから、あらかじめ対策を検討しておりましたが、夏休み期間までに計画停電が実施されず平常通り稼働ができました。また、各学校での節電への取り組みでは、6、7月使用分の対前年実績の14パーセント減となっており、今後も引き続き努力をしてまいります。

また、原発事故の影響による放射線量調査につきましては、管内小中学校25か所のグラウンドにおいて、保育園の園庭と同様に測定しておりますが、7、8月については通常の測定範囲内でありました。塩沢小学校で1時間当たり0.168マイクロシーベルトとモニタリングポストの通常の測定範囲である1時間当たり0.016から0.16マイクロシーベルトの値を超えましたが、県は専門家の評価を踏まえ「健康に影響を及ぼさない範囲」と説明しております。県の原子力安全対策課では、今回の調査に用いた放射線測定機は、モニタリングポストに比べて3割程度高めの数値を示すと説明しており、これを考慮いたしますと、基準を超えた地点も通常の測定範囲であると判断しております。

なお、先ほど保育園関係の園庭で申し上げましたように、プールの排水口、排水の出口の部分とか、校庭、校舎の雨水の集中して落ちる部分とか、あるいは雑草等の草取りをした後の堆積場とか、今全部調べておりますが、先ほど触れましたように、一部で若干高い数値が出ているということでありませけれども、これらは既に除去しながら体制を整えているところであります。

国際交流基金事業につきましては、塩沢中学校生徒8名ほか総勢11名が、8月1日から3日にかけて、昭和62年以来姉妹校交流を続けております、韓国の道岩中学校を訪問し、生徒同士の親交と文化の交流を深めました。

また、第4回目を迎えましたアメリカ合衆国への中学生海外派遣は、8月17日から8日間にわたり、管内中学校の男子6名、女子14名、引率2名の総勢22名が、オレゴン州ユージーン市にホームステイして、文化や習慣、生活を体験してまいりました。いずれも、急速に進む国際化に対応できる人材育成につながることを期待しております。

大原運動公園整備の実施設計の進捗状況につきましては、周辺関係者と関係行政区長様のご協力をいただきながら現地測量を進めております。また、関係団体のご意見をお聞きし、より良い運動公園になるよう設計を進めているところであります。

図書館整備につきましては、図書館用地・建物の取得協議の参考とするための不動産鑑定評価委託業務が終了したところであり、現在は移転補償費の参考とするための営業補償調査

を進めているところであります。8月2日には、六日町駅前ショッピングセンターRARAの入店者に対する説明会を開催するなど、実施設計発注に向けて準備を進めております。

トミオカホワイト美術館の指定管理につきましては、選定に当たり市内博物館・美術館の同一管理者による柔軟な管理運営ができるメリット等を考慮して、南魚沼市文化スポーツ振興公社を指定管理者として、本定例会に提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

なお、市民会館の舞台照明改修工事につきましては、実施設計が完了いたしましたので、本定例会開催中に入札を執行し、工事契約締結について追加提案をさせていただき予定としておりますので、これもよろしくお願い申し上げます。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、南魚沼市社会福祉協議会や南魚沼地区保護司会と密接に連携し、青少年健全育成及び非行防止活動を推進する地域福祉協働プラットフォーム推進モデル支援事業に取り組んでおります。その中で講演会を中心とした啓発活動を実施し、青少年育成見守り活動の実施につなげてまいります。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設の焼却灰から放射性物質が検出された問題で、受入先の福岡県大牟田市の三池製錬株式会社から8月22日、受入休止の通知がありましたので、今後の対応について現在、検討しているところであります。

次に、都市基盤についてであります。

南魚沼市斎場につきましては、指定管理者のもと運営を開始して1年が経過しましたが、今のところ順調に推移しております。

6月議会で3,500万円の補正予算を議決いただいた住宅リフォーム事業につきましては、申請受付件数1,028件、補助予定金額7,868万円、申請工事の総事業費は9億3,526万円で経済波及効果として11.9倍と評価しております。なお、現在、事業予算は、約600万円の残となっておりますけれども、工事対象期間が本年度末までとなっていることと、申請受付件数の約半数が実績報告の提出に至っていない中で、今後これらの実績報告において工事費の変更増が予想され、補助金の予算執行の確定ができないことから年度内の追加募集は実施せず、改めて来年度の事業実施を検討したいと考えております。

国県事業では、国道17号六日町電線共同溝や自転車歩行者道整備事業、一般国道291号「清水工区」雪崩対策工事、及び「坂戸バイパス」道路改築工事、一般県道桐沢麓五日町停車場線「八海橋」架換工事、一級河川十二沢川河川改修工事など、湯沢砂防事務所ではマス沢砂防堰堤工事、これは水無川水系であります、などの継続工事が進んでおります。今後とも事業促進について、国県に強く働きかけてまいります。

国土調査事業につきましては、平成21年度から実施している第2計画区(寺尾地区)は、地籍図、地籍簿を新潟県の認証を得て、本年8月8日に登記が完了したところであります。成果といたしましては、調査前の筆数3,620筆、面積112.72ヘクタールに対して、調査後の筆数は1,295筆減の2,325筆、面積は17.26ヘクタール増の129.98ヘクタールでありました。

次に産業振興についてであります。

生産調整につきましては、本年度大幅な生産数量目標の減少を受け、東日本大震災で生産数量目標達成が困難となった宮城県、福島県と2,050トンの地域間調整に取り組むとともに、特産品であります八色西瓜の増産を進めました。本年度から本格実施となりました農業者戸別所得補償制度は、昨年米が10アール当たり3万1000円の高額補填となったことから、順調に加入が進みました。

8月18日、JA全農県本部は、本年度の魚沼産コシヒカリの仮渡金を60キログラム当たり前年比1,800円増の1万8,300円に決定したと発表いたしました。当市の基幹産業である農業にとって、少しでも増額されたことは喜ばしいことではありますけれども、消費者の低価格志向やコメ離れなどから厳しい状況は続くものと懸念されます。今後も地方生産者の状況を訴え、価格維持対策などを進めてまいります。

商工業関係であります。雇用・景気対策関係につきましては、旧西五十沢小学校に企業進出する日本電産コパル精密部品株式会社と7月1日に「企業立地に関する基本協定書」の調印を行い、7月15日付けで建物譲与契約及び土地賃貸借契約を締結したところであります。新規地元雇用及び福島県からの移住等が予想されておりますので、南魚沼市の地域経済に寄与するものと期待しております。

中小企業に対する資金繰り対策として実施しておりますセーフティネット緊急保証の認定状況につきましては、本年4月から6月末までの認定件数が60件で、昨年同期の75件に比べ15件ほどの減少となっております。これは、リーマンショック以降の国の不況対策が昨年度で終了する中、市内の中小企業者の資金繰り対策も3月31日で応急対処のめどが立ったとの判断で終了予定でありましたが、東日本大震災の発生により国の支援策が引き続き講じられた状況からすると微減ということだと推測しております。さらに、今回の新潟・福島豪雨による新たな支援策も今後、検討してまいらなければならないと思っております。

観光振興につきましては、東日本大震災及び福島第一原発の事故により、当市の地域経済も大きな影響を受けているところへ今回の豪雨災害が発生し、冷え込んでいる地域経済を更に下押ししかねない状況となっております。

オーハシアーキテクトの破産に伴い、六日町スキーリゾートと上越六日町高原ホテルは8月末までの営業となりましたが、スキー事業及びホテル事業につきましては、営業成績も問題ない状況であること、地域経済に与える影響が大きいことから、新たな継承先について破産管財人とも緊密な連絡をとりながら情報収集に努めております。

観光交流拠点整備事業につきましては、7月11日の臨時議会において直売所の指定管理者として、しおざわ農業協同組合に決定されました。しおざわ農業協同組合では、平成24年6月の仮オープンに向け、軽食・米粉コーナーの運営者や直売所に農産物を納入できる生産者などへの働きかけなど、具体的な検討が行われております。観光交流拠点整備推進協議会では「道の駅」と「直売所」の愛称を募集しておりますが、市民や多くのお客様から愛され続ける施設づくりを目指して進めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

一般旅券発給申請につきましては、必要な収入印紙及び県証紙を、市民課窓口で取り扱えるようにするために、基金条例の制定について本定例会で提案しておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

消防庁舎建築につきましては、庁舎本体が完成し、9月1日から新庁舎において業務を開始いたしました。今後は旧庁舎の解体撤去、外構工事を進めてまいります。

市政懇談会につきましては、4月27日から7月5日までの約2か月間にわたり、16会場で開催し、計566人の皆様から参加をいただきました。今年度は「子ども・若者育成支援について」をメインテーマといたしまして、子どもと若者を取り巻く環境の多様化・問題の深刻化等の現状、そして諸施策を推進するために「子ども・若者育成支援センター」を設置したことを説明し、地域の皆様に理解と協力をお願いいたしました。また、メインテーマを含む市政全般について、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今後の市政に反映させていただく所存です。この場をお借りいたしまして、開催にあたりご協力をいただきました行政区長様を始め、地域の役員の皆様に心から感謝を申し上げます。なお、ご意見の概要は市報9月1日号に掲載いたしました。

6月12日には、アフター天地人の一環として昨年から始まりました第2回南魚沼グルメマラソンを開催いたしました。当日は天候に恵まれ、2,132人のランナーが新緑の田園地帯を快走し、レース後にはグルメ村で南魚沼の特色ある「食」を楽しんでいただきました。昨年は初回ということもあり多くの課題が残った大会となりましたが、今回からは、南魚沼グルメマラソン実行委員会の実質的運営事務局が大和観光協会となり、地域の役員の皆様が課題改善に取り組んで準備をしております。おかげさまで多くの参加された皆様から好評をいただきました。今後さらに地域の関係団体の強い連携の下で地域活性化を担うような大会になるものと期待しております。

7月19日には銭淵公園におきまして、喜平次・与六像完成除幕式を挙行いたしました。これは一昨年のNHK大河ドラマ「天地人」の放映、昨年の直江兼続公生誕450年及び本年の坂戸城築城500年を記念いたしまして、二人の英雄の銅像を設置したものです。当日は、台座に揮毫された「天地人」の作者であります火坂雅志先生、銅像の原画製作と銅像製作を監修されました戦国絵巻作家の正子公也先生ほか、多くのご来賓の方々からご出席いただきました。将来を見つめる若き日の二人の姿は市のシンボルとなり、義と愛の精神が語り継がれる上で大きな役割を果たしてくれるものと思っております。

東日本大震災では、南魚沼市での避難者受入状況は8月29日現在195名となっております。避難者の受入期限は7月25日までとしておりましたが、新潟県が民間アパート等を借り上げて応急仮設住宅として避難者へ提供する支援制度に対応し、応急仮設住宅へ入居を希望している避難者については、受入期限を9月15日まで延長いたしました。

次に、平成22年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計につきましては、繰越明許費繰越額を含んだ形式収支は8億349万円となりま

したが、繰越財源を除いた実質収支額は、4億1,765万円となりました。前年度からの実質収支額5億4,742万円と財政調整基金の減少額2,900万円を差し引いた単年度収支額は1億5,877万円の赤字となりました。税収入は減少したものの、交付税、臨時財政対策債が大幅に増額したことにより、減債基金への積立4億2,747万円、土地開発公社からの土地買戻し5億2,392万円、城内診療所の清算3億6,684万円など将来負担を減ずる措置を講ずることができた結果であります。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支では、総収益41億9,641万円、総費用40億7,716万円となり、差引き1億1,925万円の純利益が生じております。ただし、この中には、先ほど申し上げました城内診療所の特別会計移行に伴う清算分3億6,684万円が含まれており、これを差し引きますと、2億4,759万円の純損失となります。資本的収支では、7,535万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

水道事業会計の決算であります。平成22年度末の給水人口は5万9,893人、給水件数2万3,416件となり、普及率は97.2パーセント、前年度比はプラスマイナス0となりました。給水収益は16億9,372万円で前年度比13パーセントの増になりました。この要因は、水道基本料金の期間限定で行った料金値下げの回復と、有収水量の微増3.4パーセントほど増えております、によるものと考えられます。また、建設改良工事は配水管7,427.5メートルを実施し、うち老朽管布設替えは5,386.5メートルを実施いたしました。

なお、一般会計のほか5特別会計及び2事業会計の決算につきましては、本定例会にご報告申し上げますので、ご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度決算にかかる健全化判断比率4指標であります、及び各事業会計における資金不足比率につきましては、本定例会で報告をいたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は、3か年平均で20.7パーセントと昨年度値から1.4ポイント減少し、将来負担比率とともに早期健全化基準を下回っておりますし、数値的にも改善をされているところであります。

病院事業会計において、資金不足額は昨年度に比べて1億5,611万円減少し2億6,657万円となりました。資金不足比率は経営健全化基準20パーセントを下回る7.4パーセントで昨年に比べ4.3パーセント改善いたしました。

水道事業会計では、昨年度に引き続き資金不足はありませんでした。平成18年度から取り組んでまいりました財政健全化計画は平成22年度を最終年度とし一応終了いたしました。全体計画71億円に対し73億円余りを達成し、計画を上回る達成率となりました。計画は終了いたしました。今後、歳入の確保と効率的な予算の執行に努めてまいります。

次に、平成23年度の地方交付税についてであります。普通交付税の算定が終わり、交付額が前年度対比2億5,598万円、2.7パーセント増の97億2,153万円で決定となったところであります。また、臨時財政対策債は12億9,260万円で、前年度より3億5,

410万円、21.5パーセントの減と大幅な減少となりました。当初予算対比では、普通交付税は1,546万円、臨時財政対策債は2,240万円の減額となります。今年度から交付税総額における特別交付税の割合を6パーセントから5パーセントに減じ、その分が普通交付税に移行される予定でありましたけれども、東日本大震災の影響で平成26年度からの実施に繰り延べられたところでもあります。

新潟・福島豪雨災害対応として、災害救助、被災者の生活支援、公共施設等の応急復旧等にかかる経費について、予算総額6億3,200万円の一般会計補正予算を8月10日付で専決処分いたしました。

本定例会には、総額73億2,398万円の一般会計補正予算を提案させていただきますが、補正2号、3号合わせて災害関連分支出は、約76億6,000万円を計上いたしました。財源といたしましては、国庫支出金6億7,000万円、県支出金46億7,000万円、市債14億9,000万円を計上し、不足額については、財政調整基金8億3,000万円を取り崩すこととしております。

災害関連以外の補正予算としては、歳入では、交付税、前年度繰越金、補助事業決定に伴う県支出金など、歳出では、観光交流拠点整備事業で大型遊具の設置費、特別支援学校開設に向けた既存建物の改修実施設計費などを計上し、剰余金につきましては、災害の査定が終了していないため調査の進展とともに不測の復旧費が必要となることを見込まれることから、予備費に1億3,829万円を計上することといたしました。

このたびの新潟・福島豪雨災害では多くの市民の皆様が被災され、農地、農業用施設、河川、林道などの被害も広範囲に及び、南魚沼市にとって過去最大の災害となってしまいましたが、今後の復旧について全力で取り組んでまいりますので、改めて議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。

むすびといたしまして、今議会の提出案件は34件、内訳が条例7件、予算6件、その他21件であります。それぞれ慎重にご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上で所信表明を終わらせていただきます。

議長 日程第5、報告第3号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口議会運営委員長 おはようございます。それでは議会運営委員会に付託をされた継続調査の事件についてご報告を申し上げます。

まず第1回目ですけれども、これにつきましては7月4日、委員全員の出席と正副議長にも出席をお願いして、執行部、総務部長、産業振興部長、総務課長、財政課長の出席も求めた中で、7月11日に開催をされました臨時会の会期及び議事日程等に関する事務調査を行っております。調査事項につきましては、ご承知のとおり7月11日に臨時会が行われておりますその際に、皆さん方から滞りなく進めていただきましたので内容につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして第2回目ですけれども、今日から始まりましたこの9月定例会の運営について

で調査を行っております。8月31日、委員全員の出席と正副議長にも出席をいただいております。執行部、総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長の出席を求めた中で、本日から議会の会期及び議事日程について事務調査を行っております。調査事項については、お手元の資料のとおりでありますのでご覧になっていただければと思います。以上で報告を終わります。

議長 議会運営委員長に対する質疑を行います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・関 常幸君の報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。報告に入ります前に訂正をお願いいたします。管外調査の資料をお出してください。調査期日が20日、21日となっておりますが、21日、22日の誤りでありますのでお願いいたします。したがって下段のところの長野県上田市が21日になります。松本市が22日になります。よろしくお願いいたします。

それでは総務文教委員会の所管事務調査について、お手元の資料に沿いましてご報告申し上げます。調査は7月13日に行いました。調査事項は4件です。委員は全員出席、議長からも出席いただきました。調査事項、調査の内容は1ページに記載のとおりです。

調査事項1の消防業務についてであります。現地も含め調査いたしました。現地調査は湯沢消防署と南魚沼消防署の2か所であります。南魚沼消防署については、東日本大震災における緊急消防援助隊の宮城県石巻市での活動等について説明を受けました。

そして新庁舎の説明、見学を行いました。資料16ページをご覧ください。庁舎建設のスケジュールは記載のとおりでありまして、8月30日から新庁舎で業務を開始し、降雪前までに現庁舎の上屋だけは取り壊す予定であります。工事は予定どおり順調に進んでいるとのことあります。1期工事が終了するのが平成24年度の8月、全工事が終了するのが平成25年度12月であります。

出勤状況についてであります。17ページをご覧ください。火災での出勤であります。今年の6月末までで全焼が3件、半焼が2件と多くなっております。18ページは救助出勤であります。救助出勤の件数は前年度と同程度であります。19ページは救急出勤であります。ご覧のように昨年に比較して100件の増でありまして、その内急病が106件の増というふうな説明を受けました。

委員よりの質疑は8件であります。主な内容といたしましては、病院のたらい回し等は、それから消防車両の更新、特にはしご車には更新時期がきている、スキー場への救急出勤状況等、それから原発等の防護服の整備状況は、消防職員の人員、各消防団の統合・再編の考えは、女性消防隊員の採用計画はというような質疑がでております。内容については記載のとおりでありますのでご覧ください。回答についてであります。

5ページ、調査事項2の市税について。23年度の調定状況については資料24ページを

ご覧ください。現年分の調定額は68億4,756万円で、前年度より1億1,946万円の減となっております。昨年度と比較すると個人市民税で97.2、法人市民税で83.5、入湯税で56.4パーセントと落ち込んでおりますが、現段階では不確定の部分もありますので、予算現額までは確保できそうだとの説明を受けました。滞納繰越分については調定額15億5,360万円と前年度より105.9パーセント、8,691万円の増となっており、滞納額の縮減に努めているが大きな課題であります。

下段の国保税については調定額は17億1,086万円で、前年度比95.5パーセント、滞納繰越分は調定額で5億3,346万円と昨年度より111.4パーセント増となっております。このまま滞納額が増加していくと制度そのものに影響いたしますので、短期保険証や資格者証を活用しながら納税意欲の向上につなげたいというような説明を受けました。

22年度の収納状況については戻りまして20ページであります。ここでは対予算達成率をみまして説明いたしますが、対予算達成率は現年課税分で101.5パーセント、滞納繰越分で104.8パーセント、国保税について101.4パーセント、収納については合計で対予算達成率でかろうじて101.6パーセントと達成をいたしております。次ページの21ページには納税義務者数、税目別滞納状況、滞納額別人数、22ページにはコンビニでの収納状況、23ページには税目別不納欠損額の状況と各記載のとおり説明を受け、質疑に入りました。

質疑は8件であります。主な内容といたしましては、都市計画税の件、滞納繰越部分や不納欠損の部分は大変気にしておるわけでありましたが、中でも固定資産税が大きいのでありますが、それらの改善についての件、そして不納欠損で重複している件数等についてどのような対応が行われているのかというようなこと。そして毎年税収は落ち込んでいるわけでありましたが、今後の財政計画の中で将来計画、どのような考えがあるかというようなこと。コンビニ収納での収納率の件、収入の不足分は交付税で賄えているわけでありましたが、今後はそういかなくなると想像されるがそれらについての考え方、市、県民税を納める方が減ってきている、それから固定資産税では増えている、この傾向、影響についてというような内容の質疑がありました。回答については記載のとおりであります。

10ページ、調査事項3の図書館建設計画についてであります。資料の25ページをご覧ください。最初に図書館整備計画の経過について説明を受けました。基本構想の答申を6月に受けておりますし、それからといたしましてはナグモデザイン事務所に調査・企画委託をいたしまして、先の6月議会では調査・企画の成果概要を配布いただきました。それらの基本構想、ナグモデザイン事務所の内容につきましては、26、27、28、29ページに記載をされておりますので、ご覧になっていると思います。

それから図書館が入りますララの動きにつきましては25ページの に記載されておりますが、先の6月議会で土地・建物評価額及び退店補償額調査委託の予算を計上いたしまして、現在は担当部署で進めているというような説明を受けて質疑に入りました。質疑は11件で主な内容といたしましては、図書館のハード、ソフトの具体的な検討は今後どこでどうい

ふうにかんしていくのかというようなこと。アーカイブス、公文書等の関係であります、それらの整備等の考え方、テナントの数や駐車場の確保等について、それから子どもや学生等の学習スペース等の場所はどのような考えかとか、トイレの関係。それからテナント化への情報不足があるのではない、それらの皆さんとの協議が不足のようだがというようなこと。設計の中でJR側を歩道にするというような計画であります、関係者で合意されているかどうか、屋上への増築は考えたのか、それから図書館とスーパーへの複合施設というのは余り事例がないが十分協議を、というような形であります。

調査事項4のその他は、総務課長より原子力防災に関する市町村勉強会についての説明がありました。以上で総務文教委員会の報告は終わります。

続いて、総務文教委員会管外調査の報告をいたします。調査期日は訂正いたしました7月21日、22日であります。調査先は長野県の上田市と松本市であります。調査内容は記載のとおりそれぞれ3項目ずつ6項目の調査を行いました。参加者は委員全員、議長からも出席いただき、執行部からは星野課長、阿部課長、事務局から小幡係長が同行いただきました。各市の概要は記載のとおりであります。

最初に上田市のNPO法人の協働、上田情報ライブラリーと書いてありますが、これは図書館に係る件であります。21ページをご覧ください。この図書館の20ページ、21ページ。21ページのところをみてみますと、この図書館の位置は上田駅前の15年に完成した駅前ビルの4階を市が購入して、平成16年4月にオープンをした駅前図書館であります。21ページの1番の施設等の一番下段に、高校生、サラリーマン、主婦・高齢者が大体3分の1ずつ使っているというようなこと。各ここでは、生花とか喫茶とか、月1回文化事業を開催をしているというようなこと。職員数のところをみてみますと、職員数、パート7人、ここがNPOで協働しているところあります。

それからコンセプトも3つありまして、まず暮らしに役立つ図書館、千曲川、市の文化と創造の発信、それから市民と協働の図書館づくり。そして私どもが視察したのがこの一番下段の市民協働の図書館づくりというふうなところでありまして、22ページに8のNPO法人の協働している図書館倶楽部の概要がありますので、ご覧になってもらいたいと思います。

以上、そういう中で8ページからそれぞれ内容、質疑が出ておりますけれども、委員全員から研修に行きました感想、意見等を求めておりますので、それを若干みてみたいと思います。15ページをご覧ください。15ページに今の図書館に関する上田情報ライブラリーの協働事業について。ここにそれぞれの委員からほとんどの中では、やはりこれから私どもが新設する図書館については、視察した上田市のようなボランティア、市民と一緒にの図書館での運営をぜひ目指してもらいたいというふうな内容がほとんどでありますので、後でご覧になってもらいたいと思います。

それから次の調査項目であります、同じ15ページで上田市のスポーツ振興計画でありますけれども、ここでも私どもの方では今スポーツ振興計画を計画しているところあります、ここに委員の同じように感想、意見の中でそれぞれ委員が感想等を書いてあります。1

6ページの点の3つ目のところに書いてありますようにこういう意見があります。スポーツ施設を観光・誘客のための施設と位置付けての設置、そしてその施設を利用するために多くのお客様が訪れて、まちを活性化しにぎわいを生みだしてきているというふうな中での見方、それからその下段にも相当多くの、私どもの地域では見られないようないろいろな体育施設が整備をされているというような感想、それから一番下段の中にも、スポーツ振興計画に第1、2、3、医療スポーツとか明記、盛り込むべきだというふうなそれぞれの感想であります。

3項目目の自治基本条例についてであります、30ページの資料が添付してありますが、この中にも書いてありますけれども、この自治基本条例については平成20年8月に市民26名で検討委員会が設置されて、2年間で136回の会議をし、11回のタウンミーティングやパブリックコメントを実施して、23年の3月に可決をして、23年4月1日から施行されたというふうな内容であります。

委員の意見では、この条例制定で市民の意識が変わってきたということで、当市でも検討する必要があるのではないかと委員と、また条例制定は時期尚早とも感じた。ここに市議会の役割及び責務を明確にしたのはよいと思うが、住民投票については懸念を感じる。そういうそれぞれ委員の皆さんの意見がありますが、やはりこういうことを通じて市民の皆さんが意識が変わってきた。市民を中心に置いている姿勢が感じられたとか、基本条例をつくる過程が大事なのだというような感じでの感想であります。

それから次の日の松本市で、指定管理者制度でありますけれども、ここについて私どもが閉会中に南魚沼市の指定管理者を調査しての疑問等がありまして、松本市での指定管理者制度を研修したわけではありますが、31ページをみてください。松本市の指定管理者制度。人口がすごく多いわけではありますが、公の施設が737ありまして、ここに指定管理者制度の導入が281、それから下から2段目の政策的観点から当面直営ということではありますが、これは市長の考え方で当面直営なのだというふうな形での説明であります。

この資料の中にもありますように、33ページからはモニタリングの評価という形でありまして、17ページの委員の意見・感想をみてもらうとわかりますように、当市の指定管理者は今ままでよいのかというふうな感想が大部分であります。やはりもっともっと市民のため、そして市のため、指定管理者、3者が本当にうちの場合よくなっているのかどうかというふうなことを非常に私どもは感じてきましたし、この中、ほぼ8割から9割の皆さんが南魚沼市も松本市のような指定管理者制度の運営なり運用をしていかななくてはいけないのではないかとというふうな感想で、やりとりもそういうふうなものが多くありました。

2項目目の防犯条例についてと緊急情報メール配信システムについては、記載のとおりでありますのでご覧になってください。それから18ページの一番最後に、やはり長野県の上田市と松本市はそれぞれ街並み全体が歴史を感じとれますし、また松本市は教育を尊重する土地柄だというふうな形で、そういうところも視察をしてきました。

以上で総務文教委員会の管外調査を終わります。

議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。7月13日に行われた事務調査についてでありますけれども、資料8ページの質疑の中に、中段に、回答として基準財政需要額が1だから何でもよいということにはならない。その中で財政をいかに組んでいくかということは財政の方で考えていくことだと思っているという答弁があった中で、この調査の中に財政課長が入っていなかったわけなのですけれども、これについて、この部分について財政課長を呼んで調査をしようというようなことにはならなかったのかどうかお聞きします。

関総務文教委員長 財政課長を呼んでというところまではいきませんでした。ここでは総務部長からの回答でありました。

岡村雅夫君 委員会調査の10ページ、図書館建設計画について少しお伺いします。まだ執行部当局がいろいろな担当に分かれて調査中というような報告であります。一つ私が一番心配しているのが、建物がかかり年数が経っているというあたりで、固定資産の評価はするのですが、耐震設計とかあるいは耐用年数とか、あるいは付随する提案なり南雲さんの方から出てきているわけでありまして。そういう中で概略な、総工費からおした費用対効果というようなところが一番まず最初に論議されるべきではないかというふうに私は思います。また、ララの経営状況等からおしてもということですが、そういったごくごく元になる建物評価もまだ公表されていない段階で、どんどん、どんどん進んでいく話のように今報告を聞いたのですが、その点はこういった調査をされているのかお聞きします。

関総務文教委員長 委員会としては初めての図書館にかかる調査でありましたので、そういう技術的な、具体的な今いわれるようなことについては質問とか内容等は出ませんでした。

岡村雅夫君 私はいろいろ今、庁内でいろいろ分担して調査しているということでありまして、その入り口をきちんと精査してからこういった夢を実現化していく形の進めの方が私はいいと思いますので、その辺の調査をこれからひとつぜひやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

関総務文教委員長 はい、それぞれ委員の考え方の中で質疑をしているわけでありまして。もし、岡村議員がそういう考えであれば、共産党議員団来ておられますので、ぜひまたそういう視点から質問をしてもらえればというふうに感じております。お願いいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は11時5分といたします。

(午前10時49分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議 長 産業建設委員長、牧野 晶君の報告を求めます。

牧野産業建設委員長　それでは産業建設委員会について報告させていただきます。まずは管内調査についてです。期日は8月5日、議員全員の出席とあと議長の出席により行いました。

8月5日ということで、当初、六日町街づくり株式会社についてと森林組合について、あと国道17号線六日町バイパスの道路側溝の状況と管理についてをやる予定でありましたが、水害の影響でということであるべく簡素化した方が早急に復旧しなければならないところもあったので、余り執行部を拘束するのがちょっとどうなのかなという、執行部を拘束するよりもまた今後対応していけばいいと思ったので、この森林組合についてと17号バイパスについては取りやめさせていただきました。そして最後、時間を決めて30分ずつですが、所管する部長の方から市内の状況について説明を受けました。

それでは最初の1番の街づくり会社について報告をさせていただきます。街づくり会社の経営内容についてはちょっと何度もやっておりますし、資料も出ているので割愛させていただきますが、今回は向こうの取締役会の皆様と、向こうの方に行きましてお話をさせていただきました。その中でやはり委員の中からはいろいろな質疑の中であったので、話をさせていただきます。

委員の方から心配している声としては　心配というか単純な疑問として、要は資産の一部を市に図書館として売却を街づくり会社がした場合、会社は家賃収入が減額となる。この家賃収入が減となった中で、借金返済等対応ができるのかという質問がありました。このところに関しては、街づくり会社としては市には簿価で考えてほしいというふうなお願いをしているが、そのところは市の方もまだ回答されていないということですし、簿価でのシミュレーションはしているというふうな説明でした。そしてその他ですが、図書館誘致に関して、株主総会で特別議決なのですが議決はやったのかということでもちょっと聞きました。まだ議決の方はいただいているが、株主総会の話の中では反対の声はなかったということもありました。

そして本庁舎に戻り、取締役会に出ている副市長に出席を求め、また取締役会の雰囲気について市側からのお話を聞いてみました。それが4ページの中段以降になるところであります。端的に言えば、市が思っている数字とは相当乖離がある数字だという話をしたということでした。その中でまた市の方ではどうしていくか検討していくというふうな説明でありました。

そして、このような説明の中で、要はやはり街づくり会社の方は再三言われていたのは、金額によって今後存続できるかどうかというふうなことを言われておりましたので、そのところ、市の方、また私たち議会の方でも結論をいつかは出していかなくてはいけないのではないかなというふうに単刀直入に思いました。

次の道の駅に入ります。道の駅に関しては大体資料6ページ、7ページ出ておりますが7ページの、臨時議会の中でもちょっと道の駅の職務権限やということやいろいろな話がありましたが、ここでもやはり委員の中から出ました。駅長の仕事というのは何なのだということ

とでしたが、塩沢農協と行政との重要な橋渡しということで、どういうことをしていくのかということに関しては、駅長は特産品販売施設、今泉博物館、イベント広場等の活用をし、地域と連携してピーアールしていくこととなると考えているということでした。また、今後に関しては施設管理等の検討の動向を見ながら考えて検討していきたいということでありました。

その他の説明については、産業振興部長又は建設部長、水道企業部長の方から説明を受けました。また、水道事業管理者兼企業部長の方より、上下水道汚泥の放射性物質の検出についての説明がありました。詳しくはこちらに書いてあるとおりですが、一番下の12ページのそれこそ下の方から焼却飛灰を九州の業者へ持ち込んでいるが、国としてはきちんとした基準がないためストップされていた。最終的には引き取っていただけることになったため問題ないという8月5日の調査時点ではこのような説明でありました。けれども、先ほど市長所信の中でもあったように、こちらの方が8月5日までの分は引き取ってもらいましたが、その以降の分に関しては引き取りの方をちょっとストップされてしまい、今交渉中ということで後ほど話がありました。こちらについては追加ということで私の方から説明させていただきます。

それでは管外調査に入らせていただきますが、7月25日と26日に石川県七尾市と新潟県糸魚川市に行っていました。参加者は委員7名全員と議長そして執行部は商工観光課長と事務局2名で行っていました。七尾市については多目的グラウンドを活用した観光誘客についてということで、先ほどそれこそ総文の報告を聞いている中で菅平の、現地は見なかったみたいですが話が出ていたので、似たようなことをしているな、何ていうふうな思いがあったわけです。それこそこの七尾市の多目的グラウンドは、サッカーを誘致しようということでサッカーの人工芝のグラウンドを3面つくりました。

そしてこれは目的を端的に言えば、ここの地域がちょうど星稜高校の本田圭佑さん、今サッカーの日本代表のフォワードのあの方たちが出身しているところで、非常にサッカーの熱意が強く強豪校もある。その練習試合をするために合宿等ができていくのではないかとということでここを企画したということです。

話を聞いていると、市の方でいろいろなそれこそ能登半島沖地震、鳥インフルエンザ、リーマンショックにより観光客が激減したので、温泉旅館協同組合の方にどのような支援が必要だというふうな話をしたら、観光の振興のためにはサッカーとかこういうスポーツ誘致が重要だということでこの施設を作ったということです。そしてここの本当に詳細の目的については、4ページの中段くらいから書いてあります。また皆さんの中で説明としてあったのが、この施設を作るに当たって経済効果等を試算しております。その資料が13ページ、14ページになっております。大体宿泊をしたら幾らくらい市に落ちるのかなということで計算しております、それが市民の所得になり、雇用になりということを経算して作っているということで、非常に委員からも関心が高かったということでもあります。

また、天然芝、人工芝を私は非常にいいなという思いがありますが、一部ではやはり天然

芝の要望もあるようで、こういう施設に関しては非常に難しいのだなというふうな思いがあったわけですが、ただやはり天然芝の場合は雨が降ったら使えないとか、また休ませたりもしなければいけないので、なかなかうまく利用を考えていかなければならないのではないかなという説明があったと思います。

では、糸魚川のB級グルメによる地域活性化についてですが、8ページの中段、糸魚川ブラック焼きそばの誕生ということです。こちらに書いてあるように、ちょうど一年ほど前に幾つかの試作品の中からブラック焼きそばを選定させてもらったということです。この後、柏崎あとは妙高だったと思いますが、レッドだとかホワイトだとかそういうふうな焼きそばも出たりとか、非常にこの地域の活性化になって名前で売れているのではないのかなというふうな思いが感じられました。

市内のこのブラック焼きそばをやっているところに関しては、今現在55店舗が加盟しており、糸魚川にある市内の総数の3割くらいの方たちがうまいもん会に加入しており、その中の半分程度の方たちがブラック焼きそばを提供しております。皆で考えて、例えばワンコイン500円で食べられたりとか、考えてやっておられたりもします。ある店については一日30食 30食といえは1万5,000円ですから、それが昼食でも出れば、ほかのお客様も来ている中で来れば、私自身飲食店やっている中では結構いいななどと思ってしまうような感じなのですが、そういうふうなところで反響はあるようであります。

また、それこそB級グルメ大会ということで今いろいろな各地でやっておりますが、そのことについてもちょっと説明をされました。それに関しては11ページにほんの少しですが載っております。簡単にただB-1グランプリに出店できるかと思っていいたら、ちょっと違いましたということで、まず準会員となって地域で活動実績を残して、そこでの活動を認められてようやく正会員になれて出店できていくというふうに非常に長いスパンかかる点、仕組になっているのではないのかなというふうな思いであります。

また、ブラック焼きそばですが、その後飲食店さんの方でメンチカツの中身にイカスミを混ぜたりしてブラックメンチカツとかブラックシュウマイとか、ブラックで売り出していこうというふうに非常に、統一感があるといっちはあれなのか、商店の方たちも非常に頑張っているのだ。自分たちで盛り上げていきたいなというふうな思いでやっているというふうに感じました。以上、管内と管外になりますが、よろしくご審議の上お願いいたします。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長、今井久美君の報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。

最初に管内調査の方から行います。まず期日であります。平成23年7月28日に開会い

たしましたが、調査開始から豪雨の被害拡大が予想されましたので、8月9日に延期するというで行いました。

8月9日の調査であります。既に現地調査については被災した保育園もあるということで、これを一切中止し、9時から事務調査のみ実施したということであります。委員の出席状況であります。9名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査事項は記載のとおり5件について調査を行いました。調査の内容については執行部から病院事業管理者、また各々関係いたします部長、課長、説明員から出席をいただき調査を行いました。

最初に浦佐認定こども園についてであります。この浦佐認定こども園については建築中も再三現地も訪れて調査を行いましたので、子どもたちが入った現地の状況を調査しようということが主目的でありましたけれども、現地調査ができませんでしたので資料に基づき説明を受けました。資料、また主な質疑については記載されているとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に六日町認定こども園（仮称）の設立についてであります。子育て支援課長から説明をいただき、いろいろ質疑がありました。そんな中で余川保育園の方から不安の声が出ているがどうかというようなことで、子どもの交流を交えて解消していきたいというような話ですとか、六日町幼稚園と余川保育園が一緒になるわけですが、教材費を片方は徴収して片方は徴収しないというようなことになるような感じがするがどうかということのようなことです。幼稚園籍と保育園籍の子どもが同じ物を使うのに、片方は無料、片方は有料ということがこのままだと続くことになるということで、浦佐認定こども園と同じようにしていかなければならないというような答弁でありました。

次に保育の現状についてであります。今現在、公立私立を含めて南魚沼市内には26の保育園があります。職員については年度当初は正職員6に対し臨時職員4ということで配置しておりますが、年度末になると途中入所や障がいのある子どもたちが入ってきたり、5対5近くまでなることがあるというようなことであります。

また、保育料の額の決定については、市町村であります。国の定めた保育所徴収金基準額表の8階層を参考に、市では15階層とし、細分化し賦課徴収を行っております。市では保育料の軽減処置を行っており、同時入園の場合に一人目は満額、二人目は半額、三人目は無料ということと、18歳未満の家庭では保育料を20パーセント軽減しているというようなことであります。

質疑の中で保育士の配置について県下一律かというような質疑がありました。県下一律ではないと思う。国は運営費の中でこういうふうにしなさいというお金の出る基準を設けてありますが、それに基づき市なり私立などで保育士を配置することは可能であり、南魚沼市では昨年の4月に新たな配置基準を作り、保育士を配置している。例えば障がい児の加配についてはほかの市町村とは違う配置になっているというようなことであります。

次に病院の運営についてであります。大和病院事務部長から説明を受けました。あり方検討委員会には院長、副院長、事務部長、看護部長が入っておりますが、あとの6人は看護師、

医療従事者の中で自分でやってみたいという人から手を挙げていただき、出てもらっているということでもあります。

検討していることは地域医療とは何かということで、地域医療という言葉に定義はありませんが、そういう言葉に共有する思いがなければ話をまとめることができないので、そういったものと、もう一つは必要な医療を考えることによってその先が見えてくるのではないかなというようにあります。

主な質疑であります。今後六日町病院を市立病院として運営していくという中で、このあり方検討委員会でどこまで詰められるのか。できれば財政シミュレーションを二つの病院でやった場合にどれくらいになるのか。市が一般会計を含めた中で財政的に二つの病院が成り立っていくのかまで踏み込んで議論していただきたいというような質疑であります。このことに対しまして全国の資料を見ると3条の繰入金収益全体の10パーセントから15パーセントである。そうすると私どものところは少なくとも4億円くらいは3条の繰入金と見ており、もう少しいただけないかという話はしている。4条については1億3,000万円くらいだと思ふ。大和病院もそうであるし、今後病院再編があったときに一般的に繰入金というのはルールがあり、ルールにのっとった額は見込んでいただかないと病院運営は大変だと思ふというようなことでもありました。

また、医師確保についても質疑がありました。医師確保、医師が確保できる見通しを期待していいのかなというようなことでもあります。我々の中で医師の確保策について議論があつて、それを淡々とやっている。来年度になってみればどれくらい変わっているかというのはご理解いただけるのではないかなと思ふ。医師の確保は結果が出てからでないと説明できない。若い人たちに残っていただくとか、いろいろな大学いろいろな病院等々とお互いに契約し、できるだけ継続的に来ていただくシステムを考えていくというようなことでもありました。

最後にその他といたしまして、市民生活部長、福祉保健部長より7月の新潟・福島豪雨災害に関する報告を受けました。

次に管外調査であります。期日は平成23年6月28日、29日二日間であります。調査先及び調査内容であります。長野県軽井沢町においては有害鳥獣の被害防止について、ごみの分別・リサイクル化について、保健福祉複合施設「木もれ陽の里」について。また、長野県安曇野市においては、地域医療への考え方と安曇野赤十字病院の補助金等について、夜間救急医療体制の確立についてということで調査を行いました。参加者は委員は9名全員であります。執行部から市民生活部長、福祉保健部長からも同行いただき調査を行いました。

最初に軽井沢町の有害鳥獣の被害防止についてであります。資料のとおりNPO法人とも連携した対策を行っております。軽井沢町は有害鳥獣については早くより先進的な取り組みをしており、行政としては初めて環境大臣賞を受賞しております。課題としてはイノシシとニホンジカについては猟友会に委託をし、わなによる捕獲などを行っておりますが、報奨金や町でわなを購入したり猟友会の支援を行っております。猟友会も高齢化をしており、負担をかけないようにできるだけ今の補助体制をとっていくことが今後の課題であるというよう

なことでありました。

ニホンザルについてであります。対策専門員の二人とプラス臨時職員5名がおり、365日追い払いをしているということで段々と追い払いがうまくなり、住宅地では出没は減ってきたということですが、この地区が国指定の鳥獣保護区であるため、環境省から許可をいただき80頭の群れが分裂しないように30頭の捕獲許可をいただいているが、サルは頭が良く、捕獲の檻に入らず、進まないのが現実であるということでもあります。

ツキノワグマ対策についてはクマ専門家であるNPO法人に委託して、安易に駆除するだけでなく、クマとの共生を考えながら対策を行っているということでもあります。

その他の対策としましては電気柵の設置について2分の1を補助して、営農者については上限30万円、家庭菜園については上限5万円ということで行っているということでもあります。質疑について、この対策についての年間の予算はどのくらいかという質疑がありまして、全部で5,000万円くらいというような回答であります。

次にごみの分別・リサイクル化についてであります。軽井沢町は観光客と別荘地などにより、夏は非常にごみが増え、冬との差で670トンあるということで経費が大幅にかかっているというこの町特有の悩みを持っております。分別は燃えるごみ・プラスチック製容器包装・缶・茶色ビン・無色ビンなどと18種類を実施しております。雑誌・段ボール・新聞紙については1キログラム当たり5円の報奨金を支払い、各地区ごとに集めていただき回収しているということで、平成22年度のリサイクル量は2,558.27トン、リサイクル率33.6パーセント。分別をすることによって町民の方は分けなくてはいけないという意識の高まりが出てきているということでもあります。

質疑の中で18種類の選別をされているが、別荘を含めた初期の対応はどうかということで質疑がありました。このことについては燃えないごみは缶の日、ビンの日というかたちで出してもらって、ペットボトルについては指定袋ではなく、ごみの集積所にある網に入れてくださいというかたちでスタートして、缶については当初から選別機にかけるのでアルミとスチールは一緒によいというかたちであったということです。容器包装プラスチックについては当初分別が悪く、日本リサイクル協会から受け取らないという通達を受け、圧縮梱包機をリースし、シルバー人材センターから手で分けてもらっているのが現状であります。洗浄がうまくいかないものについてはお金を上乗せして民間に引き取ってもらっているということでもあります。

次に「木もれ陽の里」についてであります。これは現地にて保健福祉課から説明を受けました。この施設の特徴は保健福祉総合施設ということで保健部門と福祉部門がワンストップで利用できるという点であります。大きく五つの部門に分かれておりまして、一つ目は保健予防部門であります。健康相談など健康に関する事業を行っております。二番目といたしまして健康増進部門であります。住民の方々の健康づくりを推進するためのエリアとなっており、特徴的なものは水中運動室であります。足に負担をかけずに運動でき、リハビリができる。また、浴室は温泉となっており、別荘地の方も利用できるということでもありました。

3番目は障がい者支援部門であります。地域活動支援センターとなっており、地域で暮らしていけるように日中活動するスペースを設けています。4番目は高齢者支援部門で社会福祉協議会に貸し出しており、デイサービスセンターとショートステイの設備を充実させております。5番目は交流多機能部門で、子ども、お年より、障がいのある方が気楽に利用できるようになっております。

健康増進の取り組みの成果であります。平成22年度までに利用が10万人を達成し、要支援・要介護出現率であります。22年度の特別会計の被保険者が4,794人のうち認定者数が641人、13.37パーセントとなり、全国平均からするとかなり低いということでもあります。医療費の抑制という部分では国保の状況しか把握できておりませんが、重篤の患者が出る、出ないで、どうしても給付額が伸びてしまうということもあって一概に貢献できているとは判断できないというようなことでもありました。

次に長野県の安曇野市であります。安曇野市は我々と同じ平成17年に5町村が合併して誕生しております。人口は約9万9,000、世帯数は3万7,000の市であります。最初に地域医療への考え方と安曇野赤十字病院の補助金等についてということでもあります。市の健康福祉部と安曇野赤十字病院、情報管理課から説明を受けました。安曇野市はまだ本庁方式になっておりませんでしたので、赤十字病院の会議室で説明を受けました。

平成17年10月、5町村が合併して、市では医療関係の充実を優先すべく安曇野赤十字病院の建設計画に対して検討委員会を設置し、支援のあり方について調査研究を行っております。地域医療に関する市民アンケート調査も実施して意見集約を行っております。市では平成20年に安曇野赤十字病院改築事業補助金交付要綱を定め、3年間で総額34億6,000万円の補助金の交付を行うことを決定しております。この補助金交付にあたって議会とも協議して、合併特例債を使って借入れすることを決定して、起債の借入額については補助金の95パーセントということで32億8,900万円を借り入れております。赤十字病院と市の関係であります。安曇野市の公的病院として市民の方が望む医療サービスが提供できるように、お互いの意識の共有を図っているということでもありました。

次に夜間救急医療体制の確立についてであります。2次救急については多くの方は搬送が不要な患者で、救急に行くほどではないが、病院に行かなくてはならないという方が非常に多いということで、この地域の課題でもありました。そのために夜間急病センターが設立され、本年で5年目になるということでもあります。運営体制として、市で開設と施設管理を行い、実際には医療に関わるのは地元の医師会の先生方と。その中で手を挙げていただいた方で登録の医師数は年々減ってきており、一人当たりの先生の負担が増えているのが現状だということでもあります。受診者については10歳以下で55.2パーセント、15歳以下になると66.4パーセントということで、圧倒的に子どもが多いということでもあります。

質疑応答の中で何人かの方から医師確保について質疑がありました。おおむね信州大学の医学部から医師を派遣してもらっているようではありますが、救急部の医師の5人などは全くほかのルートであり、都会に住んでいてこの安曇野地域に住みたいという、この地域特有の

要因もあるようであります。また医師確保について予算付けするとか、行政で特段に医師を招聘するようなことはやっておりませんが、長野県では医師確保対策室があり、研究資金があり3年間在籍していただければ返さなくてもよいという制度があるようであります。

調査が完了してから委員の皆さんから意見・感想等を提出していただきました。ご覧のような意見が寄せられておりますが、我々と同じ頃合併し、市立の病院を持たないという自治体がどのように地域医療に取り組んでいるのかということで調査をさせていただきました。以上であります。

議長 社会厚生委員長への報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。7月28日に行われた調査の報告の中の8ページ、病院の運営についての質疑の中で繰入金の話が出ているわけです。これは多分病院事務部長の方の考えでありましょうが、実際に繰入金を出している市長部局の方から二人の部長が出ているわけですけれども、そこら辺についてこの繰入金に対する考えはどうかということの質問はなかったように思うのですが、本当になかったのでしょうか。

今井社会厚生委員長 そこまで踏み込んだ質疑や答弁等はなかったように思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所掌所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由の説明は予算及び決算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由の説明は予算及び決算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成23年請願第4号 自然エネルギーの開発と普及、プログラムを決めた原発からの撤退を求める意見書提出に関する請願、日程第7、平成23年請願第5号 「社会保障と税の一体改革」による消費税の増税は行わないことをもとめる請願、日程第8、平成23年請願第6号 「郵政改革法案」の早期成立に関する請願、日程第9、平成23年陳情第2号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情及び日程第10、平成23年陳情第3号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択に関する陳情、以上5件を一括議題といたします。

請願第4号を産業建設委員会に、請願第5号、請願第6号及び陳情第2号を総務文教委員会に、陳情第3号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第11、第21号報告 専決処分した事件の承認について（平成23年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 報告第21号 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）について8月10日付で専決処分といたしましたので報告し、承認を賜りたいものであります。

このたびの新潟福島豪雨災害対応に関し、避難所運営費、初動対応に必要な費用、生活再建支援費、応急的な復旧工事費など総額6億3,200万円を追加計上し、歳入歳出予算総額を309億5,754万円といたしました。

歳出の主な内容といたしましては、災害救助法適用を受けて避難所の設置運営費に1,460万円、土砂などの障害物撤去費に5,900万円、新潟県の被災者生活支援事業に基づく支援費1億2,000万円、これらを処置いたしました。公共施設の応急的な復旧費、本復旧に向け調査費として農地・農林水産施設に1億2,000万円、土木施設に2億6,442万円、その他公共施設に3,198万円を手当ていたしまして、その財源といたしましては国県支出金1億6,200万円、災害復旧債2億4,000万円、不足する2億3,000万円は財政調整基金を取り崩すこととしております。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 本件は市長が提案理由で申し上げたとおり、豪雨災害に緊急に対応するため専決処分をさせていただいたものであります。

10ページをお開きください。財源として歳入では第13款1項4目公共土木施設災害復旧費国庫負担金として2,000万円。並びに2項7目総務費国庫補助金では君帰、泉盛寺の地デジの共聴設備伝送路の災害復旧の補助で333万円ほど。14款県支出金1項1目民生費の部分では災害救助法に基づく災害救助費負担金が5,133万円ほど。2項県補助金では説明欄で感染症予防費負担金として消石灰、逆性せっけんの配布の部分で130万円ほど。被災者生活再建支援事業県補助金で8,600万円。17款繰入金で財政調整基金繰入れを2億3,000万円。

12ページ、13ページをお願いいたします。20款1項5目災害復旧費でそれぞれ農林、土木、一般で2億4,000万円の都合6億3,200万円の計上でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出では3款民生費4項1目丸の説明欄の災害救助費に7,360万円ほど。2目生活再建支援費に1億2,900万円ほどの補正をさせていただいたものでございます。説明欄にありますようにそれぞれ費目に分かれておりますが、大きくは障害物除去委託料として土砂の排除の部分が5,500万円用意をさせていただいたものでございますし、そのほかは避難所としての運営関係の経費などをそれぞれ計上させていただいております。

1 1 款災害復旧費 3 項 1 目豪雨災害公共施設応急復旧費でございますが、測量設計等委託料、応急復旧委託料、機械器具借上料、応急復旧工事、原材料費などでございますが、丸の豪雨災害農林施設応急復旧費で 1 億 2,000 万円、その下の土木施設応急復旧費に 2 億 6,442 万円。次の 16 ページ、17 ページでございますが、丸のその他一般施設応急復旧費で 3,197 万円ほどを補正させていただきました。

また、14 款予備費に 1,300 万円を追加させていただきました。

6 ページに戻りまして地方債の補正といたしまして、記載のように下から 2 段目、災害復旧債に 2 億 4,000 万円を追加をさせていただいたものでございます。

以上から市長が申しあげましたように、歳入歳出の総額をそれぞれ 309 億 5,750 万円とさせていただいたものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

山田 勝君 災害復旧ということでこういった歳出、支出の項目が出されておりますが、この中で実際に支払い、現在支払が済んだものはどれほどありますか、伺います。

総務部長 これとですね、普通の予算と一緒にございますので、今ここで例えば災害復旧費 7,360 万円のうち何パーセント執行したかちょっと確定値が申しあげられませんが、必要であれば後ほど調査をしてご答弁を申し上げます。

山田 勝君 市長がこれ 8 月 10 日専決されたということですが、議員、我々も非常にこの災害については心配をしております。おりまして、当然、災害復旧これは経費がかかると、そういうのは十分考えております。ここで専決をもって処理をした、その点について議会我々は前日でも通知をいただければ、参集する意欲は十分あります。これを専決で処分したということについて市長に伺いたいと思います。

市 長 いくつか確か申しあげましたが、この専決、当初は 13 億円くらいになるだろうと、この額がですね。しかし、いろいろ精査をしたり、あるいは直接的にすぐ支払わなくてもいい部分ですとかそういう部分を精査して 6 億 3,000 万円にしたわけでありまして。

今ご質問にあったように、ではこのうちどれだけ支出されているか。相当数が支出をされているわけですが、現場でそれぞれ指示をする、対応するというところに、全く予算の裏づけがなくとも私もあるいは市の職員も対応できないわけでありまして、専決をさせていただきました。

そしてなぜ議会を招集しないか。これは議会を招集するには、当然ですけれども 1 週間前か、3 日前か、いろいろ規定がありまして、とてもそういう対応をしないではこの災害に対応できたかということ、それはできなかったということでありまして、皆さん方に専決というかたちでお願いするというにさせていただきました。専決部分というのは、こういう非常時に一番必要とされる部分でありまして、これは全く議会を招集しなかった理由となれば、もう対応が遅れるということだけ、その一点であります。

山田 勝君 思いは十分わかります。しかし、最低限の召集は前日というふうに物の本に読んだ記憶があります。我々 28 日から、29 日から、30 日からずっと雨の状況もこれ

は大変な災害だなと感じていました。ですから、いつでもその議会招集ということに、例えばこれ8月10日に専決するとなれば、専決というか必要となれば、8月9日でも8日でもそのまとまった段階で議会を招集していただければなど、そういう今思いなのですが、そういうことは不可能なのでしょうか。

市長 100パーセント不可能とは申し上げませんが、議会招集がそれは1日前であっても結構ですけれども、その資料作成から相当のやはり手間を要するわけですのでこれはもう専決、そういうことで私がそうさせていただいたわけがあります。ご批判があればそれは十分受けますけれども、こういう時期に専決をしたということでご批判があるとすれば、ではいつ議会の、議会でなくて予算関係の専決ができるのだと、そういうことにもなりかねない部分であります。要はとにかく8日、9日、8月の初旬などは全て災害対応で、まあまあてんてこまいの状況でありましたから、議会招集というかたちは取らずにこうして専決させていただいたということであります。

腰越 晃君 1点お伺いします。17ページ、豪雨災害その他一般施設応急復旧費3,100万円の中の下から2番目、車両購入費1,150万円というこの内容、消防車両等。三条か何かの帰りに復旧・救出作業等で車両をだめにしたというような話がさっきありましたけれども、これに使われたのでしょうか。確認をさせてください。

総務部長 申し訳ありません。説明がちょっと雑ぱくすぎて恐縮でございます。今ご質問の車両購入費につきましては市長が所信表明で述べておった消防車両の購入費でございます。以上でございます。

寺口友彦君 先ほどの専決処分の話でありますけれども、私の近くの方で行政区が自主防災組織で三つ避難所を開設しました。そのときにいろいろな部分があったわけなのですが、建設にしる、産業振興部にしる予算の裏づけがなければなかなか動けないという部分がありましたので、私はこの専決についてはそれは妥当な選択だったというふうに思っております。

ただ、この説明は全員協議会というかたちで行われましたよね。そうではなくて、私は6億3,000万円という大変な予算でありますから、この補正については全員協議会での説明を先にやって9月の定例会を待つというのではなくて、全員協議会でなくて、臨時会を開いてそこで議決をするというかたちが妥当ではなかったかと思うのですけれども、この全員協議会についての考え方を市長にお伺いします。

市長 山田議員のご質問にもお答えしているとおりでありまして、正式な議会ということになりますと、それ相応の準備が必要ということでもありますので、今回はそれをそれぞれ省略させていただいて、まあ喫緊のことでありましたから専決を組み、そして議会の皆さんにもやはりご報告程度のことにはやっておかなければならない。それで全員協議会というかたちにさせていただいたということでもあります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第21号報告 専決処分した事件の承認について(平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第21号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 休憩とします。昼食のため休憩とします。午後の開会は1時ちょうどいたします。

(午前11時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 今日、午前中に所管事務の報告におきまして産業建設委員長の報告の中に、資料2ページです。2ページの中段、Aコープは平成22年に破産したとの字句を、株式会社組合生活センターは平成22年に破産したと訂正したい申入れがございましたので、これを議長として許可いたします。よって、平成22年のAコープは株式会社組合生活センターというふうに訂正をいたします。

議長 日程第12、第22号報告 専決処分した事件の承認について(平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 第22号報告、専決第14号について提案理由を申し上げます。本補正予算は23年7月の新潟・福島豪雨災害に伴う被災箇所について、応急復旧を含め市民生活への影響を最小限として、早期復旧に必要な所要額を計上したものであります。歳出ではそれぞれ被災した管路、マンホールポンプ、処理場などの復旧費用を計上し、歳入ではその財源として災害復旧事業債及び一般財源で手当するものであります。

以上、歳入歳出予算総額にそれぞれ1,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億110万円とするものです。詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは22号報告、平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算の1号についてご説明申し上げます。

事項別明細の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。先ほど市長が申し上げましたように、災害復旧の財源ということで6款の繰越金で1,130万円、8款の市債730万円ということで計上をしているところでございます。

歳入であります、12、13ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出であります。2款の施設管理費でございますが、被災の状況につきましては先月の26日の全員協議会の状態から変更はございません。6目としまして新潟・福島豪雨災害復旧費を新設し、必要額を計上したところでございます。説明欄でございますが、公共下水道関係では大和のクリーンセンターあるいは中継ポンプの制御盤の修繕2か所分でございます。制御盤の修繕2か所で915万円というような費用になっております。

それから都市下水路の土砂の撤去の費用というようなことで、総額1,440万円、特環で80万円、集排につきましては三用の処理場それから宮の処理場等々で220万円ほどの費用でございます。それから浄化槽の関係では120万円ということで1,860万円を計上し、8月の10日付で専決処分し、復旧作業を早急に終わらせたいというふうに考えているところでございます。今現在、全ての事業について発注済みということで、3分の2程度が事業が完了しているというふうな状況になっているところでございます。

それから、6ページを見ていただきたいと思ひますが、地方債の補正ということで先ほど説明を申し上げましたように、復旧の財源としまして災害復旧事業債ということで730万円ほどをここで計上をしたところでございますけれども、これにつきましては災害復旧事業債は一般会計債であるというふうなことから、この次の2号補正でこの730万円については全額減額としたいということで、一般会計の方に振り替えたいということで、2号補正の方では730万円を全額減とするような格好で予算を編成しておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

災害復旧事業債は必要額を一般会計の方から下水道の方の特会の方に繰り入れていただいて、初めて普通交付税の方に参入されるという内容になっておりますので振り替えるものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 質疑を行います。

関 昭夫君 1点だけお伺ひをしたいのですが、今回、説明を聞いていますとマンホールポンプ等にも被害があったということですが、幹線の部分でもポンプアップをして送っているところがあると思ひます。一時的にためておくような貯留槽、何と言えはいいのでしょうか、柵のないところも結構あるわけですが、そういうところが被害を受けた場合には今度、流域的には相当の汚水が流れ込んでいる場所が使えなくなるという可能性があるわけですが、そういうことへの対策等今回を踏まえてどんなふうにしていかれるつもりなのか。あるいは処理場等の防災等についてもこれからの検討かもしれませんが、その辺をどんなふう考えているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

下水道課長 マンホールポンプの件でありますけれども、今回非常にマンホールポンプ等が冠水によって水浸しになったというようなことです。今回壊れた部分としてはそれに伴ってついている制御盤が水につかって動かなかったというようなことで、中のポンプ等については大丈夫だったというようなかたちになっています。基本的に管路それからマンホールについては水が入らないというのが前提で作っておりますので、そこが例えば管路のところ

が全部　　今回もありましたけれども、マンホールの周りは水であらわれたとしても、中までは被災がなかったものですから大丈夫だというふうに考えております。

それからあと処理場ですけれども、大変水が入ってきたところがあります。そういうところは土嚢等で対応をしていましたけれども、処理場としてはかなり農集の方が多いわけです。農集については将来的には公共の方につなぎこんでいきたいというようなことがありますので、農集の処理場については今後そういうふうになれば大丈夫かなというふうに考えています。以上です。

関 昭夫君　　今の答弁でしようがないのかなという気はしていますが、農集の処理施設は意外に低いところにある、雨水がたまりやすい、あるいは河川の越水もしくは被災等で水が流れ込むと、そこへ集中しがちの場所なのかなという気がしています。流域へつなぎこむまでの間もやはりそういう防御の手立てを常に考えておかないと大変なことになるのかなと。幸いにして今回そんなに大きくなかったのかもしれませんが、それこそ10年あるいは30年、100年というようなサイクルで考えていたものが、連続してある可能性だって最近では多いわけです。やっぱり対応が今回のを見ていて対応が必要なのではないかなというふうに感じましたので、お願いをしたいと思います。

企業部長　　今回の災害でも農集の処理場につきましては、宮の処理場なんかだと非常に不明水がいっぱい入ってきたということで、その不明水がどこから流れてきているのかということをおもも調べたのですが、実際にはよくわかりませんでした。そうしたこともありますので、今回のような豪雨でなくても、少しぐらいの雨でもやっぱりそういうことが心配されるというような状況もありますので、不明水が入る要因といいますか、原因について我々の方でもう少しきちんと調べる必要があるのかなというふうに思っていますし、最終的には流域の方には接続したいというふうには思っていますので、それまでの間、何とか処理場がもつようにということでやっていきたいというふうに考えております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　お諮りいたします。

第22号報告　専決処分した事件の承認について（平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第22号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第13、第23号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第23号報告についてご報告を申し上げます。本件は一般会計にかかる3件の継続事業につきまして、平成22年度で事業が完了いたしました。これにより継続費精算報告書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

3ページをお願いいたします。表の左に記載のように、第4款衛生費にかかる斎場改築事業それから第10款教育費にかかる五十沢地区小学校統合整備事業並びに塩沢地区給食センター整備事業の3件ございまして、上段に記載のように左から全体計画、実績、比較となっております。実績の欄を見ていただきたいと存じます。太い実線の上でございますが、斎場改築事業では支出済額が11億2,233万918円、財源内訳では国県支出金はゼロ、地方債が9億4,820万円、その他これは湯沢町さんからの負担でございますが1億5,682万1,000円、一般財源が1,730万9,918円というものでございます。

五十沢地区小学校統合整備事業では支出済額が9億4,480万7,448円、塩沢地区給食センター整備事業では支出済額が5億5,155万3,264円となっておりますのでご覧をいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で、継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

議長 日程第14、第24号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。説明を求めます。

企業部長 それでは第24号報告南魚沼市継続費精算書についてということで、下水道特別会計分でございます。この下水道の分につきましては、大和クリーンセンターの水処理施設の増設工事ということで、平成20年からの3年間の事業ということでございます。この大和クリーンセンターは平成5年に運用を開始されまして、平成11年に増設工事をやっております。今回、平成20年からの3か年の事業が2期工事というような格好になります。この平成5年の運用開始の時点から普及率等を見ながら段階的に施設を増やしていくということにしてきたものでございまして、平成20年水洗化が進み流入量が増えたということで、処理施設を増設するというところで事業を進めてきたところでございます。

平成20年の継続費の設定時点では3年間の総額が14億4,600万円ということで設定をしましたが、平成21年の3月及び平成22年の3月議会におきましてそれぞれ総額と年割額を補正減としまして、全体計画では総額11億6,700万円としたところでござい

す。

実績のところを見ていただきたいと思います。平成20年度におきまして事業変更がございました。2億1,160万円ほどを翌21年度に繰越しをしまして、21年度の事業執行額が6億2,549万8,500円というような金額になっております。そのほかでは順調に事業が進捗をしまして、昨年12月から試運転をしまして本年の4月より本格運転を始めたところでございます。

全体事業費は11億6,700万円でありまして、それに対して執行済額が11億6,671万7,750円ということで、財源内訳としましては補助金が6億3,860万8,800円、それから地方債が4億7,520万円、一般財源が5,290万8,950円を投入し、事業が終了したところでございます。説明は以上でございます。よろしくご承認をいただけますよう、お願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で、継続費精算報告書について(南魚沼市下水道特別会計)の報告を終わります。

議長 日程第15、第25号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第25号報告についてご説明を申し上げます。平成21年4月から全面施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づきまして、平成22年度決算にかかる表の4指標を算定、監査委員の意見を付して議会にご報告申し上げます。表をご覧くださいますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でございますので数字が出ておりません。実質公債費比率が20.7、将来負担比率が155.9いずれもパーセントでございます、という結果でございます。

実質公債費比率につきましては3か年平均を用いることとなっておりますが、19年度が23.3、20年度が22.9、21年度が22.1、22年度が20.7パーセントと順次低下をしているということでございます。

将来負担比率は平成19年度が206.4、20年度が176.3、21年度が167.3、22年度が155.9と、こちらも低下をしております。

報告資料につきまして若干ご説明を申し上げます。3ページをお開きください。左上、総括表 健全化判断比率の状況でございますが、太字の数字が1ページの方に転記をされているものでございます。また、その下の表でございますが、イエローカードというべき早期健全化基準、レッドカードというべき財政再生基準、これは三つのうち一つでも超えることとなりますが、それぞれ示されております。

次に4ページでございます。数字が細かくて見づらくて恐縮でございます。総括表 連結赤字比率の状況ですが、左の表中ほど一般会計の実質赤字比率はマイナス2.12ですし、それぞれ各会計の実質収支及び資金不足・剰余金が記載をされておりまして、右の表の下から3番目、これらの合計を標準財政規模で割りますとマイナスの8.95でございます。その左に米印が記載をされていますように、黒字の場合、負の値で示されるということになります。

次に総括表、5ページをご覧いただきたいと存じます。実質公債費比率の状況であります。収入のうちどのくらいを借金の返済にあてているかを示すものであります。の元利償還金の額からまでのものを所定の計算式に当てはめると、表の中ほど右側にありますように各単年度の実質公債費比率が平成19年度で22.69857、平成20年度が22.64404、平成21年度が21.15052と、平成22年度が18.58222となり、3か年平均を用いることになっておりますので、一番右の表で20.7というふうになっているものでございます。

次に6ページをお願いいたします。総括表 将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率であります。350パーセント、3年半分を超えると健全化法ではイエローカードということになります。最下段が算式ありまして、算式中ほどAマイナスBをCマイナスDで割ったものが将来負担比率155.9パーセントとなるものでございます。

7ページは監査委員さんの意見書の写しが付いております。

ちなみにご参考までに20.7の実質公債比率の要因別の内訳、これは按分でございますのであくまで目安ということでお考えをいただきたいと思っております。20.7の内訳が普通会計分が12.3、下水道特会が5、水道事業会計が2.6、病院事業会計が0.4、債務負担行為によるものが0.3、一部事務組合の負担金が0.2というような算定の要因内訳になっております。以上で第25号報告の説明を終わります。

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 それでは報告書の8ページをご覧いただきたいと思っております。平成22年度の決算に基づく健全化判断比率審査意見、第1としまして審査の対象ですが、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2審査の期間、平成23年7月26日から平成23年8月19日まで。

第3審査の方法、審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

第4審査の結果、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認められました。

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。

下の表ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率の赤字額はございません。実質公債費比率ですが20.7パーセント、前年度22.1パーセントです。1.4ポイント改善されました。

将来負担比率は155.9パーセント、前年度167.4パーセント、前年度から11.5ポイントほど改善されております。簡単ですが以上でございます。

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 実質公債費比率これが県内ワーストということでこれが悪いということで財政が悪いのではないかとというような、一部極端な誤った財政評価というのがばっこしていると、私はそういう部分があるというふうに考えているのです。ようやく単年度の実績で18パーセント台に落ちてきたということで、今後の推移について非常に注目しているわけがあります。財政シミュレーションどおりにそういった財政健全化というカーブどおりに今後推移していくとしたら、恐らくは早い段階で18パーセント以下になるのではないかなということを期待しております。

また、財政シミュレーションについては、財政当局の方で見直しをかけているという話も伺っておりますが、この実質公債費比率だけに限定してお聞きしますけれども、今後の動きについて今考えられるところをお聞かせください。

市長 今、現時点で考えられることは、順調に推移をして減っております、議員がおっしゃったように単年度では18パーセントを下回る状況はすぐに到来すると思っております。ただ、今回のこの災害におきまして、災害復旧債を約15億円発行予定であります。これが23年の特別交付税あるいは24年の交付税等でどう措置をされるか。

もし、ほとんど措置をされないということになりますと、あれやこれや計算しますと、先般、財政課長に試算をしてもらったら、実質公債比率がこれを全く歳入が今後の交付税とかで算定されないとすると、0.5ポイントほどいったんは上がるかもわからない。0.5ですね、かもわからないというところですが、特交で一切措置されないということはまずあり得ませんし、来年の普通交付税で今回の災害に対する人件費が、非常に災害対応でとにかく人手が不足しましたから、県あるいは土地改良団体連合会こういうところから職員の派遣をしていただいているわけがあります。

県職の賃金についてはどうなるかちょっとまだわかりませんが、土地改良団体連合会についてはこれはもう契約的に結ばせていただいておりますので、これを人件費分として認めていただくようであれば、財政需要額の方に算定ができるわけです。ただ、だめだとその算定ができませんからほとんど持ち出しということになるわけです。この辺がちょっとまだ調整がはっきりしません。しますが、全然なしとして0.5ぐらい上がるかもわからないという状況ですので、そう心配することは全くないという状況であります。

佐藤 剛君 1点だけ今のに関連して、ちょっとこういう状況ですので不安材料も出てくるわけなのですが、この3か年の推移を見ますと順調に数字的には減っているわけなのです。もうちょっと中身を見ますと臨時財政対策債によるところ、これ含めていいということになっていますからこれはいいのですけれども、そこによるところが非常に多いわけなのです。こういう状況になってきて今後ともこの臨時財政対策債というのが活用できるか。そして今後のそれは交付税で補填されるというわけなのですが、そういうところが大丈夫

なのかちょっと不安があるのですけれども、その辺の見通し何か教えてください。

市長 臨財債につきましては、今の補正部分でちょっと出しますけれども、当初23年度予算で見込んでいたよりは若干少なかった。去年よりは大幅に少ないわけでありましてけれども、これはいつまでどういうかたちでこの臨財債というものを発行できるかということは私はちょっとわかりません。わかりませんが、財政課長がつかんでいたらあれですけども、すぐになくなるということではないと思うのです。その発行した部分について交付税できちんと裏を負担するという部分については、この発行が続くかぎりはその制度は崩れないというふうには思っておりますが、こういう日本経済の状況でもありますので、100パーセントどうだかと言われるとちょっとわかりませんが、ただ、今まで発行した部分についてそれを帳消しにしますよなどということはありません。これから発行する部分について、例えばそういう措置が出てくるのかもわかりません。これはちょっとわかりません。あわせて財政課長にちょっと答弁させますのでよろしくお願いたします。

財政課長 今ほどの臨時財政対策債が今後続くかどうかという件なのですけれども、これにつきまして政府の考え方も変わってきております。ただ、私どもが信じていますのは、交付税それから臨時財政対策債につきましてはあくまでも基準財政需要額と基準財政収入額の差額という計算で、それが交付税でくるか臨時財政対策債でくるかという問題だかと思っておりますので、そのように理解をしております。

財源措置につきましては、臨時財政対策債が後年度、交付税措置をされる、100パーセントされるという件につきましては、今ほども計算をしておりますが間違いなくこれはきておりますし、この部分が崩れるということは絶対はないというふうに考えております。ただ、額につきましては先ほど言われたとおりで、今誰もこの部分についてわかるものではないと思っております。

寺口友彦君 資料5ページの方の今の実質公債費比率に関連してですけれども、この20年から22年の3か年を見て、普通交付税と今の臨財債の合計が大体101億円から102億円ぐらいと。ただ、その中で標準税収入額がかなり減ってきている。特に22年度においては84億円ですから、前年度から4億円ほど減っていると。こういうふうに税収入が減った中で、実質公債費比率が単年度で19パーセントを切ったということについて、この実質公債費比率という数字だけを見れば、なるほどな減ったな、よくなったなという感じがするが、税収入がこれだけ落ち込んでいるという中でこの数字ということをどのようにお考えなのかということをお聞きしたいのと。

もう一つ6ページの将来負担比率の中で設立法人ですね、第三セクターと土地開発公社の部分についてですけれども、それは6億6,797万円ですか、今回も一部を一般会計で購入をして地方債でもって賄っているという部分なのですが、この部分についても実際額として全体としては減ったといいながらも、その塩漬けの土地という部分はどうなるのかという部分の心配があるわけなのですけれど、そこら辺を含めて何とかなるだろうというようなお考えなのかどうかちょっとその2点をお伺いします。

市長 ご指摘のように税収が23年度もちょっと下がっているわけでありまして、これはその景気の動向が主な要因だと思っております。それは先ほどちょっと財政課長が申し上げましたように、基準財政収入額が減って需要額が増えてその差額は交付税で補填することですから、数字的には心配はいらないということですが、やっぱり税収が減っているということ自体は、これはやっぱり深刻に受け止めなければならない。

今コパルさんがああいうかたちで進出をしてきていただきましたし、まだちょっと、八海山スキー場関係で朗報も入ってきておりますので、そういう面でやはり働く場所を増やす、確保する、これに尽きるわけでありまして、そういうことについて鋭意取り組んでいかなければならないと。税収を増やすということを強く意識しながらやっていきたいと思っております。

それから公社の土地、買戻しもさせていただいたわけでありまして、あと残る大口は長森の運動公園用地といいますかあそこが約まだ10ヘクタール近く。これを今ある企業と交渉中であります。ただ、とても簿価で買っていただけるといふほどのことにはならないわけでありまして、簿価と時価といいますか、その売買額との差額は当然でありますけれどもこれはまた一般会計で負担をしていくというかたちになるわけでありまして。

この問題がある程度収束しますと、野世ヶ原の用地については全くまだめどが立ったところではありませんが、運動公園の方もおおむねめどが立つということですので、いい方向に向かっていると。問題は野世ヶ原、約4ヘクタール強でしょうか、これをどう利用するか。いろいろご提案もありますので慎重に検討しながらなるべく早いうちに、今度は安くいいということではありませんけれども、市の土地ということになりましたので、ある程度柔軟性のきいた対応ができるだろうと思っております。もし、また何か情報がございましたらお知らせいただければと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で、健全化判断比率についての報告を終わります。

議長 日程第16、第26号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第26号報告でございますが、第25号報告に同じく健全化法第22条の規定に基づいた公営企業の経営健全化の指標であります。公営企業ごとの資金の不足が事業規模に対してどの程度であるかを示すものでございます。資金の不足額を事業の規模で割ったものでありまして、資金不足額は先ほどの連結実質赤字比率の資金不足額に同じであります。表にありますように水道事業会計及び下水道特別会計では資金不足額は生じておりませんが、病院事業会計において2億6,657万5,000円の資金不足額が出ております。資金不足比率につきましては7.4パーセントで、平成21年度が11.7パーセントでしたので4.3ポイントの減少ということになってございます。なお、早期健全化の基準値は20パーセント

でございます。

報告書の3ページをお開きください。数字がこれも細かくて恐縮でございますが、上の表の法適企業である水道事業会計と病院事業会計では、表のa マイナス b の(1)流動負債から c マイナス d の(2)の流動資産を引いた額が、(5)の資金不足額・剰余金額(連結実質赤字比率)とありますが、水道事業会計では黒字、病院時業会計では三角の2億6,657万5,000円となっております。(6)が資金不足額ですが、この数字を(7)の事業規模で割りますと7.4パーセントとなるものでございます。下段の下水道事業では同じ見方で(5)が黒字となっております。したがって資金不足比率は該当がありません。なお、25号報告に同じく監査委員さんの意見書の写しが添付されております。以上で第26号報告の説明を終わります。以上です。

議長 次に監査委員の報告を求めます。

監査委員 それではただいまの報告の6ページをご覧くださいと思います。平成22年度決算に基づく資金不足比率審査意見。

第1審査の対象、平成22年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2審査の期間、平成23年7月26日から8月19日まで。

第3審査の方法、審査に付された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

第4審査の結果、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認められます。

各特別会計における資金不足比率はいずれも経営健全化基準を下回っています。

水道事業会計は資金不足は発生しておりません。病院事業会計7.4パーセント、前年度11.7パーセントです。下水道特別会計は資金不足はありません。以上でございます。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 先ほどの報告と若干リンクしますが、ひとつお許しいただきたいと思います。先ほど指摘がありましたように、標準収入、要するに収入が減って普通交付税あるいは臨財債で手当ができ、そして良好な状況だとかこういう話であります。そして、改善もされているとかいうことではありますが、そういった中で今、景気という話も市長が答弁しておりますけれども、私はそういった中でいろいろの納税あるいは徴収等で滞っている方々が増えているという傾向があるかと思えます。

そうした中で水道事業等こういった数字が出てきているわけでありますので、私はその実質公債費比率を、めどが付いた、あるいは公社から買い取ってもまだ大丈夫だというような、その数字を追う気持ちはわかるのですけれども、やっぱり市民の立場に立ってもう少し手当しなければならぬところは出てきているのではないかなというふうに感じるのです。

そうしないともっと好転したら水道料を下げるとか、あるいは国保だって何をしてや

ろうかとかこういう話になるわけですが、私はそうではなくてもう少し何と申しますか、時世に合った手当をしていかないと市民は大変な状況になるのではないかなというふうに感じるのですが、いかが考えておきましょうか。

市長 何と申しますか水道あるいは国保ということに限って申し上げますと、決して安いとかそういうことを思っているわけではございませんで、極力下げられるように、あるいはこれ以上、上げないよという努力はずっとしてきております。トータル的な問題ですから、例えば先ほどの税収についてもある意味、景気の動向が変わったり働く場が増えたりすれば、これはおのずと税収が増えるということですから、それはそれでそういう方向を目指すということでもあります。

水道、国保等についてもよくなったら下げてやるとかそういう思いでやっていることではありません。下げられるという状況が見えれば、この財政の状況がどうだこうだという依然に、下げるべきときは下げなければならない。そういう思いですので、水道についてはもう少し様子を見させていただきたいということでもありますし、国保はこういう状況でありますから、極力上げないよよというところで一般会計も投入をしたり、そういうことで対応をしているところであります。

市民の皆さん方が例えば水道料が高いが故に税金を滞納しているとかそういうことではないと思っています。そういうことではない。一つの要因がぼんと水道料が高いが故に税金を納められないという要因ではないということをお申し上げている。やはり景気が減速して収入が少ない。ですからトータル的な問題だと思っている。市の施策の中でここに原因があるから税収が減るとかということではないということをお申し上げているところでありますが、いずれにしても市民負担は適正な規模というか額これは当然あるわけであります。別に水道が、国保が今のままでずっといいというふうに思っているところではございませんので、その市民負担の減少に向けて日夜努力を重ねているということをご理解いただきたいと思います。

岡村雅夫君 国保にしても下げるには至っていないのですね。ですから、税収が落ちているということは、それだけ皆さんが大変になっているということはこれは明白なのです。そこをその時期がきたら、時期がきたらと。時期がきたらというのはこういう好転していくときに、やっぱり少しずつ手当をしながら進まないとは私は誤ってしまうのではないかなというふうに思います。

だって家計を見てもわかるでしょう。収入が落ちているのですから。今までどおりに負担が同じであるとするならば当然苦しくなるわけです。そこにやっぱり手当をしていかないと私はならないというふうに考えますので、もう一回お聞きします。しかるべき時期というのはどういう時期なのかを。

市長 ちょっと考え方がやっぱり違うわけでありまして、例えば国保あるいは水道であってもいったんここまで下げましたと。一時的にですね、1年下げると。それはいつでも対応できますよ。1年間1億円下げるとかですね。そういうことではないので、水道事

業これは市の一般財源とはまた別に考えて、企業会計でありますから。企業としてきちんとやっけていかれるとそういう見通しをある程度たてなければ、常に一般会計の中からどんどん、どんどんと持ち出して水道事業会計の料金値下げのために補填をするということは、やはりいい政策ではないと私は感じております。

一般の皆さんは収入が下がれば、それだけ賦課される税金は減るわけですね、税金は。水道料は減りません。使うだけいただくということですから、そういう考え方ですので、何と申しますか全部言い方は失礼ですけども、あれもこれも一緒にして市の財政は一つだという考え方はなかなか取れないというのが私の立場であります。

国保でもしかりです。国保税が例えば高くてということで納入ができない。そういう方もいらっしゃるでしょう。いらっしゃるんですが、ではそれを容認しながらどんどん、どんどんと一般会計の方をつぎ込んでいくというかたちはやっぱり取るべきではない。さっき言いましたように緊急避難的に一時的ということは幾らでも考えられます。それから恒久的な将来を見据えたことをきちんとやる。

そのうちに、そのうちにと申したって私が今ここで、では何年から下げられるということをお願いする段階ではございません。しかし、必ず下げていくと。これは私の政治の中の一つの大きな何と申しますか自分の持っている信念でありますから、それは必ず実行させていただきませんが、いつだということをお願いする段階ではないということになります。

岡村雅夫君　そうすると財政の特別会計だからとかそういう言い方をするのでですけども、私はそれは特別会計に限ったことではなく、上納と昔は言ったのですけれども、要するに市に納めるお金そういうものを勘案した中で、どんどん下がっていくという品物はないのです。現状維持というのがたまたま、あるいは所得が少なくなるから税金が下がるからいいではないかと、そうすれば負担も少なくなるからとこういう論は、それは要するに力に応じたかたちなのですよ、税体系というのは。

そういうことではなく、こうやって好転のめどが立っているのだとそういう言い切るわけですから、言い切る中であったならば、今一番困っている方々がどういうふうになっているか、どういう状況だかということをお案するならば、私は考えることはあると思うのです。それをいつか下げるとい話しか、言うときそういう話しかしないのですけれども、私はそうではなくてやっぱり基本的な生活、豊かな人と。では、豊かでない人をおれば、同じ水道料にしてもあるいはあれですよ、均等的な部分に関してみればそれは大変負担になっているというふうに私は思うのです。

それはやはりいつかなどという話ばかりではなくて、こういった機会にやっぱり方針をきちんと出して、そうした取り組みをする。数字だけ好転する、いろいろ批判があるから、公債費比率だけを一つ改善するために全力を投下するなどというかたちではない、やっぱりもう一つそういっためどが立っているとすれば、やっぱり手当はしていくべきだというふうに考えますが。

市長 基本的な考え方が違うわけですから、ここでそういうお話をしても無理ですけれども、いいですか、合併以来、実質公債費比率が県下ワースト 1 ずっと言われ続けてきて、これを下げるために懸命な努力をしてきたわけです。今ようやくそのめどが立ちつつあると。まだ達成したということではありません。めどが立ちつつあると。めどが立つのは今まで申し上げてきたとおり 27 年には 18 パーセントを切るだろうと、それがちょっと早くなるかもわかりません。

そういう建て直しをしてきています。建て直しをしてきている中で、おっしゃるようにその国保なんかはそれは収入の低い方、あるいは納められない方には減免措置も設けてあるわけですから、それを十分ご活用いただくということでありまして、水道は残念ながら生活が苦しいから、税収が少ないからそれに応じて負担を変えるということはやっていません。やっていませんが、一時的に基本料金の値下げをしたり。

まだ忘れてほしくないことは、大和と六日町の水道料を 1 回下げているのです。皆さんは全然その下げたということ念頭に置かないで、いつも申し上げている。それだけ努力をして 1 回下げたのです。それから今まだ 6 年ですよ、まだ。やっぱりめどが立つというのは、さっき言いましたように実質公債費比率が本当にそういうかたちになる、財政の状況も合併の特例的な期間を終える 10 年、27 年、28 年から向こうを見据えてやるわけですから、当然時期とすればその辺が私は適当だろうと思っております。

その間に例えば水道事業で特別な出来事があって、今の債務が全部解消されたなどということになればこれはまあ別です。当初から申し上げてきましたように、今は 2.56 までですか、さっきの報告では実質公債費比率の按分が水道では 2 になったわけですね、2.6 ですか。当初はこの水道の比率が非常に高かったのです。それが借換えの免除部分等もあってようやくここまで下げてこられたということですから、これだけでも大きな前進だというふうにご理解いただきたい。批判をするばかりが能ではない。やはり努力は努力として認めて、別に私とあなたがほかの方を向いているわけではないのです。向きは同じですけれども、たどる道がちょっと違うということですから、もとは同じだと思ってひとつご理解いただきたい。

佐藤 剛君 昨年も同じようなことを聞いたのですけれど、今年のこの資金不足比率は財政健全化法に基づいた算式で行っているのです、これは減っているのですけれども、この数字が出るに至るには城内診療所への 3 億 6,000 万円ですかね、それを今年に入れて城内診療所の一時借入金をゼロにして計算していますよね。心配なのは大和病院の方が去年 5 億 7,000 万円の一時借入だったのが、今年は 7 億 8,000 万円ですか、そういうふうになっているのです。これの算式をたどっていきますと、これをするもとなる流動資産の中には、城内診療所の資産も入っているのです。ですので、今年のところはいいのですけれども来年はその流動資産が減る。そうすると分子が増える。そしてほとんどが今、大和病院の一時借入金ですから、それで今度は分母になる事業規模が城内病院が抜けると小さくなるのです。分母が小さくなって分子が大きくなると、今年のところは 7.4 なのですけれども、それらを加味すると来年またちょっと大変なことになるかなという私は心配もあるの

です。

今年この城内診療所の流動資産等を入れないで、一時借入金はまだゼロにしたのですから、そのような状態で計算すると、参考のためにちょっとお聞きしたいのですけれども、今年の7.4というのはどのくらいになるのかちょっと計算ができていたら教えていただきたいと思います。もし、3億円を入れないでそのまま繰り入れないですと、多分15~16パーセントになるのですよね。だけれども3億円を入れているので7パーセントなのですけれども、分子になる流動資産の方にも当然のことながらこれはいいんですよ。算式でいいのですけれども、城内診療所の資産も入っているのですその部分は来年はもう抜けるわけですから、今年それが抜けた場合の率みたいなのが、もし出ていたら教えていただきたい。

市長 確か特にそういう計算はしていなかったわけで、今ちょっと100パーセント正しい数字かどうかおおむねの方向的な数値は出せると思います。今、議員がおっしゃったように、もし、城内診療所を病院事業会計のまま持っていたと仮定してやりますと確か15を超えているのです。15は超えて病院のいわゆる起債発行ができない状況になったのかな、制限をされたかどうかちょっと制限がかかったということだと思っております。そのことは一応城内の方に入れた部分で解消されているわけですけれども、実質的な数値は今すぐ出るか・・・懸命に計算していますのでちょっとお待ちください。おっしゃったように相当厳しい数値にはなっていたと。

ただ、純粹たるお金と流動資産が減るというその部分は、城内診療所の場合がどの程度の資産額になっているのかというのがちょっとわかりませんが、そう大きな数字ではないような気もまたしています。今はじきます。

財政課長 今ほどの件につきましては、城内診療所の貸借対照表がございますので、流動資産で約6,200万円ほど、それから流動負債で1,800万円ほどとなっておりますので、その差額が約4,400万円ほどの影響になっているかと思えます。詳しくはわかりませんが、今回、平成23年度で病院会計の繰出金の方を増額しておりますので、この辺とこれより多くなるか少なくなるかわかりませんが、それほどの影響はないのではないかとこのように考えております。以上です。

大和病院事務部長 昨年もお話申し上げたのですが、昨年は大和の分というのは4.84パーセント、私は5パーセントちょっと少ないくらいだということは申し上げたのですが、11.7パーセントのうちの大和の分の占める割合、大和だけで計算しますと、4.5パーセント弱、4.84パーセント、4.85パーセントですよという話は申し上げたのですが。今、財政課長の方から話がありましたけれども、資金不足額というのが流動負債から流動資産を引くわけですので、引いた額が合わせて2億6,657万4,000円です。

それで資金不足比率というのは資金不足額が分子になるわけですけれども、分母がどうかといいますと医業収益税込み、病院の事業ですと医業収益とそれから介護保険の収益、これは税込みなのですが、これを合わせた分が分母になります。そうするとおおまかにいいますと36億1,314万円が分母で2億6,657万円が分子ですので、計算しますと7.4、7.

37ということになるわけなのです。今、財政課長が申し上げたように城内の占める分子の部分というのが非常に小さいわけですので、そんなに影響が出ないというふうに考えております。

佐藤 剛君 詳細のところは私も社厚の委員会ですので、決算に絡んで質問を聞いてみたいと思うのでいいのですけれども、ただ、私はちょっと考え方が甘いのではないのかなというふうに思うのは、今言いましたように財政課長も話してくれた、城内診療所の流動資産が5,000万円ぐらいといいますか分子になる部分そのぐらいたと、ちょっと私はわからないで1億円ぐらいになるのかなと思っていたので、そのぐらいたったらそれでいいのですけれども。

ちょっと部長の方の考え方が甘いのではないかと思うのは、分母になる方なのです。そこもそうなのですけれども、分母になる方は事業規模で多分みているのですよね。そうすると今のこの分母は城内診療所も入っている分母ですよね。分母も今度は減るのですよ。そうすると、そういう今言った答弁の計算ではない。もうちょっと厳しい数字が出る。

それで私が一番ここで言いたいのは一時借入金なのです。大和病院、城内診療所がその非常に負債が多いというような話ですとずっとずってきたのですけれども、私が一番心配しているのは大和病院の一時借入金のどんどん、どんどん増える額です。去年は5億7,000万円でしたよね。今年はこの大和だけで7億8,000万円、2億1,000万円、一時借入金が増えています。限度額が10億円ですからまだ借りられますけれども、その前の年は4億3000万円、その前の年は3億5,000万円ですよね。そういう調子で限度額10億円までに近づいて借りてしまったとしたら、そしてまた事業規模も小さくなってしまったとしたら、そして城内診療所の流動資産がなくなってしまったとしたら、私はそんなに甘いことは言っていられないのではないかというような気がするのです。

今年の7.4というのは数式に従っているので今年のところはいいのですけれども、もうちょっとそういう病院運営といいますか、一時借入金のことについてはもうちょっと危機感をもって考えていただかないと、来年、次年度からだんだん、だんだんとまた20パーセントに近づいていくということになってしまうような私は気がします。一応そういうことだけをちょっと懸念があるということだけお話をさせていただいて、細かいことは委員会の方で質問をしてみたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 以上で、資金不足比率についての報告を終わります。

議 長 日程第17、第27号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市学習指導センター条例等の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第27号報告についてご説明を申し上げます。本件は8月22日に専決処分

をさせていただいた事案でございます。先の豪雨災害にかかる議会全員協議会で若干ご報告を申し上げたところでございます。合併以来、早期に集約という当時の検討委員会のご意見もあった中で、平成22年、去年の秋に組織の集約を行う予定でございましたが、北分館とすべき部分の耐震性のほか、本年3月11日発災の東日本大震災の影響もありまして、部材の手配が困難であるというふうなことで改修に時間を要しました。ようやく本庁舎本館、本庁舎北分館、本庁舎南分館として三つの建物にはなりますが、集約執行するめどがつかまして、去る9月1日をもちまして組織を集約する運びとなったものでございます。これにつきまして関係する位置の定めのある条例につきまして専決処分をさせていただき、ここでご報告を申し上げご承認を賜りたいものでございます。

条文の方についてご説明を申し上げます。関係条例を四つに分けて改正をさせていただいたものでございます。第1条でございますが、南魚沼市学習指導センター条例の一部改正でございます。児童・生徒の学力向上、学習指導の調査・研究などを目的に設置しておりますが、今般、北辰小学校から教育委員会事務局の所在地である大和庁舎に移転をさせていただくものであります。2条で位置の変更をさせていただいております。

第2条であります。社会福祉法第14条第1項の規定により福祉に関する事務所は必置となるものであります。福祉保健部の本庁舎移転に伴い南魚沼市福祉事務所設置条例の第2条中、位置を大和庁舎の位置から本庁舎の位置に改めるものでございます。

第3条でございますが、畜産振興の寄与を目的に設置しております家畜指導診療所につきまして今般の集約の中で消防庁舎の位置から本庁舎北分館とするため、第2条の設置位置の一部を改正させていただいたものでございます。

第4条につきましては今ほど申し上げました3件の部分とは違いますが、3月に改正をお願いすべきところ、失念をいたしましたものでございまして、今般一緒に改正をさせていただいたものでございます。市の表彰条例の部分でございますが、この表彰条例の審議会の庶務を企画政策課から今般、今年度組織替えをさせていただいた秘書広報室に改めさせていただいたものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第27号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市学習指導センター条例等の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第27号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第18、第59号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第59号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。平成23年7月29日に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、同法第3条第1項の規定に基づき改正を行うものです。

改正内容につきましては災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大するもので、今までは配偶者と直系血族2親等の者に限られていましたが、それらの人がいない場合には死亡した者の死亡当時、亡くなった人と同居をしていた、あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹を新たに支給対象遺族とすることとしたものです。それでは新旧対照表の方をご覧ください。

新旧対照表の今回の改正部分ではないですが、第4条のその1行目後半にあります法第3条の第2項に遺族の範囲という規定がございます。今回、法律の方ではこの範囲の中に先ほど申し上げました兄弟姉妹というものが加わった関係で改正するものです。この遺族の範囲については法の方では、第2号の者がいない場合の条件付で第3号の者が加えられたということで、これを受け今般、私どもの方の条例も改正するものです。

第1号、遺族の後にかっこ書きが追加されております。これは第1号、第2号に共通するわけですが、先ほどの改正で兄弟姉妹を入れたわけですが、1号、2号については兄弟姉妹を除くということで第1号の方にこのかっこ書きを挿入させていただきました。それで本来の改正の第3号を新たに加えさせていただきました。あくまでも条件付ですが第2号の者がいない場合については第3号の者に弔慰金、あるいは見舞金等を支給することができるということです。

議案に戻っていただきまして1ページ、附則ですが施行日は交付の日ですが、改正後の第4条第1項の規定ということで、23年3月11日の震災発生以後に生じた災害まで遡及適用とするという内容でございます。以上、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第59号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第60号議案 南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第60号議案でございます。本件は3月定例議会において暴力追放の宣言を求める決議の議決送付を受けまして、宣言の前段階として南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正させていただきたいものでございます。第9条から第19条までを1条ずつ繰り下げまして、暴力排除運動の推進を条見出しといたします第9条を議案記載のように加えたいものでございます。附則でございますが、交付の日から施行というふうにしたいということでございます。

なお、県では新潟県暴力団排除条例が本年8月1日施行となったところでございますし、この後、公益財団法人など関係機関のご指導を得ながら、しかるべき時期に今年度、冬にならないうちというふうに考えておりますが、暴力追放宣言を行うこととするという予定でございます。

大変簡単で恐縮ですが、以上で説明を終わります。よろしくご決定いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第60号議案 南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正については、

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第61号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第61号議案でございますが、本件は市の職員の給与等について定めた条例でございますが、このたび、新幹線通勤の定めを追加するため一部改正をお願いするものでございます。10条の改正でございますが、本条は通勤手当の支給の規定でございます。第1項で支給する職員の規定、第2項で月額の規定、それから第3項で規則委任の規定の3項で条文構成をしておりますが、第3項を第5項というふうにしまして、第2項の次に二つの項を加える改正でございます。

いろいろ書いてありますが、第3項本文は要約をいたしますと、新幹線鉄道等を利用することを常例とする職員は、第2項で定める通勤手当の月額にかかわらず、第1号及び第2号に定める額とするというふうになら書いてございます。第1号では新幹線の特別料金等の2分の1の額を基本として、月額最大2万円という定めでありますし、第2号では交通機関の利用では最大5万5,000円という定めであります。したがってこの利用の場合、最大で7万5,000円ということになります。第4項では規則で定める職員の通勤手当の額に準用するという規定であります。

新潟県及び他市町村は既に規定をされておりまして、今回の改正は教育委員会の教育指導主事先生の割愛採用あるいは今のところはありませんが、職務命令による新潟県庁への派遣などが想定をされているところでございます。ちなみに、浦佐・長岡間の特急を使っていると、月額3万2,100円の通勤手当ということになりますし、浦佐・新潟間でございますと、月額6万3,100円ということで合計金額マックスの7万5,000円を超えるというのはもっとかなり遠くないと出てこないというような状況でございます。

先ほど申し上げましたように、ある程度の指導主事とかあるいは職務命令ということを考えておりまして、職員の都合で新潟に家を作ったからこれに当てはめるということは全く現在のところ考えておりません。説明がちょっと雑ぱくで恐縮ですが、以上で説明に代えさせていただきます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第61号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第62号議案 南魚沼市税条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第62号議案 南魚沼市税条例等の一部改正について提案の理由を説明申し上げます。本日の資料にこちらの第62号議案資料ということで南魚沼市税条例等の改正理由についてという資料がついておりますが、こちらの方で説明をさせていただきますのでご覧いただきたいと思います。

表題のところに書いてありますように、今回の改正につきましては地方税法等の一部改正に伴い行うものでございます。まず1番に南魚沼市税条例の一部改正(第1条による改正)というふうなことでございますが、(1)といたしましてそちらの方に第15条から第126条の2まで記載してあります。これにつきましては申告等を提出しなかった場合、申告書等の提出がなかった場合の罰則的規定の見直しでございまして、過料が現行3万円になっておりますがこれを10万円に増額をして、不正に対して厳罰を処するというふうな考え方でございます。なお、そこにアンダーラインが入っている部分がありますが、それにつきましては今回追加された部分でございます。

(2)でございまして、第22条の7これにつきましては寄附金の税額控除にかかる改正でございまして、なお、今回の地方税法改正によりまして来年度、平成24年度から認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対して寄附した場合に、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県とか市区町村が条例で定めた場合については、寄附金の税額控除の適用対象になるというふうなことが追加されております。

今のところ市内にそういった団体がありませんので、今後、申請があった場合にはこちらの方にこの条において名称それから事務所の所在地等を明記することによって適用するというふうなことになっておりますので、その受皿づくりという部分もございまして、(3)の第25条の3については字句の修正でございまして、それから(4)でございまして、49条及び第126条の3につきましては、23年度の税制改正による条ずれ等の修正ということでございます。

それから2番として同条例の附則の改正でございまして(1)でございまして、第6条の4につきましては寄附金の税額控除の適用下限を今までの5,000円から2,000円に下げて寄附をしやすくするというふうな規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。そちらの方で(2)としまして第7条は免税対象飼育牛の

売却頭数の要件、これを現行の2,000頭から1,500頭に下げるといふような見直しを行った上で、その適用期限を現行の24年度から27年度までの3年間、延長をする。これについては平成25年度分以降の個人の市民税に適用するといふようなこととさせていただきます。市内にはこういった大型の取引をしている部分はないといふようなことと捉えております。

(3)でございますが、第9条の2につきましては高齢者向け優良賃貸住宅である一定の賃貸住宅にかかる固定資産税の減額措置についてでございますが、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上で、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長するといふものでございます。

それから(4)で第9条の3では、中越地震における固定資産税の特例を平成25年3月31日で廃止するといふこととさせていただきますし、第9条の4につきましては、中越沖地震にかかる償却資産の適用期限を現行の24年度から26年度まで延長するといふようなこととさせていただきます。

(5)の方は第15条の3から第18条の5まで記載してありますが、これは寄附金の税額控除の控除対象寄附金の拡大、それから23年度の税制改正によって規定を整備するものでございます。

3番でございますが、南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正といふことで、これは第2条によって改正をしておりますけれども、(1)としまして第2条第6項は寄附金の税額控除の適用対象に、先ほど話しましたけれども認定特定非営利活動法人以外の特定非営利法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附として都道府県だとか市区町村が条例で定めたものが追加されるということに伴って規定を整備するものでございます。それから3ページをお願いいたします。

(2)でございますが、第2条第10項、第17項、第22項これにつきましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を、現行の平成23年12月31日から平成25年12月31日まで延長するといふものでございます。

それから大きな4番の南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正といふことで、これは第3条による改正でございますが、(1)としまして第1条、第2条につきましては非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の課税措置を2年間延長するということに伴っての改正でございます。第1条では現行平成25年1月1日を平成27年1月1日に延長しますし、第2条では現行の平成25年度を平成27年度に延長するものでございます。

ここで議案の7ページの方へめくっていただきたいと思っております。7ページをお開きいただきたいと思っておりますが、こちらの方に附則としましてそれぞれの施行期日が規定されております。第1条でございますが、この条例は公布の日から施行しますといふことで、ただ次の各号に掲げる規定についてはそれぞれそれに定める日といふようなことになっております。

まず第1号は罰則に関する改正ですが、公布の日から起算して2月を経過した日から適用

されるということでございますし、第2号につきましては先ほどの肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例を平成25年1月1日から施行するというものでございます。

第3号は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定について、高齢者の住居の安定確保に関する法律等の一部改正をする法律の施行日から施行されるということでございます。

第4号につきましては、中越地震にかかる固定資産税の特例を廃止する規定でございます、25年3月31日が施行というふうになっております。

それから第2条でございます。市民税に関する経過措置でございますが、第1項につきましては寄附金税額控除にかかる改正につきましては、23年1月1日以後に出資した寄附金又は金銭について適用するというふうなことでございます。

それから第2項につきましては、寄附金の税額控除の特例にかかる改正が平成24年1月1日から施行されるわけですが、それまでの23年12月31日までの間の経過措置の規定になっております。

それから第3項の肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例につきましては、平成25年度以後の個人市民税について適用して、24年度分までの個人市民税については従前のとおりでいくというふうなことでございます。

8ページの方の第3条でございますが、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項につきましては別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分については、平成23年度以後の年度分について適用し、平成22年度分までについては、なお従前の例によるというふうなことでございますし、第2項につきましては、新条例によるサービス付き高齢者向け貸家住宅の固定資産税の減額については、平成24年度以後の固定資産税に適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部改正をする法律の施行日の前日までに新築されたものについては、なお従前の例によるというものでございます。

それから第4条で南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正について改正に伴う経過措置として、寄附金の税額控除の特例にかかる改正が平成22年1月1日に施行されますが、23年12月31日までの経過措置の規定でございます。

それから第5条は罰則に関する経過措置としまして、この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定にかかる市税に関するこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお聞きします。寄附行為のことですけれども、例えばNPOとかそういうのを考えていいということなのでしょうか、そこをお聞かせください。

市民生活部長 今ほど申し上げましたように、認定のNPO法人については今までも該

当になっていたのですが、認定ではなくて普通のNPO法人についても対象になるというふうなことで、ただその寄附のあり方について公共の福祉に該当するかどうかというのは、また市町村の方で判断するというふうなことになりますので、その内容によって該当になるということで梓自体は広がったというふうなことでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第62号議案 南魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第63号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第63号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正について提案の理由をご説明申し上げます。新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。そちらの方に改正部分にアンダーラインが入っております。今回の改正につきましては、平成23年度税制改正に伴う条ずれの改正のみでございますので、内容が特別変わったというふうなことではございません。そういうふうに見ていただきたいと思います。

条例の方へ戻って議案の1ページでございますが、附則の方でございますけれども、第1項としまして施行の期日でございますが、この条例は公布の日から施行します。第2項で経過措置でございますけれども、この条例による改正後の南魚沼市都市計画税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるということでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第63号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第64号議案 南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第64号議案 南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例の制定について提案理由を申し上げます。パスポートの発給事務につきましては、県から事務移譲を受けられまして、平成21年度から行っているところでございます。パスポートの発給につきましては手数料として国が印紙、県は新潟県の収入証紙これで納めることになっております。今まで市の発給窓口では印紙等の販売を行っておりませんでした。現在、印紙と県の証紙を同時に入手することができるのは、新潟県南魚沼地域振興局の売店というふうなことで、利用者には不便をかけているということでございます。この利便性を図るために印紙等の売りさばき所の開設許可を受けて、市の発給窓口で取り扱いをしたいということで、その印紙等の買入れ、販売にかかる運用資金を地方自治法第241条に基づき、本基金条例を制定して確保したいということでございます。

議案の方をご覧いただきたいと思っております。第2条でございしますが、基金の額につきましては、300万円ということで22年度の販売実績等を考慮して決定させていただきました。それから第5条でございしますが、基金の運用から生ずる収益につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上して処理することとしております。

附則としましてこの条例は公布の日から施行しますということですが、実際の取り扱いは、本年10月1日からこちらの方で取り扱いをしたいということで今準備を進めているところであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第64号議案 南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24、第65号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第65号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の制定についてご説明を申し上げます。現在、旧浦佐保育園を改修し、障がい者等の自立と社会参加を図るための施設として計画を進めておりますが、年内に浦佐福祉の家として供用する予定ですので、今議会において設置条例の制定をお願いするものであります。

条例の内容としましては、旧八色園に設置されています八色福祉の家条例と、第1条の目的の一部と位置を除き、同じ規定となっております。現在では予定としては1階に八色福祉の家からドリームハウスが移転し、2階は魚野の家浦佐分場と他の利用者用のスペースとして供用する予定でございます。

それでは議案の方をご覧ください。第1条では設置目的を定めていますが、先ほど申しましたように八色福祉の家が「高齢者と障がい者等」に対するものとして規定していましたが、本条例では「障がい者等」に限定しております。

第2条では設置位置、第3条では管理委託ができる旨、第4条では申し込み方法等を規定しております。第5条では許可制限ができる場合、2ページにいきまして第6条では許可の取消し、利用の停止命令、利用条件の変更することができる場合をそれぞれ定めています。

それから第7条第1項では利用料を無料とする旨、第2項では光熱水費等については徴収できる旨を規定しております。

第8条では損害賠償の必要がある場合を、第9条では施行に必要な事項は規則等にする旨を定めております。

附則では供用を開始できる日が現時点では確定できないため、施行期日を規則委任とする旨を規定させていただきました。以上、ご説明を申し上げましたがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第65号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の開会は2時55分といたします。

(午後2時36分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時56分)

議長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますように質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は他の人に質問の機会を与えるようお願いいたします。

議長 日程第25、第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第67号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

この年の歳入では保険税を世帯当たり1万5,036円、8.11パーセント、一人当たり9,599円、9.47パーセントを増額することとし、支払準備基金から1億5,000万円の繰入れを行いました。収納率は現年分では91.5、滞納分では20.2、合わせますと76.3パーセントでありまして、前年度比0.3ポイントの減となったところであります。

歳出では前年度に比べて保険給付費が0.5パーセント減額し、後期高齢者支援金等につきましても8.3パーセントの減額となっております。歳入総額は60億1,160万円で前年度比1.3パーセント、7,655万円の減額、歳出総額は59億1,058万円で前年度比1.1パーセント、6,579万円の減額となりまして、実質収支では1億103万円の黒字となったところであります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは決算書の363、364ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書からご説明を申し上げます。

歳入の第1款国民健康保険税についてでございますが、調定額22億8,196万円ほどに

対しまして収入済額は17億4,152万円ほどでございます。収入済額の前年度比較では5.3パーセント、8,703万円の増額となっております。保険税抑制のために支払準備基金から1億5,000万円の繰入れを行い税率の上昇を抑制したところでございます。不納欠損額は623万円でございます。前年度比3.0パーセントの19万円の減となっております。

収入未済額につきましては5億3,421万円ほどございまして、前年度比3,485万円の増額となりました。収納率につきましては先ほど市長が申し上げたとおりでございます。今後とも根気よく市民に対して理解と協力をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に2款使用料及び手数料でございますが、108万円ほどございまして、これは督促に伴う手数料でございます。

3款国庫支出金14億7,353万円ほどであります。療養給付等に要した費用の国の定率負担34パーセント相当額ということでございます。

4款でございます。療養給付費等交付金2億7,894万円ほどであります。退職者医療にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款前期高齢者交付金8億2,692万円ほどであります。前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するというふうなことで、これも支払基金からの交付金でございます。

6款県支出金でございます。2億8,282万円ほどですが、1件80万円以上の高額医療費について共同事業ということと、それから特定健診にかかる負担金及び県の財政調整交付金にかかるものでございます。

7款連合会支出金95万円ほどであります。保険事業にかかる連合会からの支出金として交付されるというものでございます。

8款共同事業交付金7億5,326万円ほどであります。市町村からの拠出金を財源として1件30万円以上の医療費について県単位で費用負担を調整するという制度でございます。

10款繰入金5億2,262万円ほどですが、他会計繰入金としまして一般会計からの法定内繰入れで3億7,262万円、それから保険税の上昇抑制のために支払準備基金から1億5,000万円繰入れを行ったところでございます。23年5月末における基金残高につきましては1億1,600万円ほどでありまして、23年度末では6,800万円ほどになるというふうな見込みでございます。

11款は繰越金でございますが、1億1,178万円ほどであります。前年度より6,343万円ほどの減額となっております。

それから12款諸収入1,817万円ほどであります。国保税の延滞金、交通事故の第三者納付金等でございます。

歳出の方でございますが、367、368ページをご覧いただきたいと思っております。

1款総務費でございますが、1億2,846万円ほどございまして、職員の給与、手当それから共済、レセプト点検専門員の賃金等でございます。

2 款保険給付費 3 7 億 3,4 6 4 万円ほどであります。前年度より 1,9 6 5 万円の減額というふうなことで、これにつきましては前年より被保険者が 4 8 4 人減少しまして 1 万 8,0 2 8 人というふうなことになっております。一人当たりの保険給付費は増加しているというふうなことでございまして、被保険者の数が減っているとか、所得の減少、こうした中での国保の運営上には課題が山積しているというような現状でございます。

3 款の後期高齢者支援金等 7 億 5,4 7 6 万円でございますが、前年より 6,7 8 9 万円の減額となっておりますが、国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する現役世代からの支援金というふうなことでございます。

4 款の前期高齢者納付金等でございます。1 3 1 万円でございますが、6 5 から 7 4 の前期高齢者の医療費にかかる経費ということで、事務費の負担分とあわせて支払基金へ納付したものであります。

それから 5 款は老人保健拠出金 6 4 万円でございますが、これは国保会計から支払基金の方へ拠出したものの精算にかかる経費でございます。

6 款の介護納付金 3 億 4,9 2 2 万円ですが、各保険者から支払基金への納付金でございまして、厚生労働省から示された数値に基づき支払ったものであります。

7 款共同事業拠出金 7 億 9,1 0 1 万円ほどでございますが、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業の拠出金でありまして、3 0 万円以上の医療給付を対象として県内全ての市町村が拠出しながら国保連合会が運営する事業への拠出というふうなことでございます。

8 款は保健事業費 6,5 6 5 万円でございますが、4 0 から 7 4 歳までの被保険者にかかる特定健診、特定保健指導、人間ドック等の保健事業に要する費用でございます。

3 6 9 ページ、3 7 0 ページでございますが、1 1 款諸支出金、8,4 8 8 万円ほどであります。前年度より 4,3 1 2 万円増額になっております。主な要因としましては償還金が 4,6 5 0 万円ほど多くなったというふうなことでございます。以上で概要の説明を終了いたします。

議長 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員からは第 7 1 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたい趣旨の申出がありました。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告をお願いします。

監査委員 それではご了解いただきましたので、特別会計を一括して審査報告をさせていただきます。お手元の一般会計と特別会計審査意見書の 1 ページをご覧くださいと思います。平成 2 2 年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算審査意見、第 1 審査の概要、1 審査の対象、(2)平成 2 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、(3)同じく介護保険特別会計歳入歳出決算、(4)同じく老人保健特別会計歳入歳出決算、(5)同じく後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、(6)同じく下水道特別会計歳入歳出決算。

2 審査の期間、平成 2 3 年 8 月 5 日から平成 2 3 年 8 月 1 9 日まで。

3 審査の方法、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査をしました。また、必要に応じ関係職員からの事情聴取等を実施いたしました。

次のページの2ページですが、第2 審査の結果、1 総括であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。予算の執行に関しては、適正なものと認めました。

次、4 ページをお願いいたします。4 ページの中ほどからですが、3 特別会計決算審査意見(1) 国民健康保険特別会計。本年度の決算額は歳入総額6 0 億1,1 6 0 万円、歳出総額5 9 億1,0 5 8 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから実質収支額は1 億1 0 3 万円の黒字決算である。

収入済額は6 0 億1,1 6 0 万円で、予算現額に対する執行率は9 6.3 パーセント、調定に対する収入率は9 1.8 パーセントとなっている。収入未済額は5 億3,4 2 1 万円でその内訳は一般被保険者分が5 億1,7 7 8 万円、退職被保険者分が1,6 4 2 万円である。

支出済額は5 9 億1,0 5 8 万円で予算額に対する執行率は9 4.7 パーセント、不用額は3 億3,1 7 3 万円となっている。

保険税の不納欠損額は6 2 3 万円、全て一般被保険者国保税で前年度に比べ1 9 万円の減となっている。いずれも地方税法の規定によるものでやむを得ないものである。また、平成2 1 年度以前の滞納繰越分が3 億8,8 8 0 万円となっている。滞納については厳格な管理と滞納整理に努めていただきたいと思います。

国保の平成2 3 年3 月末の被保険者総数は1 万8,0 2 8 人で前年度より4 8 4 人の減、内訳は一般被保険者が1 万6,6 5 0 人で6 6 9 人の減、退職被保険者が1,3 7 8 人で1 8 5 人の増となっています。

支払準備基金の額は本年度1 億5,0 0 0 万円を取り崩したため残高は1 億1,6 0 9 万円となりました。

高齢化の進展に伴い医療費が年々増加し、支払準備基金も少なく厳しい状況にある。日頃の健康管理や生活習慣病予防など予防対策に一層の努力をお願いいたします。

(2) 介護保険特別会計。本年度の決算額は歳入総額5 0 億4,4 1 9 万円、歳出総額4 9 億5,6 9 0 万円で、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額は8,7 2 9 万円の黒字決算である。

収入済額は5 0 億4,4 1 9 万円で予算現額に対する執行率は9 9.7 パーセント、調定額に対する収入率は9 9.8 パーセントとなっている。

支出済額は4 9 億5,6 9 0 万円で、予算現額に対する執行率は9 8 パーセント、不用額は1 億1 6 4 万円となっている。

本年度末における第1号被保険者は1 万5,8 1 2 人となっており、前年度より1 9 8 人減

少している。

介護保険料の収納率は98.8パーセントで前年度より0.2ポイント低下し、収入未済額は831万円となっている。内訳は現年度分が457万円、滞納繰越分が374万円となっている。

介護保険料の不納欠損額は207万円で前年度より34万円の増となった。介護保険法の規定によるものでやむを得ないものである。滞納については厳格な管理と滞納整理に努められたい。

要介護別認定の状況は要支援1が206人、要支援2が307人、要介護1が484人、要介護2が534人、要介護3が459人、要介護4が473人、要介護5が374人、合わせて2,837人、前年度末より総数で139人増加しているが、要介護5のみ30人減少している。

介護サービス等の給付状況は延利用者で7万1,601人、前年度比1.1パーセント増、給付額が43億291万円、前年度比4.4パーセント増、延利用者一人当たりの給付額が6万96円で前年度より1,870円増えている。

高齢化の進展とともに介護サービスの需要が増え保険給付費がますます増加すると予測される。介護予防事業の取り組みに一層の努力をお願いいたします。

(3) 老人保健特別会計。本年度の決算額は歳入総額396万円、歳出総額289万円で実質収支額は107万円の黒字決算となっている。

収入済額は396万円で予算現額に対する執行率は121.7パーセント、調定額に対する収入率は100パーセントとなっている。

支出済額は289万円で、予算現額に対する執行率は88.9パーセント、不用額は36万円となっている。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、老人保健制度による給付は平成20年3月の診療分が最後となったが、これらの給付費及び過年度分の精算金等が計上されたものである。老人保健特別会計は平成22年度をもって終了となった。

(4) 後期高齢者医療特別会計。本年度の決算額は歳入総額4億6,539万円、歳出総額4億5,666万円で、実質収支額は873万円の黒字決算である。

収入済額は4億6,539万円で予算現額に対する執行率は97.6パーセント、調定額に対する収入率は99.5パーセントとなっている。

支出済額は4億5,666万円で予算現額に対する執行率95.8パーセント、不用額は2,001万円となっている。

被保険者数は9,640人で、そのうち障がい認定による被保険者は205人である。また、保険料の総額は3億603万円で調定額に対する収入率は99.3パーセント、一人当たりの保険料は3万1,746円となっている。

療養給付費等の費用総額は68億5,918万円、前年度比0.5パーセント減で一人当たりの医療費は71万円、前年度比1.1パーセント減となっている。

(5) 下水道特別会計。本年度の決算額は歳入総額59億9,315万円、歳出総額58億8,944万円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額5,083万円を差し引いた実質収支額は5,288万円の黒字決算である。

収入済額は59億9,315万円で予算現額に対する執行率は93.6パーセント、調定額に対する収入率は92.6パーセントとなっている。

支出済額は58億8,944万円で予算現額に対する執行率は92パーセント、不用額は3,508万円となっている。

不納欠損額は分担金15万円、負担金53万円、使用料で49万円、合わせて117万円となっており、地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ないものである。また、平成21年度以前の滞納額が3,748万円となっている。滞納については厳格な管理と滞納整理に努めていただきたいと思います。

市債の本年度起債額は18億9,310万円、償還元金は17億7,234万円で未償還残高は328億6,419万円となっている。

市全体の下水道普及率は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業、合わせて92.1パーセントと前年度より2.5ポイント上昇している。

下水道事業は市民生活の環境改善のために重要な事業である。財政事情も厳しい状況にあるが、早期完了に向け継続整備に努められたい。

以下39ページから特別会計の決算収支状況等詳しく記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 それでは改めまして国保料の収納率に関連してです。全体で若干悪化をしているという部分もありますけれども、あわせて収入未済額が3,400万円ほど増えて5億円を突破したという状況の中で、短期証と資格証の発行を行いながら国保料を納めていただきたいという努力をなさっているというふうには思います。けれども、経済事情が悪いせいだという市長の説明もありましたが、市長は常々、国保会計自体を一地方自治体が運営するというのは困難な時代になってきていると。22年度決算の数字を見てその思いと、今はどういうふうに変化をしたかなという部分をお聞きしたい。

もう1点は監査報告にもありましたように、日頃の健康管理や生活習慣病予防ということが医療費抑制には非常に大切だという部分ですけれども、受診件数と受診率のデータがそこに出ております。入院については22.22パーセントでありますけれども、入院外が649.32と、調剤にいたっては408.42パーセントという数字が出ているわけです。いわゆるコンビニ受診といいますか、そういう部分についての影響はどの程度出ているのかなという部分を調査していれば教えていただきたいと思います。

特定健診の受診率でありますけれども、これによって交付税措置がされるという部分がありました。特定健診については常々、心電図であったり眼底検査であったりがないとなかなか受診率自体が上がらないのではないかとこの辺について

の総括がありましたら教えていただきたい。

市長 国保会計についてでありますけれども、かねがねこの国保といいますか市町村運営では非常に厳しい面があるということはずっと申し上げてきてまいりましたし、このままずっと市町村でということになりますと、今の状態の中ではやはり本当に厳しい状況であります。県全体で県が運営をするという方向も一つ出されておりますが、これについてはなかなか、今、進展はしておりません。やはり一番いいことは保険、この健康保険関係の一つにさせていただくということが私は一番いいと。

特に国保については高齢者あるいは個人事業者的な部分、あるいは失業している皆さん方とかそういう方たちが主に加入するわけありますので、財政運営が厳しいことは本当に論を俟たないところであります。この改善、改善といいますか抜本的なやはり改革をしていただかないと、早晩この会計は破綻というところまで行きませんけれども、非常に大きな例えば値上げをしなければもうどうしようもない。値上げをすればしたでまた滞納が増えると悪循環に陥るわけありますので。

これは何とか一体的な運営を、健康保険関係につきましてはやっていただきたいというのがかねてからの持論であります。それがすぐに進むか否かは別にして、せめてやはり県下一律運営といいますか、県がこれを運営していただくことがある意味ではそれぞれの市町村にとっては非常に運営についての苦勞が減っていくと思います。ただ、それによって上がるところと下がるところと、県下一律ということになりますと非常に厳しい部分がある。今の財政的な部分をそのままにして県が運営していくということでは、本来の根本的な解決にはならないということでありまして、いわゆる歳入部分といいますかこれを抜本的に解決していただきたいし、いただけるように努力をさせていただきたいと思っております。後段については担当部長から答弁申し上げます。

保健課長 健診の受診率に関係しましてお答え申し上げます。確かにご指摘のように基礎健診、特定健診の受診率というのは思ったように上がらないのが実態です。ご指摘のように特定健診になりまして心電図それから眼底検査、これにつきましては当初の基本的な項目に組み込まれておりませんで、前年度の検診の実績それから当日の医師の判断によって実施されるという内容になっています。

時に受診者の方から心電図それに眼底がなぜないのだと。それがなければ来ても意味がないというようなことを聞いたことがございます。ただ、そのこと全てが受診率の向上にならないという原因になっているかどうかというのは、はっきりしませんけれども一因であることは確かです。かといひまして、それが国の措置の中に入っていないということであれば、市の負担によってやらなければならないということになってまいりと思っております。そのことが受診率の向上につながるかどうかはわかりませんし、その検査自体の効果というものが果たしてあるのかどうかというのは、これから検討していかなければならないというふうに考えております。併せて24年度に65パーセントに持っていかなければならないという課題は現実としてあるわけですので、実態を踏まえそれから皆さんの要望、その必要性等も十分考

えながら今後の対応に当たっていきたいというふうに考えています。以上です。

(「受診率」の声あり)

保健課長 基礎健診の受診率につきましては平成22年度が51.1パーセントでありました。ちなみに特定健診が始まった平成20年度が47.9パーセント、それから昨年21年度が55.3パーセントでしたので上がったり下がったりということでもあります。特段に下がっていませんけれども、思ったような上昇にはなっていないということになっています。以上です。

寺口友彦君 受診率については特定健診のほかに監査委員の報告が出ている受診率のデータというのがありました。そちらについての解析はどうなっているのかということをお聞きしたものですから、その答弁はありませんでしたけれども、また、委員会の方でじっくりともんでいただきたいと思います。やはり短期証とか資格証でかなり国保料を納めてもらいたいということには限界が出てきているのであれば、さらなる減免ということも必要ではないかなというような感じはするのですけれども、これについての市長のお考えをお聞きします。

市長 このことについてはいつも申し上げておりますが、真に保険税納付が困難な状況ということが確認できれば、ちゃんと減免措置をとらせていただくということとやっておりますので。短期証とか資格証とかそういう部分につきましては、ある程度改善の余地があってという部分を見越しながらやっているということでもあります。本当にもう納付もできないそういう状況の方に、そういう措置をするということはありませんので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。

岩野 松君 今ほど受診率の話も出ましたけれども、被保険者の総数が484人減っているということで、しかも、一般保険者が多く減っている中で、これは南魚沼市の人口が合併より段々減ってきていますけれどもその比率に準じているかどうかちょっとお聞かせください。

それと先ほど市長は国保に 確かに国保会計は今、本当に市としても頭の痛い大きな会計だと思っております。そういう中で一元化が望ましいという言い方をされました。私も大波ではそういう方向はいいのかなと思いますけれども、幼保一体化の中で、結局今までの例で見ますとどこに軸足というか立場を置くかによって、一元化にしてもただ経費節減だけの一元化になっていくようでは困るなという思いがありますので、そこら辺は少し考えてしなければならぬのかなというふうに思っています。

それで国保の問題に戻りますけれども、国の国庫支出金が、やはり若干人口も減っていますけれども、去年と今年と比べても1億から減っているのですか、非常に減っている。そして支出金の方を見ますと保険給付の支出金は1,900万円ばかり、やはり0.5パーセントと出ていますけれども減っているのですよね。そういう意味では療養費にかかるのはこればかりではないですけれども、全体から見たら非常に住民は努力している。例えば、それとも高くて医者にかからないことでそういうふうになるのかわかりませんが、そういう数字では

ないかと思えますけれども、大変な状況にあるのはやはり国の持ち出しがここでも数字として出ているのかなという思いがあります。そういう意味ではぜひ国への要望もお願いしたいと思えます。

それと大変な中での国保の会計についての見直すべき何かというのは本当に大変な状況ですけれども、やはり若いというか前期高齢者への対応とかそれから受診率が大きな問題であるというふうに私も考えます。そういう意味ではぜひとも上がったり、下がったりの受診率をもう少しPRするというか。私今年感じたのですけれども、以前に比べたら非常にスムーズな形でやられている。でも、行かない人にはやはり半日仕事かなという思いの人もおられるかと思えますので、そこら辺ももう少し。私もいろいろな方にはそうっております。じゃあ来年は行こうかねなんて言う人もおられますが・・・(「簡潔にお願いします」の声あり)はい、意味でぜひその努力はやはりすべきであるというふうに思います。それから本当に国保料が高いその原因を、もう少し国に対しても努力するというをお願いいたします。

市長 被保険者の減は人口の減に比例するか否かですけれども、今人口が減っているというのは若い人が、出生者数が減っている部分がやはり人口減の多くの要因です。お年寄りがどんどん減っているという状況ではありません。逆に増えているわけですので、この減がどういう要因なのかは事務局というか担当の方でちょっと答えてもらいたいと思えますが。

一元化については、私は経費節減とかということを念頭においているのではなくて、裕福な保険があるわけです。国保が一番貧困な保険です。とにかく大変な状況です。ですから、若い人からお年寄りまで、あるいは自営業者から一般サラリーマンまで、健康ということですから、全ての皆さんと一緒にこれを運営していくという方向に行ってもらいたいということでもあります。それによって経費の節減ができればそれはまたそれで結構ですけれども、頭から経費節減のために一元化ということ申し上げているのではなくて、いわゆる税の応能負担です。応益ではなくて応能負担をやってもらいたいということです。健康保険税の。そういうことでもあります。

国には常にいろいろのことは申し上げておりますし、市長会等でも国保のことについては相当の要望、意見書も上げておりますので、言い足りないことはないと思えますが、なかなかそれが実現しないということでもあります。

国庫支出金が少ないというこれは、少ないといえれば少ないのでしょうけれども、全てをそうして国に求めるという事態というのはこれはやはりおかしいことでもありますから、さっき言ったように自分たちで負担すべきはするという部分から見れば、保険の一元化これが一番望ましいということでもあります。あと何点かありましたが、担当の方で答えられる分については答えます。

市民生活部長 最初の保険者数の関係でございますが、議員の方では一般分ということによろしいですか。それで22年の3月から23年の3月を比較しますと669人減っております。それから全体の人口が6万1,188人から6万885人ということで、一般の被保

険者が3.9パーセント減っているということ、全人口では0.5パーセント減っているということですので、そのときそのときの人口構成といいますか世代構成によってこの辺は変動してくるのだろうと。先ほど出生の関係を市長が言っていましたが、そういったことで関係してくるのだろうというふうなことです、この状況というのはもう少し経緯を見ていかないといけないと思いますが、全体的には減っていくというふうなことがここ何年か続いておりますのでそういう状況になろうかというふうに思っております。

それから医療費の関係でございますけれども、南魚沼市の場合はこれは21年度の今実績が出ていますが、県下30保険者中、一人当たりの費用額というのは安い方から2番目というか多い方から数えて29番目という、安い方ということでございます。

ただ、見てみますとやはり一人当たりの費用というのが、私どものところも低い低いのですけれども徐々に上がっているというふうなことです。これは医療の高度化によるものだと思っておりますが、そういったことからすると保険者も減る、費用も全体には減るだろうけれども一人当たりのは増えていくだろうというふうな中、今後の財政運営というのは厳しくなるというふうなことです、前からいろいろ検討されておりますように、広域的な運営というのが待ち望まれるというふうに思っているところでございます。

福祉保健部長 受診率の方ですが、私どもの方でもいろいろ過去にもやってきているわけですが、やはり強制力がないものですから今まで決定打がないというのが状況です。今後いろいろなことを考えながらやっていきたいと思いますが、担当としても苦慮しているところでございます。またいい案があったら教えていただければと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第67号議案は社会厚生委員会に付託しますのでよろしくお願いたします。

議長 日程第26、第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第68号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

平成22年度は第4期計画中間年度に当たっております。歳入では保険料は第1号被保険者の減少により、前年比1.4パーセント減の8億3,148万円の決算となりました。国県支出金及び一般会計繰入金等はルールによる収入であります、施設整備等による保険給付費の増に伴い、いずれも前年比3.2パーセントから6.3パーセント増の収入となりました。

歳出では平成22年度において地域密着型介護施設等の施設整備が進んだことにより介護サービス費で前年比4.1パーセント増、介護予防サービス費で11.4パーセントの増となり、2款の保険給付費総額では前年比5.1パーセント増の45億7,135万円の決算となりま

した。また、地域支援事業では各種事業、教室等参加者の伸びにより前年比2.9パーセント増、1億2,839万円の決算となったところであります。

歳入総額は50億4,419万円で前年比5.4パーセント、2億6,072万円の増、歳出総額は49億5,690万円で前年比6パーセント、2億8,097万円の増となり実質収支では8,729万円の黒字決算となったところであります。概要につきましては福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは介護保険特別会計の方の概要説明をさせていただきます。決算書の409ページから412ページまでの歳入歳出決算書、それから414ページの実質収支に関する調書の方で説明させていただきます。

最初に409ページ、410ページをご覧ください。歳入ですが先ほど提案理由説明でもございましたが、第1款の保険料につきましては、第1号被保険者数の減少により前年比1.4パーセントの減、8億3,148万円の決算となっております。収納率は98.8パーセントで前年度より0.2ポイントの減となっております。それから介護保険法の規定により69人分、207万円ほど不納欠損処分とし、現年度及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は831万円となっております。

2款ですが分担金及び負担金、認定審査会運営費等の湯沢町負担分でありまして、8.3パーセント増の892万円の収入済額となっております。

3款使用料及び手数料でございますが、これは督促手数料でございます。5万9,100円の決算となっております。

4款の国庫支出金ですが、1項国庫負担金は施設給付費の15パーセント、施設以外の給付費の20パーセントのルールにより算定された額ですが、施設整備の進展により保険給付費が増加しておりまして、前年比4.1パーセント増の8億1,155万円の収入済となっております。2項国庫補助金ですが、調整交付金及び地域支援事業交付金でいずれもルールに基づき算定された額でございますが、3億8,731万円の収入済額となっております。4款合計では前年比3.6パーセント増、11億9,887万円の決算となりました。

5款支払基金交付金ですが、これは第2号被保険者の負担分ということで、ルールに基づきまして保険給付費の30パーセントが交付されます。給付費の増額に伴いまして前年比4.6パーセントの増、13億7,888万円の収入済額となっております。

第6款県支出金でございますが、1項負担金はルールにより保険給付費のうち施設給付分の17.5パーセント、施設以外の給付費分として12.5パーセント、その合計額として6億7,402万円の決算となりました。2項の補助金ですが地域支援事業費に対しルールに基づき算定された額が収入済となっております。6款合計では前年比6.3パーセント増、6億9,769万円の収入済額となりました。主な増加要因ですが国庫支出金と同様でございますが、施設整備等による保険給付費の増加に伴うものです。

第7款の財産収入でございます。介護給付費準備基金の運用利子収入として62万円の決算となっております。

第8款の繰入金ですが、1項では保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算出された額に人件費及び事務費相当額を加えたもので、合計7億1,373万円を一般会計から繰り入れさせていただきました。2項基金繰入金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金それから介護給付費準備基金から1億346万円を保険料軽減等に充当するため繰り入れをしたもので、8款合計では前年比10.9パーセント増、8億1,720万円の決算となりました。

9款の諸収入ですが、食の自立支援事業を始め各種事業の実費徴収金などが主で291万円の決算となっております。

10款繰越金、前年度繰越金1億754万円が収入済となっております。以上、歳入合計は50億4,419万円となり前年比5.5パーセント、2億6,071万円の増額決算となりました。

次に411ページ、412ページの方をご覧くださいと思います。歳出でございますが、1款総務費ですが、総務管理費では職員8人分の人件費や事務費、介護認定審査会費では2人分の人件費や事務費など、運営に要する費用等の合計で前年比4.8パーセント減の1億3,007万円の決算となりました。

2款保険給付費ですが、1項の介護サービス等諸費では、地域密着型施設などの整備による給付費増により前年比4.1パーセント増の決算となりました。2項の介護予防サービス等諸費では、居宅介護サービス事業所の新設開業等による給付費増により前年比11.4パーセント増の決算となっております。4項高額介護サービス等費は低所得者層の利用増により、前年比11.7パーセント増の決算となりました。5項の高額医療合算介護サービス等費は前年度までなかったもので、実際は平成20年の4月1日から平成22年7月31日までの2期分が該当となっております。22年度から給付を開始したものです。6項の特定入所者介護サービス等費は低所得者層の利用増により前年比11.8パーセント増の決算となっております。

2款の保険給付費合計では前年比5.1パーセント増、45億7,135万円の決算となりました。

3款でございますが、地域支援事業費1項介護予防事業では、各種事業への参加者の増などにより前年比8.6パーセント増となりまして、2項包括的支援事業・任意事業費についてはほぼ前年並みとなっております。3款合計としましては前年比2.9パーセント増、1億2,839万円の決算となりました。

4款の諸支出金ですが、前年度比較で大幅な減額となっておりますが、これは21年度分の国県負担金補助金の返還金等が主な内容となっております。

5款の予備費につきましては、20万円ほど他款に充用いたしまして不用額は379万円となっております。

6款の基金積立金でございますが、介護給付費準備基金の積立金1億236万円の決算であり、本年5月末の残高は2億6,747万円となっております。

以上、歳出合計49億5,690万円、前年比6.0パーセント、2億8,097万円の増額決算となっています。

414ページをご覧ください。先ほどの歳入総額、歳出総額、差引きで8,728万9,000円となっております。翌年度に繰り越すべき財源等はございませんので、同額が実質収支額となっております。以上、概要説明を終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 いただいた資料の中の介護サービス等の実施状況の計画目標値に対する実績事業量というのがありますが、地域密着型サービスについては22年度は予算を投入して施設整備を行ったわけですが、達成率を見るとちょっと低すぎるなという感じもしますし、施設介護サービスについては特養の待機者400人を超えているという部分でこの程度の達成率かと思うのです。介護療養型の医療施設を見てみると若干100いていないという状況ですが、この辺の達成率のバラつきというものもどういふふうにお考えになっているのかちょっとお伺いします。

福祉課長 介護サービスの計画値に対する達成率ということでございますが、地域密着型等につきましては、施設につきましては21年度の繰越し、あるいは22年当初計画していたものが施設的には達成をいたしました。ただ、21年度繰越し事業につきましては当初では4月から解消する予定にしておりましたけれども、内示等の遅れによりまして22年の9月から開設になりました。22年度事業で予定しておりました施設につきましては、10月から一応予定していたのですが、そちらの方につきましても3月1日からの開所ということで、実際の利用につきましてはそれぞれ6か月ずつ遅れて利用が始まったということで、施設の利用人数あるいは給付費等につきましても当初の計画よりは下がっております。

計画値に対しての達成率ということでも、やはり若干達成していない部分がございますけれども、こちらにつきましては今ほど説明しましたように、国の予算措置の遅れとか繰越し工事等の関係から達成できなかったといったところでございます。以上です。

岩野 松君 介護保険の1号被保険者は若干前年度より減少しているということでありましてけれども、総数では被保険者は減っているけれども介護を受けられる方は増えているという数字です。そういう中で介護度5だけが減ったという数字があるのですけれども、そこら辺の原因というかそういうのはどう考えられるのかまずお聞かせください。

福祉保健部長 個別の原因については特に調査していませんが、一般的には重い方というのは、こういう言い方をすると失礼ですけども亡くなられたりとかそういった部分もあるかと思いますが、具体的な調査はまだしておりませんので、この場で確定的なことは申し上げられません。

岩野 松君 私も年度的にはっきりあれですけども、要するに要支援を設けることによって若干の今まで介護度2だった人が要支援の2になったとか、そういうものも含めて要介護というのは一番お金がかかる、費用がかかりますけれども、そういう意味では意図的とはいいませんけれども、若干の状況によってそうやって減った結果はないのかということとは

どうでしょうか。

福祉保健部長 私どもの意図的というものはないというふうに信じております。

福祉課長 一つに21年度の要介護認定基準の改定によりまして、要介護から要支援の方へシフトが起きているのではないかなという部分も考えられるところであります。平成21年度につきましては移行期間の特例ということで、従前の要介護度よりも軽く判定された場合には本人の申請に基づいて従前の判定を選択できるというふうな移行期間があったということです。22年度からそういったことはなくなったということで、若干そういった影響もあるのではないかなということですが、詳しい分析まではまだちょっとしてございません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は社会厚生委員会に付託いたします。よろしくをお願いします。

議長 日程第27、第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第69号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、老人保健制度による給付が平成20年3月分で終了し、この会計からの支出は過年度分の精算のみとなり、前年度よりさらに大幅な歳入歳出減となったところであります。歳入総額は396万円で前年度比81.2パーセントの減、歳出総額は289万円で前年度比85.2パーセントの減となりました。実質収支では107万円の黒字となったところであります。

なお、老人保健特別会計につきましては平成23年度から一般会計で精算されており、特別会計としてはこの決算で終了となります。概要につきましては市民生活部長に説明させていただきますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは決算書の447ページ、448ページをご覧いただきたいと思っております。老人保健特別会計歳入歳出決算書でご説明を申し上げます。

まず歳入の1款支払基金交付金でございますが、収入済額は2,000円ほどでございます。前年度比102万円の減額になっております。

2款の国庫支出金でございますが、医療費に対する国の負担金で、収入済額は70万円ほどで前年度比1,438万円の減額となっております。

3款県支出金は18万円ほどございまして皆増となっております。

4款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金で収入済額は36万円ほどで、前年度比237万円の減額となっております。

5款の繰越金でございますが、152万円ほどで皆増となっております。

6 款の諸収入でございますが、第三者納付金等ございまして、収入済額は 1 2 0 万円ほどで前年度比 1 0 8 万円の減額となっております。

歳出に入りますが、4 4 9、4 5 0 ページの方をお願いいたします。

1 款総務費でございますが、事務費的経費といたしまして、支出済額 2 8 万円ほどで前年度比 1 1 万円の増額となっております。

2 款医療諸費でございますが、医療給付費としまして、支出済額 2 1 万円ほどで前年度比 4 1 3 万円の減額となっております。

3 款諸支出金でございますが、過年度国県補助金等返還金及び一般会計繰出金で、支出済額 2 4 0 万円ほどになっておりまして前年度比 8 3 4 万円の減額となっております。以上で概要の説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております。第 6 9 号議案は社会厚生委員会に付託いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 日程第 2 8、第 7 0 号議案 平成 2 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第 7 0 号議案 平成 2 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

平成 2 0 年度から始まった後期高齢者医療制度につきまして、いろいろ問題点も指摘をされてきておりましたが、この特別会計が 3 回目の決算を迎えたところであります。

歳入では保険料が 3 億 6 0 3 万円、一般会計からの繰入金 1 億 4, 3 8 7 万円が主なものであります。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 3, 2 6 9 万円が主なものであります。歳入総額 4 億 6, 5 3 9 万円で前年度比 1. 1 パーセント、4 8 4 万円の増、歳出総額が 4 億 5, 6 6 6 万円で前年度比 1. 1 パーセント、4 8 5 万円の増となったところであります。実質収支では 8 7 3 万円の黒字となりました。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは決算書の 4 6 1、4 6 2 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でご説明を申し上げます。

歳入の 1 款保険料でございますが、収入済額が 3 億 6 0 3 万円ほどございまして、前年度比 1 4 5 万円の減額となっております。歳入総額の 6 5. 8 パーセントを占めているところでございます。収入未済額につきましては 2 2 1 万円ほどで前年度比 4 3 万円の増額となっております。

2 款使用料及び手数料でございますが、督促の手数料でございますして、収入済額は 10 万円ほどで前年度比 17 万円の減額となっております。

3 款繰入金、収入済額は 1 億 4,387 万円で前年度比 186 万円の増額となっております。一般会計からの繰入金でございますして、低所得者に対する保険料の軽減分及び職員の給与費等でございます。

4 款の繰越金でございますが、収入済額が 874 万円ほどでございますして前年度比 443 万円の増額となっております。

5 款の諸収入でございます。収入済額は 666 万円ほどでございますして、前年度比 36 万円の増額となっております。広域連合へ派遣職員人件費 626 万円が広域連合から負担金として収入されているということでございます。

歳出の方でございますが、463、464 ページをお願いいたします。

1 款の総務費でございますが、支出済額 2,295 万円ほどでございます。前年度比 19 万円の減額となっております。職員給与費や徴収にかかる郵送料等が主な内容でございます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 4 億 3,269 万円ほどでございますして前年度比 628 万円の増額となっております。保険料分といたしまして 3 億 590 万円、それから保険基盤安定負担金分として 1 億 2,675 万円が主な内容となっております。

3 款の諸支出金でございますが、支出済額 102 万円ほどで前年度比 102 万円の減額となっております。前年度分の精算金として一般会計への繰り出し金 71 万円が主な内容となっております。以上で概要の説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 70 号議案は社会厚生委員会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 日程第 29、第 71 号議案 平成 22 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第 71 号議案 平成 22 年度下水道特別会計決算の認定について、概要についてご説明を申し上げます。

平成 22 年度は大和クリーンセンター水処理施設増設工事が竣工し、これまでの 2 系統 2 池から 23 年度より 3 系統 4 池で稼動となりました。汚水管渠工事においては、公共下水道では六日町の余川あるいは六日町市街地であります。塩沢上野地域で整備を進めると共に、特定環境保全公共下水道事業でも六日町これは西、東泉田、奥、青木新田ほかであります。塩沢、長崎、滝谷、君沢、宮野下地域において整備を進め、公共及び特環下水道事業総額で

18億5,000万円を投じ、管渠延長25キロメートルを整備いたしました。

また、浄化槽整備事業では塩沢 これは清水のみであります と六日町地域で21基整備を進めました。これらにより下水道普及率、前年度比プラス2.5ポイントの92.1パーセントとなり順調な進捗状況ですが、水洗化率については0.5ポイントの78.8パーセントにとどまっております。水洗化率は現在事業進捗中である特環下水道において六日町、塩沢地域、また公共下水道では塩沢地域での接続が進まなかったことが大きな要因であることから、今後、水洗化率の特に低い地区での接続について法定期限内の接続をお願いするとともに、3年経過後未接続世帯についての対応策を検討してまいりたいと思っております。

歳入では、下水道事業の自主財源である分担金及び負担金で収納率78.2パーセントと低く、処理施設の経年劣化による修繕等、管理費の財源は一般会計からの法定外繰出金に頼らざるを得ない状況から、一般財源である分担金及び負担金、使用料の滞納整理、収納率の向上に努めてまいります。

以上、歳入合計59億9,314万円、歳出合計58億8,944万円となり、差引き単純収支は1億370万円であります。ここから翌年度繰越明許費繰越一般財源5,083万円を差し引いた実質収支は5,287万円となったところであります。概要につきまして企業部長に説明させますので、ご審議を賜りご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

企業部長 それでは平成22年度南魚沼市下水道特別会計の決算についてご説明を申し上げます。475ページ、476ページをご覧いただきたいと思っております。歳入の1款であります。分担金及び負担金ということで9,038万円の収入済額ということで、21年度と比較しまして36.9パーセントの減ということになりました。この分担金では新規賦課件数の減ということで平成21年度では489件の新規賦課にございましたが、平成22年度は246件と半減をしているといった状況から9,038万円という収入済額となっております。不納欠損につきましては3件分ということで無財産が2件、死亡が1件というふうな内容でございます。

負担金でございますが、負担金の収納率が非常に低くなっていると。昨年が92パーセント、本年度22年度はマイナス10ポイントで82.5パーセントというようなことで収納率が下がっておりますが、これにつきましては1件の1事業所で700万円という非常に金額の大きな事業者がございまして、そこが資金繰りの関係で出納閉鎖期までに収納できなかったということで10パーセント率が下がっているということです。ここについては今現在はもう収納済みというような格好になっております。

それから不納欠損でございますが、件数は5件で無財産が2件、それから倒産、行方不明が3件というような内容になっております。

2款使用料及び手数料でございますが、9億5,453万円の収入済額ということで、21年度比較で6.8パーセントの増ということになっております。使用料では事業の進捗、水洗化率の向上により増額の収入済額となっております。現年度分、滞繰分ともほぼ前年並みの収納率となっておりますが、不納欠損につきましては件数で32件というこ

とで、32件の内訳でございますが、行方不明が18件、無財産が12件、死亡、倒産がそれぞれ1件ずつというような内容になっているところでございます。

3款国庫支出金でございますが、13億2,518万円の収入済額ということで21年と比較しまして10.2パーセントの増ということになっております。特環の事業費の補正分それから浄化槽の整備事業費の増ということで、前年比10パーセントの伸びとなっているものでございます。

それから4款でございますが、県支出金1,851万円の収入済額でございますが、21年度比較でマイナスの1.6パーセント減ということになっております。集排の整備事業費の総額の0.8パーセント相当額ということで新潟県が補助をするものでございます。

それから5款でございますが、収入済額16億5,449万円ということで、21年度比較38.6パーセントの減ということで10億円ほどの減額となっておりますが、19年から21年度まで実施をしました補償金免除の繰上償還分が終了したと。22年度はなくなったということで38パーセントの減となっているものでございます。

6款の繰越金、731万円ほどの収入済額ということでございます。

7款の諸収入、4,961万円の収入済額ということで、21年度比較では200パーセントの増ということになっておりますが、増額の要因につきましては、大和クリーンセンターの雷の被害についての共済の保険金が出たということでそれが約1,000万円、それから道路工事の下水道管の移設補償ということで17号の共同溝、それから市道改良等でございますが、補償料が3,000万円ほどの収入済額となっているということでございます。

8款が市債でございますが、18億9,310万円の収入済額で21年度比較では25.3パーセントの減ということになっております。事業執行のための起債ということで公共下水道、特環、浄化槽等を合わせまして11億5,800万円、流域関連が6,510万円、資本費平準化債が6億7,000万円。それから収入未済額の4億2,350万円は22年度分の翌年度繰越明許分ということになっております。

477、478ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款の総務費でございますが、2億2,332万円の支出済額ということで、21年度比較で11.3パーセントの増というふうになっております。前年比の増額の要因でございますが、消費税及び地方消費税分が3,300万円ほど、21年度は全くこれがなかったわけですが、本年度22年度については消費税及び地方消費税分として3,300万円ほどの支出になっています。それと人件費についてはマイナス800万円ほど減額になっているということで、総額的には前年比11.3パーセントの増額ということになっております。その他、事務費等ではほぼ前年並みの内容となっているところでございます。それから人件費は15人分ということでございます。

2款であります施設管理費、決算額は5億5,659万円ということで、21年度比較で1.3パーセントの減というふうになっております。昨年比減額の要因であります、大和クリーンセンターの大規模修繕2,000万円ほどでございますが、それが済んだということで

ございます。その他の施設管理費につきましては流入量が増えておりますので、施設管理費については増える一方であるというようなことになっております。減額の要因と流入量の増によるということで、2款の総額の決算ではマイナス1.3パーセントとなったということでございます。それからもう1点この施設管理費のところでは、六日町浄化センターの処理能力あるいは集排処理の施設更新などの投資効果を内部で検討しまして、流域の編入ということについて具体的な比較検討を今年度23年度より始めているところでございます。

3款下水道事業費であります。25億8,592万円の支出済額ということで、21年度比較0.6パーセントの増ということで、ほぼ昨年並みの事業費ということでございます。大和クリーンセンターの事業費が4億4,589万円、それから公共では上野それから六日町それから大和クリーンセンター付近の地震対策事業分が22年度からの新規事業ということでございますし、特環では平成22年度よりの新規地区につきましては先ほど市長が申し上げましたが、君沢、宮野下それから上田、六日町では宇津野それから川窪、青木新田等々でございます。また、流域下水道の事業では下水道管の耐震の事業ということが実施をされたので、増額となっているところでございます。

4款の公債費でございますが、25億2,360万円の支出済額ということで、21年度比較39.7パーセントの減となっております。歳入でも申し上げましたが補償金免除の繰上償還分がなくなったということで、16億6,000万円ほどの減額となっているところでございます。利子につきましては補償金免除の借換債分の利子の差額分が減額となっているところでございます。

5款予備費でございますが、この支出につきましては1款の報償費に142万円ほど充用しております。それから使用料、賃借料の災害復旧費の重機の借り上げ等に充当しているものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今ほどの説明の中にありましたけれども、工事が収束と申しますか完了に向かっている中で、新たに今度は農集を公共あるいは流域に接続という問題が出てきておるようであります。先ほども申し上げましたけれども、市民負担をどうして減らしていくかという中で、どんどんまた事業が増えていくということのようではありますが、その点どう考えているかひとつお聞きします。

もう1点、大和クリーンセンターでは当初全域を公共下水道という計画で始まり、その後拠点的な農集という制度を取り入れたわけであります。処理場の面積はその時点では確保していたというふうに言われているわけでありましてけれども、先般の増設工事等を見てみると、それを大和の農集を取り入れられる面積等は大丈夫なのか、ひとつそこをお聞きしたいと思います。

企業部長 まず最初の1点目ではありますが、流域の編入による市民負担の増というような問題でございますが、市民負担を減らすということで流域の編入を今始めたところ、県とそれから内部でも始めております。そういったことで始めているということでございます。

集排の処理場の施設更新が目前に迫っているというような状況の中で、それを全部施設更新をしていくともものすごい費用になる。その費用負担をできるだけ少なくするには、ということで流域の編入という話を始めているところでございます。負担を少なくするためということでご理解をお願いをしたいと思います。

それから大和クリーンセンターでございますが、ご指摘のとおり最終的にはあそこで集排の今、三用で2か所の処理場持っておりますけれども、そこまで大和クリーンセンターでもって水処理をしようということです。一応最終的に平成5年から運用しているわけですが、1期工事が平成12年、それから2期工事が今回完了しました。今の予定だと平成の20年代の終わりにまたもう1回施設整備をしなければいけないのかなという感じはします。が、それはまだちょっと事業の進捗だとかそれから流入量を見てみないと、最終的にまたもう1回施設更新をする必要が出てくるのかどうなのかというのは、今の段階ではちょっとわかりません。最終的には三用の集排の処理場も閉鎖をして、そちらの方でもって処理をしようというような事業内容になっているところでございます。

企業部長 用地の話であります、大和クリーンセンター、用地は十分にあるということでございます。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は産業建設委員会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

議長 日程第30、第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第72号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計決算について提案理由を申し上げます。

はじめに収益的収支について消費税抜きでご説明申し上げます。水道事業収益24億2,291万円、水道事業費用20億6,890万円、差引き3億5,401万円の純利益となつたところであります。水道事業収益中主なものとして給水収益16億9,372万円、繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入額6億5,074万円となっております。

給水収益は給水人口、件数とも昨年比微減となっておりますが、期間限定での料金値下げの回復及び有収率が前年比2.1パーセント増となったことにより、前年比13パーセントの増益となりました。

水道事業費用の主なものは、減価償却費及び資産減耗費で11億7,448万円、企業債利息は4億4,298万円で、昨年比9,692万円の減となつたところであります。

次に資本的収支について、これは消費税込みで説明を申し上げます。資本的収入6億1,157万円、資本的支出20億9,290万円となり、支出に対し収入が不足する額14億8,

133万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金等で補填をすることで決算を調整させていただきました。

資本的収入の主なものは企業債3億5,490万円、国庫補助金8,328万円、補償金1億3,000万円となっております。

また、資本的支出の主なものは建設改良費7億6,380万円、企業債元金償還金13億2,910万円となっております。特に建設改良については直接料金に結びつかない投資も多くなっているところでありますが、市民生活の最も基本的インフラであることから老朽管更新、水質管理の強化、危機管理対応など事業実施に当たりコスト縮減を図りながら、安全・安心な水道水供給に努めてまいったところであります。概要につきまして水道事業管理者に説明させていただきますので、ご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者　それでは平成22年度南魚沼市水道事業会計の決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書1ページ、2ページであります。収益的収入及び支出ということで消費税込みで表示をされております。水道事業収益25億1,088万円から水道事業費用21億3,285万円を差し引いて、さらに消費税等を引いた純利益は3億5,401万円となったところでございます。

3ページ、4ページをお願いいたしますが、資本的収入及び支出ということで、資本的収入が6億1,157万円、資本的支出が20億9,290万円を引いた収入不足分14億8,133万円につきましては、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額が2,373万円、過年度損益勘定留保資金が8億1,311万円、それから当年度損益勘定留保資金6億4,449万円を補填をしたところでございます。

5ページをご覧くださいと思います。損益計算書であります。本業でございます水道事業での営業利益ということで9,852万円となったところでございます。営業外利益では、水道の高料金分、水源開発の利息分の一般会計からの繰入れ等によりまして2億5,915万円の利益となったところでございまして、経常利益は3億5,768万円となったところでございます。これの経常利益から特別損失として計上しました漏水の減免等の過年度損益修正損を差し引いた当年度純利益は、先ほど申し上げました3億5,401万円となりまして、前年度の繰越利益剰余金2億2,081万円との合計額は、当年度未処分利益剰余金として5億7,483万円となったところでございます。

6ページをご覧くださいと思います。6ページの剰余金計算書でございますが、前年度剰余金計算書案どおり減債の積立金を1,000万円としまして、22年度末では4,099万円の残高となっているところでございます。未処分利益剰余金でございますが、記載のとおり前年度末の繰越利益剰余金と当年度純利益の合計額は、先ほどの損益計算書の未処分利益剰余金と一致をするものでございます。5億7,483万円となっているものでございます。

それから1ページとばしまして8ページをちょっと見ていただきたいと思います。8ページをお願いします。地方公営企業法の32条の規定によりまして、当年度の純利益の20分

の1以上の金額を減債積立としなければならないということがありますので、今回ここで、000万円を一応予定しているというところをごさいますて、翌年度繰越利益剰余金2,000万円を差し引きまして5億5,483万円とする処分案となっているところをごさいます。

1ページに戻っていただきまして7ページ資本剰余金の部でごさいます。当年度発生額としましては、国県補助金のところで簡水の老朽管更新分の補助金が730万円、水源開発の施設整備分ということで浄水場の遠隔監視システムの整備の補助金ということで7,202万円、それから工事補償ということで城之入川の改修の関連、ルート17号の共同溝の関連、その他道路改良等でごさいます。1億2,413万円などが計上をしているところをごさいます。前年度末の残高4億2,393万円に当年度発生額2億345万円を加えた翌年度繰越資本剰余金は6億2,738万円となったところをごさいます。

それから9ページ、10ページをご覧いただきたいと思ひます。貸借対照表でごさいます。資産の部でごさいます。固定資産の明細につきましては、この決算書26ページ、27ページに記載がごさいますので後ほどまた見ていただきたいと思ひますが、有形の固定資産、無形の固定資産の年度末償却未済額は396億2,179万円となったところをごさいます。それから流動資産につきましては、現金、預金で11億779万円、未収金が3億3,106万円、短期貸付金、土地開発公社へのものでごさいます。4億円ほどがごさいます。合計で18億5,883万円ということで、資産合計は414億8,063万円となったところをごさいます。

10ページの方の負債の部でごさいます。固定負債につきましては、修繕引当金3,400万円、例年どおりでごさいます。流動負債につきましては、未払金及び未払費用ということで4億8,980万円、その他1,155万円合計5億135万円ということになりまして、負債合計では5億3,535万円となったところをごさいます。

資本でごさいます。引継ぎ資本金ということでごさいます。一般会計の出資債ということで旧広域水道事業団からの出資した分の引継ぎ分ということでごさいます。繰入資本金につきましては、水源開発の出資分ということで平成17年度に1度出資をしてもらっていますし、平成22年度分との合計額ということでここに数字が載っているところをごさいます。

それから28ページから43ページに明細が載っておりますが、借入資本金ということで水道事業債157億5,497万円と合わせまして、資本金合計では397億206万円ということになっております。それから剰余金としましては先ほど説明申し上げました7ページの資本剰余金と6ページの利益剰余金の合計額としまして12億4,321万円、負債資本の合計としまして414億8,063万円となったところであります。

なお、11ページ、12ページに水道事業の給水状況、経営状況、建設改良工事等の概要が載っておりますので、参考にまた見ていただきたいというふうに思ひます。平成22年度の水道事業の概要説明は以上でごさいます。

議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員　それでは平成22年度南魚沼市公営企業会計決算審査意見書をご覧くださいと思います。1ページをお願いいたします。

平成22年度南魚沼市公営企業会計決算審査意見。第1、審査の対象、平成22年度南魚沼市水道事業会計決算。第2、審査の期間、平成23年6月13日から平成23年8月19日まで。第3、審査の方法、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析した。審査に当たっては決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

第4、審査の結果、審査に付された各事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

第5、審査意見、1水道事業会計、本年度の業務状況については、給水件数が2万3,416件で前年度より187件、0.8パーセントの減少、給水人口も5万9,893人で前年度に比べ221人、0.4パーセントの減少で、普及率は区域内人口が給水人口以上に減少したことから、97.2パーセントと前年度と同率となっております。

本年度の建設改良工事としては、3年間の継続事業である遠隔監視システム整備事業、栃窪・岩之下の水道施設整備事業、老朽管布設替工事等を行っております。配水管布設替延長は7,427.5メートル、うち老朽管布設替で5,386.5メートルの工事を実施しています。なお、工事に当たっては下水道工事や道路改良工事等との同時施工により経費の節減に努めております。

(1)利用概況、年間配水量は847万4,116立方メートルで前年度に比べ6万2,797立方メートル、0.7パーセント増となり、年間有収水量も677万1,272立方メートルで前年度より22万5,346立方メートル、3.4パーセント増加しており、有収率は79.9パーセントと前年度より2.1ポイント上昇しましたが、冬期間の概算数値による影響もあるので一概には言えませんが、老朽管布設替の効果なども表れているものと思われます。また、施設利用率は前年度より0.3ポイント上昇し33.3パーセント、最大稼働率は39.1パーセントで前年度より1.2ポイント低下しました。

(2)経営状況、本年度の事業損益を見ると、事業総収益が24億2,292万円、事業総費用が20億6,890万円、3億5,402万円の純利益となり、前年度の繰越利益剰余金2億2,082万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は5億7,483万円であります。今年度の給水収益は、有収水量の増加や前年度実施した5か月間の期間限定値下げ分がなくなったことなどから、前年度より1億9,466万円の増収となりました。

収益率については、総収益対総費用比率は117.1パーセント、前年度108.6パーセント、営業収益対営業費用比率は106.2パーセント、前年度94.5パーセントとなっております。

次に資金繰りを表す比率についてみますと、200パーセント以上が理想値とされていま

すが流動比率は370.8パーセント、前年度553.6パーセント、100パーセント以上が理想値とされる当座比率は287パーセント、前年度546.6パーセント、20パーセント以上が理想値とされる現金預金比率は221.0パーセント、前年度484.8パーセントといずれも前年度に比較しますと大幅に低下しておりますが理想値を上回っています。

また、給水収益に対して企業債の元利償還金はどれくらいかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は104.6パーセント、前年度123.6パーセントとなり、前年度を19ポイント下回りました。料金収入が増加したことで昨年までの繰上償還により元利償還金が前年度より8,151万円減少したことによるものであります。

(3) むすび 年度末時点での行政区域内の人口並びに給水人口とも年々減少していますが、年間配水量は前年度より6万2,797立方メートル増加しています。施設利用率は前年度より0.3ポイント上昇し33.3パーセントとなっている。給水原価は前年度より経常経費が減少し有収水量が増加したため45円85銭下がり、供給単価は前年度より給水収益が増加したため21円12銭上がり、逆ザヤが52円91銭となり前年度より66円97銭縮小しました。施設利用率が低い中で、投資経費の負担が重く厳しい状況にあります。

今後も人口の減少や景気の低迷、節水志向などから、水の需要拡大を図ることは難しい状況にある。企業債の元利償還金は平成21年度までの補償金免除繰上償還により軽減が図られたが、約17億円超の元利償還金、約10億円超の減価償却費などの大きな負担は今後も続きます。

有収水量の大幅な増加は期待できない状況ではありますが、あらゆる機会を通じて水需要の拡大を図り、有収率向上への取り組みが必要である。また、固定化未収金についても給水停止等も執行しながら、解消に努力をされその成果も現れております。今後も管理、回収にさらなる努力が望まれます。

費用面においても投資の厳選や工事等に当たっては、道路改良や下水道工事等との同時施工による経費の節減、高利率企業債のさらなる借換えを求めるなど、経費の縮減と業務の効率化、経営健全化に努めていただきたいと思います。また、東日本大震災における福島原子力発電所の事故による水道水の放射性汚染の監視には十分注意を払い、最大の使命である良質で安全、安心な水の供給に努めていただきたいと思います。

なお、水道事業関係の業務、予算執行状況とか経営成績、財政状態につきましては、7ページから28ページまで記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。以上でございます。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 企業長にお聞きしますけれども、この財務状況を見て困っているところというのはどういうところでしょうか。

私は2ページの監査報告を聞いていますと、現金ですよ。現金がちょっとこの監査報告でいくと持ちすぎている、ありすぎると、保有しすぎだというふうに私はとるのですけれども、なぜこういう形をとっておかなければならないのか、お聞きしたいと思います。

水道事業管理者　水道事業の決算を見て困っていることということですが、ちょっと内容的に私が十分に水道事業の内容を熟知しておりませんので、特別今の段階でもって困っているということはありませんけれども、いわゆる水道事業として自立をしているかというようなことがよく話に出ます。私どもの方の22年度この数字だけを見ると3億5,000万円というような利益が出ているというようなことでありますが、その内容としましては、一般会計から6億5,000万円を入れてもらってやっとそういうふうな状況になっているということでございます。この状況ではまだまだ水道事業としての自立というのは十分ではないのだろうというふうに私は今思っているところでございます。

それとあわせて先ほど現金、預金の話が出ました。11億円ほど今ございますけれども、その11億円についてもそういう面から申し上げますと不足とは申し上げませんが、このくらいものを水道事業として持っていないと非常に不安な面はあるというふうに私は思っています。以上です。

岡村雅夫君　困っていることはない。でも、6億5,000万円一繰りからいただいているという話でありますけれども、この一繰りは交付金できているお金を入れているのであって、独自に一般会計、真水でということではないというふうに私は聞いているのですが、その辺をひとつお聞きします。

それから現金についてですけれども、繰上償還という話も監査報告に出ているわけですが、現金を11億円、滞納というか集金ができない月があるとかそういうものであればともかく、毎月集金できてまた予算執行に差し支えなく収入があつてということであると、私はこの11億円というのは置かない方がいいのではないかと思います、いかかでしょうか。

水道事業管理者　まず最初の一般会計からの繰入金でございますが、そういうふうな話からいうと、今、普通交付税には高料金分と水源開発分それから広域化分ということで算入をされているはずでございます。したがって、それを全部水道事業として一般会計からもらわないと、岡村さんの言うような多分話にはならないだろうというふうに思っています。そこについてはあくまでも普通交付税は一般会計の一般財源といいますかそういったような使途でございますので、普通交付税に算入されている分をそっくりよこせという話には、なかなかすぐにはならないのだろうということで、それは水道事業と一般会計との話合いの中で、お互いが自立できるような格好でもって予算を編成していく必要があるのだろうというふうに思っているところであります。

それから現金、預金の11億円というような話ですが、私もまだちょっと本当に不勉強ではっきりわからないのですが、11億円が本当に余計なのかどうなのかというのも今この段階ではちょっと判断できません。できませんけれども、先ほど申し上げているように、私としては半年今この水道事業の仕事をしてみて、やはり将来的なことを思うと11億円ぐらいの現金、預金があつてしかるべきだというふうに今のところは思っているところでございます。

岡村雅夫君 以前、やはり10数億円のお金を現金として持っていたときには、近々計装類の更新が来るというようなことで必要だという話でありました。しかし、先ほども申し上げたように11億円なくても水道徴収事務とうまく回転していれば、多分、精算ができるまでの運転資金ぐらいで私はいいのではないかなと思うのですが、そのへんひとつもう1回お聞きしておきます。

それから、市長にお聞きしますが、会計で一番大変なのは償還の部分だというふうに私は思っているのですけれども、その償還があるからまだ水道料金は下げられないのだという、あるいはまた改良工事等があるからというようなことだと思うのですけれど。私は前段でも申し上げましたけれども、やはり今の実情からしてみると、水道料金はある程度基本的な生活にかかる部分は減額していかなければならないのではないかとこのように考えておりますが、お聞きします。

また、今回の災害におきましても、非常に給水ができなかったと。要するに浄化ができなかったというような事態も起きているわけでありますので、まだまだこれからいろいろな事業が出てくるわけであります。あれもこれもみんなうまく回らないうちは水道料金は下げられないというようなことであると、私はなかなか大変な皆さん生活を余儀なくされるのではないかなというふうに思いますが、ひとつお聞きしておきます。

市長 先ほどの健全化比率のときに、ご質問いただいたことと同じでありまして、これがあるから、あれがあるからという意味ではなくて、水道事業会計そのものがもう少し健全化のめどが立てば、それは料金を下げますと言っているのです。あなたは11億円預金があるから簡単に言えばそれをみんな料金の値下げに使えるというぐらいのことを確か考えているのでしょうかけれども、ところがそう簡単に問屋が卸さないというのがこの会計のことでありまして。

今あなたも、議員もいみじくもおっしゃいましたが、まだ相当の負債額を抱えて、そして年間の償還額は利息と元金を合わせますと、17億円あるいは20億円近いというのが出てくるわけですね。このめどがある程度きちんとして。今の料金、あるいは料金を幾ら下げたときに償還のめどがついていくという部分をもう少し見通さないと、軽々に来年下げるとか、さ来年下げるとかはちょっと申し上げられない。

投資は極力抑えていくつもりであります。老朽管については布設替えをきちんとやっていたかなければなりませんけれども、その他投資については遠隔装置も終わりましたし、投資は投資でまた先般の濁りの中で、緊急水源の問題がちょっと浮上してきておりますけれども、これらはそう大きな投資ではないと思います。井戸を掘ろうとすればですね。

ですから、そういうことも含めて投資は抑えながら経営の健全化をきちんと見通せると、その段階で値下げに踏み切ろうということでありますので、先ほど触れましたように、行き着くところは一つでありますから、一心同体のつもりでひとつまた激励いただきたいと思っております。

議長 質疑を終了するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第72号議案は産業建設委員会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

議長 お諮りいたします。

本日の会議時間は日程第33、第80号議案終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は日程第33、第80号議案終了までといたします。会議を続行します。

議長 日程第31、第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算認定を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第73号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計決算について提案理由を申し上げます。

まず概況を申し上げます。大和病院では医師確保に全力で取り組みましたが、医師不足を解消するということまでにはいたりませんでした。こうしたことから入院患者は前年度を上回ったものの、外来患者は前年度を下回る結果となり、予定していた業務量を達成することはできませんでした。業務量の達成はできませんでした。平成22年4月に経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へと変更し、これにより組織としての機動性、あるいは迅速性が高まってきているというふうに考えております。

城内診療所では平成22年6月に内科医師1名を確保し、常勤医師2名と他医療機関のご支援とで地域の皆さまに安定した医療を提供することができました。しかし、診療所になったことによる影響で入院、外来患者数、医業収益ともに前年度を下回る結果となりました。また、本来診療所の運営は公営企業法の適用外であることから平成23年度より特別会計で行うこととし、一時借入金の清算を一般会計よりの繰入金で行ったところであります。決算の状況につきましては、収益的収支は一時借入金を清算するための一般会計繰入金があったことから、収入が税抜き41億9,641万円となり、支出は40億7,716万円で、単年度の純利益は1億1,925万円となりました。これに前年度の繰越欠損金を加え、繰越欠損金が16億5,615万円となったところであります。

次に資本的収支であります。収入では税込み1億4,064万円。支出では2億1,599万円となり、7,535万円の不足が生じましたが、当年度分、損益勘定留保資金等で補填をいたしたところであります。概要につきましては大和病院事務部長に説明させますので、ご審議をいただき認定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長 それでは病院事業会計決算の概要を申し上げます。なお、この決算は8月23日開催の病院事業運営委員会において承認をいただいておりますので、申し添えておきます。

それでは1ページ目をご覧いただきたいと思います。病院事業決算報告書です。税込みでございます。収益的収入及び支出でございますが、収入合計で42億1,679万円でございます。支出、決算額でございますが、40億9,657万円でございます。収支差引きでございますが1億2,022万円でございます。

次に収益的収入及び支出でございますが、収入、資本的収入決算額1億4,064万円でございます。支出でございますが、資本的支出決算額2億1,599万円でございます。資本的収入が資本的支出額に不足する額、7,535万円は当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額28万円及び当年度分損益勘定留保資金等7,506万円を補填をいたしました。

次、4ページをご覧いただきたいと思います。22年度の南魚沼市病院事業損益計算書、これは税抜きでございます。1番の医業収益、2番の介護保険収益、3番の医業費用はそれぞれ記載のとおりでございます。医業損失が3億9,407万円でございます。それに4番の医業外収益、それから5番の医業外費用これを加除いたしますと、経常利益これが先ほど申し上げましたように1億2,065万円でございます。6番の特別利益はございません。

7番の特別損失でございますが、これは二つございます。一つは固定資産の売却損ということで82万円。これは城内病院の医師住宅を売却したときの売却損でございます。それからもう一つは大和病院の分ですが、過年度損益修正損ということで58万円でございます。この58万円の内訳ですが、過年度損益の修正損が13万円でございます。それからもう一つは、これは昨年の12月の補正のときに説明をさせていただきましたが、厚生局の調査が入りまして、不適正な部分があるということで返還金が生じました。その返還金が個人にお返しする部分ですけれども、補正をさせていただいてお支払いした部分が45万円でございます。これらにそれから前年度の繰越欠損金17億7,539万円を加えますと、当年度未処理欠損金が16億5,615万円となります。

次に5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。南魚沼市病院事業剰余金の計算書税抜きでございます。これはそれぞれ記載のとおりでございますが、3の欠損金の部分について先ほどのものと関連しますので少し申し上げます。最後の参考資料の中に、これは今平成22年度の決算まで大和病院と城内診療所と一緒にしておりますので、それを例えば44ページ以降に決算書それから損益計算書、剰余金の計算書、貸借対照表それぞれ分けたものを添付してございます。それで今ほど説明している資料がこれを足したものというかたちでお考えになっていただければ結構なのですが。

その欠損金でございますが、22年度末ということですので。16億5,615万円でございますが、その内訳が51ページ、53ページに記載のとおり、大和が13億8,542万円、城内が2億7,072万円ということでございます。それから資本剰余金の部あるいは病院事業の欠損金の処理計算書の案、それぞれ記載のとおりでございます。

めくっていただきまして7ページ、8ページをご覧いただきたいと思いますが、貸借対照表税抜きでございます。資産の部、それから負債の部、資本の部それぞれ記載のとおりでございます。資産合計それから負債、資本の合計が同額で34億5,094万円でございます。

先ほど佐藤議員の方からご質問がございました資金不足比率の分子の部分、分子の部分ですが、ここの8ページの負債の部に流動負債合計というのがございますが、9億9,210万円程度。そこが分子の部分の流動負債の合計でございます。それから7ページの下の方に流動資産の合計がございまして、7億2,553万円これが流動資産の合計ですので、この額を引いた額が分子の部分になると思います。それから分母の部分というのは事業収益の中の、税込みですけれども医業収益と、1ページ目をご覧くださいとおわかりだと思いますけれども、1ページ目の収益的収入及び支出の中の1款病院事業収益がありますが、その1項の医業収益それから2項の介護保険収益、これの部分を足したものが分母でございます。これで計算していただくとおわかりだと思いますので、またでは委員会のときによく説明させていただきますが、そういうことで参考までに申し上げました。

それからめくってもらいまして10ページからが事業報告というかたちになります。これはさっき市長が提案理由の中で申し上げましたので、また後ほどご覧いただきたいと思えます。11ページ目が議決事項、12ページが職員に関する事項、それから13ページから業務で大和病院それから城内診療所のそれぞれの入院、外来の患者数等が出ておりますのでご覧をいただきたいと思えます。

最後に17、18ページをご覧くださいなのですが、ここで事業収入及び費用に関する事項ということで抜粋で載っております。これはそれぞれの大和病院と城内診療所のポイントが出ておりますのでちょっと説明をさせていただきますが、左側の大和病院でございます。22年度の欄をご覧くださいと思えます。事業収益全体で34億3,888万円程度でございます。その中のかなり大きな部分、93.6パーセントを占めるものが医業収益でございますが、32億1,786万円でございます。その中の入院それから外来その他収益がございまして、ここでほとんど入院は8,000万円弱増えていますし、外来は2,000万円ちょっと減っております。ただ、その他医業収益というのがございましてここをちょっと説明させていただきますけれども、これは主に健診事業でございます。住民健診それから事業所健診、人間ドックこの部分ですが、昨年婦人科の医師がいなくなったということで婦人科健診ができないということで、契約を春先に解除をして秋までできなかったということがございまして、これで5,040万円程度、一昨年に比べて収益が落ちたということがございまして。

それから介護保険の収益が5,476万円でございます。医業外収益が1億6,625万円でございます。昨年21年度に比べまして他会計の補助金、一般会計からの補助金ですが、5,333万円ほど少なくなっております。特別利益はございません。それから病院事業費用の方でございますが、全体で36億1,498万円ということでございまして。その中の医業費用が35億3,780万円ということでございまして、給与費、材料費、経費それが大きな三つの柱でございますけれども、修繕費をちょっと減額させていただいておりますのは5,258万円くらい減額になったのですが、前年度は病院の機能評価を取ろうということで診察室ですとかそういう医療の受診環境を大幅に変更させていただきました。繰入金もそのときにいただきましたし、修繕費の支出としても5,200万円以上多くなっているということでござ

います。それから医業外費用が7,659万円。特別損失が先ほど申し上げた58万円でございます。それで当年度の純損失が1億7,610万円でございます。

それから18ページの城内診療所をご覧いただきたいと思いますが、22年度の方でございます。病院事業収益が7億5,729万円、医業収益が3億248万円、介護保険が1,885万円、医業外収益がこれは大きいのですけれども、4億3,620万円でございます。比較で3億7,766万円ほど増えております。全体です、医業外収益が。特別利益はございません。それから病院事業費用でございますが、全体で4億6,218万円。医業費用が4億5,022万円でございます。医業外費用が1,114万円。それから特別損失が82万円ということで先ほど説明させていただきました。

それで病院事業収益から病院事業費用を差し引いた額が当年度の純利益2億9,535万円ですが、さっきの市長の説明にもありましたけれども、確定清算金これが3億6,684万円でございますので、それを引きますとマイナスの7,150万円ということになります。

それから次のページをご覧いただきたいのですが、会計でどんなものを大和病院の方で、医療機器等が主体でございますが買わせていただいたかというのが載っておりますし、最後の20ページですけれども、企業債及び一時借入金の概況ということで本年度末、大和病院の企業債が7億817万円、未償還残金が残っているということでございます。一時借入金は大和病院の方は清算しましてありませんが、先ほどもありましたけれども22年度末で大和病院が7億8,000万円ということでございます。説明は以上でございます。

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 それでは先ほどの企業会計の決算審査意見書の1ページをご覧いただきたいと思っております。審査の対象であります、平成22年度南魚沼市病院事業会計決算。第2の審査の期間、それから第3の審査の方法につきましては先ほどの水道事業会計と同じに実施しております。第4の審査の結果であります、審査に付された病院事業会計の決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ係数は病院事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

次に3ページの上段の方をお願いします。2、病院事業会計、当年度の業務状況については、入院業務は一般病床176床、内ゆきぐに大和病院が161床、城内診療所15床。療養病床42床、内ゆきぐに大和病院38床、城内診療所4床で、外来業務は月曜日から土曜日までの週6日制でそれぞれ業務を行っております。

ゆきぐに大和病院では副院長（外科医師）の定年退職、婦人科医師の海外赴任による退職で2名の退職となり、年度末では医師16名で前年度より2名減となりました。医師不足の状況は依然として変わりなく、入院患者は増えたものの外来患者は減少となっております。

城内診療所は昨年6月からの常勤医師2名体制とゆきぐに大和病院や他医療機関からの支援により安定した医療を提供してきました。しかし、診療所となったことなどから入院、外来患者数とも前年をさらに下回る結果となっております。建設改良費はゆきぐに大和病院で高額医療機器として関節鏡システム、超音波診断装置、セントラルモニタ、全自動錠剤散薬

分包器、人工呼吸器などのほか患者の送迎バスを購入しております。

(1)の利用概況ですが、ア、ゆきぐに大和病院、延べ利用患者数は20万2,842人で前年度より3,634人、1.8パーセント減で、このうち入院患者数は6万1,677人で前年度より1,886人、3.2パーセント増となっています。入院患者のうち一般病床が4万7,751人で前年度より1,704人、3.7パーセントの増、病床利用率は81.3パーセント。療養病床が1万3,926人で前年度より182人、1.3パーセント増、病床利用率は100.4パーセントとなっています。外来患者数は14万1,165人、前年度より5,520人、3.8パーセント減少しました。また、1日平均の入院患者数は169人で前年度より5.2人、3.2パーセント増、外来患者の1日平均は497.1人で前年度より23.1人、4.4パーセント減少しております。

イの城内診療所ですが、延べ利用患者数は2万7,782人で前年度より1,123人、3.9パーセントの減で、このうち入院患者数は6,004人で前年度より613人、9.3パーセントの減となっています。入院患者のうち一般病床が4,715人で前年度より531人、10.1パーセントの減、病床利用率は86.1パーセント。療養病床が1,289人で前年度より82人、6パーセントの減、病床利用率は88.3パーセントとなっています。外来患者数は2万1,778人で前年度より510人、2.3パーセント減少しました。また、1日平均の入院患者数は16.4人で前年度より1.7人の減、外来患者の1日平均は73.8人、前年度より2人の減となっています。

(2)の経営状況ですが、ア、ゆきぐに大和病院、本年度の経営収支を見ると事業総収益は34億3,888万円、事業総費用は36億1,498万円で差し引き1億7,610万円の純損失となっています。この純損失に前年度からの繰越欠損金12億933万円を加えた当年度未処理欠損金は13億8,542万円となりました。医業収支は医業収益が32億7,263万円で前年度より859万円の増、医業費用が35億3,780万円で前年度より5,473万円の減となり、医業損失は前年度より6,333万円少ない2億6,517万円となっています。

企業債はゆきぐに大和病院のみであります、本年度1億6,263万円を償還し、未償還残高は23件、7億818万円となりました。また一時借入金の年度末残高は前年度より2億1,000万円多い7億8,000万円となっています。

各種収益の分析比率についてはいずれも100パーセント以上が理想値とされておりますが、総費用に対する総収益の割合で経営活動の成果を現す総収支比率は95.1パーセント、前年度94.7パーセント。経営的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は95.1パーセント、前年度94.7パーセント。病院固有の事業に関わる医業収支比率は92.5パーセント、前年度90.9パーセントであり、医業収益は前年度より859万円の増となり、医業費用が前年度より5,473万円減となったことから各比率はそれぞれ前年度より若干改善されております。

次に資金繰りを表す比率について見ますと、短期債務の支払能力、資産の流動性を見る流

動比率は200パーセント以上を理想値とされていますが、68.1パーセント、前年度79.7パーセント。当座資金と流動負債を対比する当座比率は100パーセント以上が理想値とされるが、63パーセント、前年度74.3パーセント。当座資金の調達運用が円滑であるかどうかを見る現金預金比率は20パーセント以上が理想値とされますが、13.3パーセント、前年度8.5パーセントとなっています。

イ、城内診療所、経営収支は事業総収益が7億5,753万円、事業総費用が4億6,218万円で差し引き2億9,535万円の純利益となっていますが、一般会計からの繰入金が大きく伸びたためであります。この純利益に前年度からの繰越欠損金5億6,607万円を加えた当年度未処理欠損金は2億7,072万円となっています。医業収支は医業収益が3億2,132万円で前年度より752万円の減、医業費用が4億5,022万円で前年度より1,797万円の減となり、医業損失は前年度より1,045万円少ない1億2,890万円となっています。城内診療所では企業債並びに一時借入金の年度末残高はありません。

各種収益の分析比率については、総収支比率は163.9パーセント、前年度80.7パーセント。経常収支比率は164.2パーセント、前年度80.7パーセントと大きく改善されていますが、23年度からは特別会計移行に伴う精算金が一般会計から繰入れされているためであります。資金繰りを表す比率は流動比率が330.2パーセント、前年度16.4パーセント、当座比率が309パーセント、前年度14.9パーセント、現金預金比率が69.4パーセント、前年度0.01パーセントとなり、いずれも大きく改善されていますが、一般会計からの繰入金で不良債務を解消したためであります。

(3) むすび、ゆきぐに大和病院では最大の課題とされている医師不足は依然として解消されず厳しい状況であります。入院患者数は増えたものの外来患者数は前年に引き続き減少しました。城内診療所では2名の常勤医師とゆきぐに大和病院並びに他医療機関の支援により地域医療に取り組んできましたが、診療所となったためか入院患者、外来患者ともに減少し、収益減となりました。病院・診療所を併せた当年度の純損益は1億1,925万円の純利益を計上しましたが、これは先ほど言いました23年度から城内診療所を特別会計に移行するための精算金を一般会計から繰入れしたため、前年度より繰入金が3億2,389万円増となったことによるものであります。

また、前年度からの繰越欠損金17億7,539万円を加えた今年度の繰越欠損金は16億5,615万円となっています。健全な経営のために医師の確保が最大課題ではありますが、全国的な医師不足の状況下でこの解消を図ることは容易なことではありませんが、さらなる努力を望みたいと思います。病院全体では前年度末に比べ、医師が2名、薬剤師1名、作業療法士1名がそれぞれ減、看護師が7名増、全体として3名の増となっています。給与費は前年度より1,005万円ほど減っていますが、人件費対医業収入比率は70.5パーセント、前年度は70.8パーセントと依然として高い水準にあります。また、繰越欠損金も高額になり、早急な改善も望めない中では憂慮されます。この繰越欠損金の解消について抜本的な対策を行うよう強く求めるものであります。

また、具体的に動きだした基幹病院関連の中での市が担う病院や診療所についても公共性の確保と経済性の発揮という重い責務をどう解決し運営していくのか、極めて重要な課題に直面しており、将来を見据えた的確な判断が求められるところであります。課題は山積してありますが、今後とも自治体病院の責務である地域医療を守り、住民の福祉向上のため一層の努力を望むところでございます。病院事業会計の業務なり予算、経営成績、財務状況につきましては29ページから最後50ページまで記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 細かな審査をいただきましたが、実は医業収益、今年度の決算で医業収益に対する給与、材料、経費の合計で大和だけ見ると不足分が約2億円あります。さらに年度内の企業債が年度内返済1億6,000万円、合計で3億6,000万円という数字が出てくるわけなのですが、社会厚生委員会の報告にあったこの病院会計について、3条の繰入金については4億円くらいは繰り入れてもらいたいという数字が出ていますが、その根拠というのはこの合算額程度であるのかということをお聞きしたい。

それから病院改革プランということで平成21年の2月9日に策定をしていただきました。それは23年度の財務にかかる数値目標ということで、病床利用率は84.5で、今期84.9ですからそれはクリアしていますが、職員給与比率というのが52.0を目標としておりますけれども、今年度は人件費対医業収益の比率で見たら70.5という数字出ていますけれども、私の方が医業収益に対する給与比率ということで見れば71.67パーセントという数字になっています。

そうするとこの4億円というものを繰入れをしていった中で、果たしてこの病院改革プランにあったような経営というのができるのかというような心配が出るのでありますけれども、そこら辺についての4億円の数字の根拠の部分と、改革プランに向けて本当に達成できるかということをお年度の決算の中から見とお考えをお聞きします。

大和病院事務部長 委員会の中で4億円程度ということをお知らせしたのは、公営企業決算年鑑という21年度の全国のものをまとめたものが最新版が出ておるのですが、それによりますと公営企業の病院会計のところでは他会計繰入金というのがずっと書いてありまして、繰入金の収益的収入に占める割合は14.2パーセントとなっております。これを経営主体別に見ると都道府県立が19.2パーセント、町村立が18.6パーセント、指定都市立が15.7パーセント、市立が10.8パーセント、組合立が10.7パーセントの順になっているというふうなことがあります。大体一般的に自治体病院が970くらいあるのですけれども、大体10パーセントから15パーセント、あるいは高いところは20パーセントくらいです。繰入基準というのがありまして、それは一般財政の方とそれから病院事業の方とよく話をして市長から調整をしていただいたりしながら、その病院というか市にあった、実情にあったかたちを一般会計の不採算部門だとか、あるいは公共的な部門だとか、それから地域医療だとか、そういった部分でどれをどこまで取るかということで決まってくるわけです。そう

いう中で大体10パーセントくらいとしましても4億円程度くらいをいただけないかということで、これは市長の方にもよくお願いしてありまして、今年はそれで1億3,000万円ほど増やしていただき、2億5,800万円でしたかというかたちの中でご理解をいただいています。ここからちょっとやってみようという話の中ですので、そういう部分では私どもの今までのピーアールが足りなかったのか、あるいは財政のガードが堅かったのかわかりませんが、そういうことで非常に比率等も悪くなっておりますので、改善の意味からもご理解をいただいております。

そんなところで私は大体4億円くらいいただければ、きちんとした運営ができるのではないかという見通しです。同じ県立病院の六日町が199床でやはり3億円、ずっとですけれども3億9,700万円とか。今ベッドを175にしていますので、3億7,000万円くらいですけれども、それは新潟県から3条で繰入れをしてもらっておりますので、そんなことを基準に申し上げております。

もう一つの病院改革プランの数字ですが、ちょっとここに出てくる数字と捉え方が違うので、改革プランの方の数字ですと57~58パーセントになると思うのですけれども、その辺は庶務課長の方から答弁をしてもらいます。

大和病院庶務課長　それでは改革プランと人件費の関係についてご説明を申し上げます。会計といいますか、計算のルールがございまして、全国的な会計決算統計というものがございまして、その決算統計と改革プランは同じ計算のルールを使います。一般的には人件費といいますと職員の給料それから臨時職員の賃金を含めますけれども、決算統計それから改革プランにつきましては臨時職員、パート職員、非常勤職員の賃金は経費に含めるというルールになっておりまして、そういう計算をしますと改革プランの人件費の割合は57パーセント強ということになるかと思えます。ということで計算のルール、根拠が違いますのでその点をご理解いただければというふうに思います。以上です。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終了します。

ただいま議題となっております第73号議案は社会厚生委員会に付託します。よろしく願いします。

議　　長　　日程第32、第74号議案　平成23年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　議案第74号について提案理由を申し上げます。本予算につきましては新潟・福島豪雨災害で被災された市民の生活再建と公共施設の本格的な復旧を図るために必要な費用、6月補正以降の補助事業の採択決定、その他必要が生じた項目につきまして補正を行うものであります。

先般報告させていただきました補正第2号と本予算を合わせて執行することによりまして豪雨災害からの生活再建、先般ではなくて先ほどでありました。公共施設の復旧を行うもの

であります。災害関連の予算規模につきましては補正2号と合わせて概算総額で76億7,000万円となります。内訳といたしましては災害救助生活再建支援費4億9,000万円、公共土木施設等復旧費16億6,000万円、農地農林水産業施設の復旧費55億2,000万円であります。

財源といたしましては国庫支出金6億7,000万円、県支出金46億8,000万円、災害復旧債14億9,000万円、不足する8億3,000万円は財政調整基金を充当いたします。

この予算では災害関連以外の主な項目として、歳入では交付税決定及びそれに伴う臨時財政対策債の当初予算との差額、22年度広域行政経費の湯沢町負担金実績差額の精算、前年度繰越金の計上などを行いました。

歳出では主な項目として観光交流拠点整備事業で大型遊具設置費、魚沼サンテックの余裕教室を特別支援学校として利用するために必要な改修工事の実施設計費などを計上いたしました。

歳入歳出差額につきましては不足の復旧費等に備え予備費に追加をさせていただいております。以上によりまして歳入歳出総額にそれぞれ73億2,398万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を382億8,152万5,000円といたしたところであります。この詳細につきましては総務部長より報告させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第74号議案についてご説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。2の歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、減収補てん特例交付金では住宅取得特別控除分が33万8,000円、自動車取得税交付金が48万3,000円の減額でございますので記載のように減額をさせていただいております。

9款1項1目地方交付金の減額1,546万円ほどであります。交付決定額との款の減額計上でございます。12款1項1目教育使用料でございますが、指定管理制度移行に伴う減額170万円ほどの減額計上でございます。13款1項4目災害復旧費国庫負担金では公共土木施設災害復旧費国庫負担金として5億2,500万円を計上させていただきました。13款2項3目土木費国庫補助金では説明欄記載の地方道路交付金確定による減額1,086万円。8目災害復旧費国庫補助金では今豪雨災害分として説明欄記載の3事業について補助金を計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。14款1項1目民生費県負担金では災害救助法に基づく負担金として1億600万円の補正をお願いいたします。14款2項県補助金1目総務費の分では観光交流拠点整備事業、今泉博物館の再生の部分でございますが、整備につきまして県から補助を受けるものでございます。2目の民生費では社会福祉費県補助金として介護基盤緊急整備等臨時特例交付金として認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護各1か所に対する10分の10補助金4,320万円、地域支え合い体制づくり事

業として高齢者救急医療情報キット購入にかかる補助、災害時要援護支援者システム委託並びに生活介護支援サポーター事業にかかる部分でございます。

5目農林水産業費では1節で農業費として今豪雨に関係する資金の利子補給として100件分、一つ下の増養殖施設の関係では養鯉の施設の復旧に対する20か所分の計上でありませぬ。2節林業費では県単農林水産業総合振興事業では森林組合の貯木場舗装に、市町村森林情報緊急整備事業は森林GISシステムに、その下は今回の豪雨災害にかかる緊急治山事業の部分の補助の受け入れでございます。3節の農林災害では説明欄記載のように災害にかかる県補助金43億227万円ほどでございます。6目商工費では県観光基盤整備事業としてキャンプ場ほかの整備、7目土木費では記載の事業補助金でございます。

14款3項1目総務費委託金であります、4月29日任期満了、4月1日告示、4月10日執行の新潟県議会議員一般選挙が無投票でありましたので、選挙費委託金の減額計上でございます。

16款寄附金であります。次の16、17ページをお願いいたします。一般寄附金では東京大和会様ほか記載の26件の皆さまから662万円ほど、多くは東日本大震災、また今回の新潟・福島豪雨に対する市の費用にとご浄財を賜ったところでございますし、並びにふるさと納税では記載のとおりでございます、いずれもありがたく受納させていただいたところでございます。

18、19をお願いいたします。丸の次に17款1項特別会計繰入金についてはご覧をいただきたいと思ひます。2項5目財政調整基金繰入金は豪雨災害対応経費財源として6億円の計上でございます。18款繰越金であります。前年度純繰越金を2億5,584万円ほどの計上でございます。19款4項5目広域行政受託事業収入の部分でございますが、湯沢町さんとの受託事業にかかる収入の受け入れの部分でございますけれども、前年度の清算過不足をここで行く、実績をここで行くということにしておりまして、それぞれ記載のように3,652万円の減額計上でございます。

20、21ページをお願いいたします。5項3目の雑入で1節の総務費の部分では歳出の職員費の部分で公務災害防止事業、職場の健康づくり支援事業は事業採択の関係での増減ですし、三つ目の印紙等売りさばき手数料は条例をお決めいただきました第64号議案の一般旅券発給事務印紙等購買基金にかかる手数料の受け入れでございます。五箇FM塔の部分では災害にかかる進入路の工事負担金、光ファイバーは移設の補償金の計上でございます。2節の民生費の部分では確定による過払いの還付、6節の商工では八海山展望台トイレ給排水工事の受益者負担分でございます。9節教育の部分では指定管理移行によるトミオカホワイト美術館売店売上収入の減額の部分でございます。

20款市債であります、1目では合併特例債として95パーセント充当のまちづくり建設事業債で2,890万円、5パーセント充当の地域づくり資金貸付が140万円、2目の総務債では発行許可額の決定により臨時財政対策債が2,240万円の減額、4目の土木債では自然災害防止事業として土木災害緊急治山事業に7,500万円、県単小規模急傾斜地崩壊防

止に1,420万円、県営災害関連急傾斜地崩壊対策事業で1億円の合計1億8,920万円、5目で災害復旧債として農林災害、土木災害、一般施設災害にそれぞれ記載のとおりでございまして合計10億5,840万円の補正でございます。以上が歳入でございます。

22、23ページをお願いいたします。3の歳出からご説明をいたします。2款総務費1項1目総務管理費の丸行政共通事務費であります。18万円ほどの補正でございますけれども、顧問弁護士報酬として事件分の補正であります。これは本年3月3日新潟地方裁判所長岡支部に訴状が提出をされまして、これにかかる応訴の部分であります。不動産業者さんが宅地開発を行いまして、これにかかる私道を寄附採納したところ、その地下埋設物である下水道施設までは寄附した覚えがない旨の主張でありまして、その工事費768万円といわゆる利子を払えという損害賠償請求事件であります。

市といたしましては平成8年5月9日付、原告らから提出された下水道工事設計協議書中に工事完了後は施設を貴町（この頃は六日町でしたが、貴町に移管します旨の記載があり、その後埋設されている土地についても寄附採納がなされていることから、昨年の11月5日に無償譲渡を受けている旨の回答をしているところ）でございます。

本件につきましては訴状が届いた後、直ちに顧問弁護士さんをお願いし、対応をしておるところでございます。これまで4月以降4回の口頭弁論がありまして、年明けに判決の言渡しとの予定というふうに聞いております。ここでご報告をさせていただきます。

次の丸は10万円の減額は歳入で申し上げた事業採択にかかる組替えでございますし、次の丸の行政区事業費は毎年度上半期、下半期ごとに各行政区に交付金として支出をしている部分とは別に、今回の災害で各行政区さん大変ご難儀をいただいたということで、特別交付金ということで1,115万円を措置するものでございます。丸の防犯対策事業費38万円ほどは第60号議案でお願いした暴力追放宣言にかかる会議のようなかたちを想定しての予算措置と、消耗品では防犯灯の購入の計上でございます。またその下は不足額の計上でございます。

3目電算対策事業費では最初の丸の電算情報管理一般経費14万円ほどは保育園の通信回線費用を使用料から役務費に振り替えさせていただくものでございますし、次の内部情報システム事業費99万円ほどは新設の子ども・若者育成支援センターのネットワーク形成に、高速インターネット運営事業費は光ケーブルの支障移転の増によるものであり、最後の負担金の部分はコストダウンのため住民情報系の共同化ができないかという研究のための負担金でございます。

6目財産管理費の庁舎整備事業費354万円は塩沢庁舎駐車場の舗装、大和庁舎の非常用電源の回路改修、椅子・ロッカーなどの庁用備品費でありますし、次の普通財産管理費では売払いにかかる境界、丈量などのための委託料360万円の計上でございます。7目企画費・企画一般経費では20万円の計上ですが、今年11月24日、25日に市内で開催をされることになりました健康ビジネスサミット魚沼会議のための経費の計上でございます。8目公会堂費はまほろばの暖房機、降雪感知機の修理に要する費用の計上でございます。

24、25をお願いいたします。3項2目一般旅券発給費300万円でございますが、64号議案所定の基金繰り出しでございます。4項2目新潟県議会議員一般選挙でございますが、歳入で申し上げたとおりの減額でございます。3目につきましては農業委員会一般選挙費であります。こちらは単費ですので委託料の歳入減はありませんが、7月19日任期満了、7月3日告示、7月10日執行でございましたが、無投票にかかる費用の減額1,306万円ほどでございます。

26、27をお願いいたします。上段は農業委員会選挙にかかる部分でございます。下段3民生費1項2目心身障がい福祉費であります。丸の心身障がい福祉費一般経費2,239万円ほどは重度心身障がい者医療費助成事業、障がい者自立支援給付費など事業確定による過年度返還金でございます。次の丸は第65号議案でご決定をいただいた浦佐福祉の家管理にかかる所要の経費計上でございます。3目老人福祉費901万円ほどは消耗品で高齢者等救急医療情報キットの購入、その下のシステム改修業務委託料は歳入で申し上げました援護者の支援のための改修でございます。

28、29ページをお願いいたします。二つ目の丸介護基盤緊急整備事業、これも歳入で申し上げました施設整備に対するトンネル補助の部分でございます。9目老人ホーム魚沼荘管理運営費は過年度の委託料減による湯沢町さんへの還付分でございます。2項1目子育て支援費、3項1目生活保護総務費につきましては、それぞれ補助事業等の確定による過年度分の返還金の計上でございます。

30、31ページをお願いいたします。4項1目災害救助費であります。説明欄記載のように豪雨災害にかかる重機オペレーター、避難所まかないなどのほか、大きいもので下から4番目、住宅関連の障害物除去が7,500万円、その下は避難者用旅館等の借上の減額、機械器具借上料は車両等の部分で4,800万円、指定管理施設使用料はしらゆり、湯咲荘等の被災者の温泉利用にかかる経費でございます。

4款衛生費の1項1目保健衛生対策費では記載の二つの事業の実績による返還金の計上でございます。2目健康診査事業費は住民健診事業80万円ほどは在宅看護師さんの経費を報償から賃金に組み替えるものでございます。印刷製本郵送料は大腸がんの検診が国の新規事業の該当になったことによる計上でございます。3目予防費489万円ほどは子宮頸がんワクチンなどの緊急促進事業での事業認可の期間の関係で実績が少なかったということで、国で見分の実績が少ないということで返還金とするものでございます。4目の医療対策費につきましては休日救急の湯沢町さんへの受託の関係で財源更正でございます。

32、33ページをお願いいたします。2項1目丸の環境衛生費一般経費12万円は南魚沼市地球温暖化対策実行計画に定めた排出量の削減のため、記載の協議会を設立するための経費計上でございます。2目の丸斎場管理費では湯沢町さんへの過年度分精算の返還金でございます。3項3目し尿塵芥処理施設費はこれも実績による湯沢町さんとの精算による財源更正でございます。4項1目の上水道費の上水道事業対策費では高料金対策費の算定基準変更による補助金654万円ほどの計上でございます。

5款1項1目労働諸費労働施設管理費であります、働く婦人の家の関係で機械除雪の委託の計上でございます。

34、35ページをお願いいたします。6款1項2目農業振興費では、丸の農業振興一般経費では広域有機センターの臭気対策にかかる関係で27万円、次の丸は豪雨対策利子補給100件分の計上であります。4目農地費では丸の農地・水保全管理支払事業は事業割当ての増によるものでありますし、次の農業集落排水事業対策費は前年度決算にかかる繰出金の減額であります。

6款1項1目の丸の林業振興一般経費でソフト購入費では森林GISシステムとして地図、森林簿データ、林道保安林などのシステム化の経費でありますし、施設整備は先ほど申し上げました森林組合の貯木場舗装にかかる補助であります。3目の丸治山振興費1億7,250万円は土砂災害緊急治山事業としての測量設計、土留工、谷止工、流路工などの工事費の計上でございます。3項1目水産業振興費の丸は養鯉の関係での20件分の計上でございます。

36、37ページをお願いいたします。7款1項1目では丸の商工施設管理運営費はおくにじまん会館の窓の修理、下の丸観光交流拠点整備事業費2,863万円余りは消火栓の関係、それから県の補助を受けた大型遊具、滑り台設置にかかる工事費でございます。2目観光振興費の丸の観光振興事業費ではインターネットを活用した東京からのスキーバスの運行事業補助が200万円、雪国観光圏に対する広域計画協議会の補助をしたことによるこれは減額であります。それから丸の山岳遭難救助対策費、女人堂避難所トイレの管理を救助隊をお願いする関係での振替、並びに先ほどお話ししました八海山展望台のトイレの給排水工事の関係で107万円の補正でございます。次の丸の観光施設整備950万円ではありますが、八海山麓スキー場のリフト整備等の工事費でございます。その下の負担金事業は計上の漏れがあったものでございます。

8款2項3目道路橋りょう除雪事業費及び4目の道路橋りょう新設改良費では除雪車両購入による請負差額の減額が2,449万円ほど、丸の消融雪施設新設改良事業と次の丸の道路新設改良事業費の組替えにより道路新設事業費に400万円の計上でございます。

38、39ページをお願いいたします。4項2目の丸の公共下水道事業対策費では繰出金の減額と財源更正でありますし、4目の公園費の丸、河川公園管理費では滝谷農村公園にかかる負担金の計上誤りからの減額であります。5項住宅費1目住宅環境整備費は丸の市営住宅管理費では大崎団地のガスの関係、北原住宅のポンプの入替えの関係でありますし、市有住宅の関係では天王町住宅の屋根の修繕の計上でございます。

9款1項1目常備消防費では消耗品、主にタイヤの購入の追加、それから3目の防災費では機械器具購入費として放射線を測定をいたしますシンチレーションサーベイメータを2台購入するための補正でございます。

10款教育費1項1目教育委員会費の丸、特別支援教育の体制整備の推進事業費は心理カウンセラーの充実を行うための組み換えでございます。

40、41ページをお願いいたします。4目育成支援費の丸、子ども・若者育成支援セン

ター管理運営費 1 4 9 万円ほどであります。階段室の外部防水、それから電話交換設備の改修を行うための計上でございます。次の丸は講演会を行うための経費の計上でございます。2 項 2 目小学校整備費であります。旧五十沢小学校は除却いたしますが、体育館を残すための電力引込み、給排水、入り口改修を行うための計上でございます。3 項中学校費では塩沢中学校の受水層工事にかかる経費でございます。5 項 4 目文化行政費では郷土史編さん事業の早期刊行のための旅費計上でございます。

4 2、4 3 ページをお願いいたします。5 項 5 目文化施設費であります。丸の社会教育施設改修事業費は記載の工事についての不用残でありますし、丸のトミオカホワイト美術館運営費ではこの後、第 8 4 号議案でお願いをしております指定管理制度移行にかかる減額でございます。

4 4、4 5 ページをお願いいたします。6 項 3 目給食センター方式事業費では一般修繕費の不足の対応のほか、どんぶり等の収納コンテナの購入費用でございます。7 項 2 目特別支援学校整備事業費 1, 6 5 0 万円であります。所信表明それから先ほど市長が申し上げておりましたが、西泉田にあります職業訓練共同施設を改修して市立の特別支援学校を設置したいための準備経費の計上でございます。

それから 1 1 款災害復旧費 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費 2 4 8 万円ほどであります。7 月に落雷災害を受けた大和郷土地改良区の揚水機場に対する補助でございます。3 項新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費の 1 目応急復旧費ではここでは申し上げますが、最初の丸で農林施設、次の丸が土木施設、そしてその次がその他一般施設の応急復旧費の計上でございます。

4 6、4 7 ページをお願いいたします。ここでは中ほどの廃棄物収集運搬処分等業務委託が 1 億 2, 1 8 0 万円の計上ですが、土砂・ごみなどの一時集積場を市内 5 か所に設けましたけれども、それにかかる収集運搬処理の経費であります。それから下から 3 行目の部分は五十沢キャンプ場ほかでございますし、その下は不燃ごみ処理施設の浸水による施設修繕、並びに榊形山処分場の排水路の復旧の部分でございます。その下は斎場にかかる復旧費でございます。2 目豪雨災害公共施設復旧費では丸の豪雨災害農林施設復旧費 5 2 億 5, 9 1 5 万円ほどであります。下段農地災害で 4 8 億円、林道で 4 億 5, 0 0 0 万円の補正でありますし、その下の丸、土木施設復旧費では 9 億 2, 8 0 0 万円あります。下から 2 行目の道路維持委託料は土砂の運搬、ふるい分けの経費です。4 8、4 9 をお願いいたします。

上から 3 行目道路災害復旧工事に 4 億 5, 0 0 0 万円、河川災害に 2 億 5, 0 0 0 万円、その下の公共施設災害は流雪溝ポンプ場の復旧費、次の小規模傾斜地崩壊防止 5, 3 2 0 万円は小栗山、浦佐田町にかかるもの、災害関連緊急傾斜地崩壊対策負担金 1 億円は欠ノ上、深沢にかかる計上でございます。丸の公共施設 1, 3 3 1 万円ほどについてはサンスポーツランド、市民会館、大杉山等にかかる部分でございます。

1 4 款予備費で 1 億 3, 8 2 9 万 4, 0 0 0 円を補正をさせていただくものでございます。以上が歳出の部分でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。第2表債務負担行為の補正でございますが、豪雨災害にかかる貸付金に対する利子補給についてお願いしたいものでございます。次に8ページをご覧くださいと思います。第3表地方債の補正であります。歳出でご説明した部分の財源手当として災害復旧事業債、自然災害防止事業債が主体でございますが、12億5,550万円の増といたしまして、表のように変更をお願いしたいものであります。

1ページに戻っていただきまして、以上から補正予算第3号は歳入歳出それぞれ73億2,398万5,000円を追加させていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 39ページのシンチレーションサーベイメータ2台買うということですが、十日町とかあちらの方とか、南魚沼市の小学校やそれこそ保育所の方でいろいろ高い数値が出ているところがある。私も機械を持っているので、6月に側溝を測ったところのちょっと記憶があったので、ここのところはこのくらいだったなというのがある。そのところが6月の時点だとそれこそ0.18とか 僕の機械はちょっと高く出るので0.18とか0.17だったのですが、それがこの8月になってから測ってみたところ、そこが0.3とかちょっと増えているわけです。私は時間とともに薄まっていくのかなというふうに思ったのですが、それがどんどん、どんどんやはり側溝とかは高くなっていく傾向にあるので、それで今回もそういうふうな高い場所が出たわけですけれども。1回そういうふうに徐々に高くなっていくという所は今後ちゃんと警戒しておかなければならないと思うので、ちょっとそのところを聞いておきたいなという思いと。

あとは例えば一般の方たちでも測る、家庭でね、ここのところどうなのだろうと。私から機械を借りて測ったりする人もいるわけですけれども、そういう人たちが例えばドロとかをどこに持って行けばいいのだろうというふうな問合せ等もあるわけです。今の今どういうふうに回答なんてできるかというのもあるわけですが、そういうことを考えたり。一般の人たちもそれこそ子どもがいるから家でもなるべく、除染という言い方でいいのか悪いのかちょっとわかりませんが、そういう点の対応を考えていかなければならない点もあるのではないのかなというふうな思いがあるわけです。ちょっとざっくばらんに、単刀直入に聞いてみたいなと思いますのでよろしくご答弁お願いします。

総務部長 私も放射能のことをほとんどよく知っていないのが現状でして、大体さっき読みましたシンチレーションというのが何なのだろうということから入る程度でございますし、ある本によりますと議員持っていらっしゃるものと、こういうものとは大分いろいろ違うのだというような書き方もございます。今予算措置をしたところでございますので、県から借りてきてこうやっているわけですが、それを今度は自前でできるというような準備になりますので何か月に1回測るとか、どこをどうしようかというのはこれから考えさせていただきたいと思っております。

それからもう1点は土砂が出たらどうすると。これにつきましても今、私どもは特定の場所にあるものだけは市の施設でということにしていますが、全般的に安全であるという立場

で今この地域はおりますので、危険物がそこに埋まっているというような認識を持っていません。したがって、ではそこに持ってきてくださいとか、この間の水害のごみのようなことは今のところはまだ考えておりません。これからどうなるかはちょっとわかりませんが、現状ではこのくらいの答弁しかできない現状でございます。以上です。

佐藤 剛君 1点だけお聞きしたいのですけれども、23ページ、行政区交付金のことですが、これは通常のものとは違ってこの災害時の対応と言いますかということなのですけれども、この1,100万円くらいですが、この配分基準というかその辺がどうなっているのかちょっと教えていただきたい。

総務 部長 行政区が233あるわけでありまして、今考えておるのは被害を受けたところ、被害を受けていないところ、程度もいろいろあるわけでありまして、最低額が3万円くらい、最高マックスで20万円くらいというようなことで考えております。以上です。

関 昭夫君 2点お願いします。まず1点は災害復旧関係ですが、ここに盛られているのは市が直接復旧事業をやる部分というふうに捉えています。確か治山関係の復旧は県なり国なりということになるのだらうというふうに思っていますけれども、ご存知のとおり相当山が荒れていまして、崩れた土砂が多いところでは数十万立方メートルというような場所もあるというふうに聞いております。例えばその下流にある農地あるいは林道を復旧しても、またその土砂が出てくるようなことになればイタチごっこみたいな話になるのかなというふうに思っています。直接的なその事業をやるやらないは別として、その辺の復旧について市としてはどういう対応をしていくのか、そこを1点お聞かせいただきたいのと。

今回の水害の対応を省みて、防災計画に不備がなかったかどうか。これから検証するのかもしれないしわかりませんが、例えば避難、避難所の開設等についても私の聞いている範囲ではちょっと職員の中で認識の違う方もいたというようなことも聞いています。それは防災計画あるいはマニュアルの不備なのか、あるいはその本人の方の認識の違いだったのかわかりませんが、そういう部分もきちんと見直さなければいけないのではないかなという気もしています。初期対応それから業務、それこそ深夜に及んで、あるいは通して頑張ってくれていた職員も非常に多かったのも、地元、災害被災した地域にとってはありがたかったのだらうと思います。それが初期対応としては機能したのだというふうに私も評価をしていますが、そういう部分がやはり防災計画の中できちんと反映されていくべきではないかなという気がしていますので、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

市 長 1点目の件でありまして、先般も全員協議会の際に申し上げましたけれども、山腹崩壊等について下流域あるいは下に農地があるとか、道路があるとか、あるいは人家があって危険だとか、これは全部やります。ただ、ただ山が崩れているだけで下側に、下流域に何の被害も想定されないというところについては、これはちょっとなかなか手が出ないということでもありますので、相当数の山腹崩壊あるいは沢の決壊とかそういうものについてはほとんど工事をすることになります。さっきの所信表明のときにちょっと触れておきましたけれども、県の治山関係でやる部分が相当数ありまして、県だけでこの部分で農林関

係で確か60億円前後という数値を出しております。そのほかに湯沢砂防事務所の方でやる土沢の部分とかそういう部分もありますので、今の豪雨で崩壊をした危険部分についてはほとんど工事が入るといふふうにご理解いただいて結構であります。先ほど触れましたようにちょっとできない部分もちょっとあるということでもあります。

それから後段の方ですけれども、初期対応等に大きな問題点はなかったと思っております。そして災害の想定でありますけれども、土砂災害危険区域とかというのがありましたね、あれが非常に当たっておって驚いているのです。私どもの地域にそんなのがありまして、ちょうど説明会が終わってその1~2週間後にあの雨でした。我々の法音寺の地域であんなところに土砂が大量に出てくるなんていうことは想定などしなくてもいいやというくらいのところでありましたが、まさにあの計画のとおり 計画といいますか予測のとおり状況になりました。あれはやはり非常にすごい予測だと思っております。今、土砂災害危険区域というのはあちこちにあるわけですが、これは一つ相当注意を持って見ていかなければならないと思っております。

一つ議員がおっしゃっているその職員の対応については、これは確か避難所の関係だと思っておりますけれども、これはやはり職員も市で設置をした避難所と、あるいは住民の方が自主的に避難してきた避難所というものの立て分けをやはり頭の中であったわけですね。ですので、その費用等についてどうなるかわかりませんということをおっしゃったようでもありますけれども、これは職員の認識不足というよりは忠実な意思の表れであります。

ただ、災害時に臨機応変に対応すべきところがやはり若い職員であったということで若干言葉の配慮が足りなかったということでありまして、これについては関係の区長さんにもよくお話をしてお話をしてご理解いただいたところであります。

トータル的に防災訓練等も行なった直後でもありましたので、私はこの災害対応については、それは反省すべき点は出てはくるのですけれども、トータル的には職員も含めて皆がよくやっていたと。消防も、区長さん方も、自主防災組織も非常に機能したといふふうに総括しております。以上です。

関 昭夫君 防災計画それから初期対応ですが、市長のおっしゃられていることは十分わかっていますし、私も先ほども言いましたように市の対応は非常に良かったといふふうに思っています。それぞれ被災された皆さんも同じようなことをおっしゃっていますので、せっかくなにか部分がきちんと反映される、あるいはこういう機会ですので、やはり地域の防災力を高めるようなかたちで、またいろいろな計画や啓蒙をしていただければいいなといふふうに思います。

それから最初の治山関係ですが、確かに手がつけづらい、どうしていいかわからないようなところもいっぱいあるのだらうといふふうに思いますが、やはり高い山の中腹に大量の土砂が崩れたまま止まっているというか、堆積しているような状況で、今も少しの雨でも実は濁り水がいっぱい出てくる。あるいは土砂も流れ出てくる。そういう状態だとすると距離は相当あっても、やはりちょっとの雨でも場合によっては大きな災害、あるいは来春雪解けの

ときにどのようなことが起こるのか非常に心配があるわけです。そういう部分も県がいろいろな部分で手当てをしていただけるものだとは思っていますが、やはり市からも積極的な働きかけをしていただいて、まずは濁りがなくなるようであれば、関係している住民の皆さんも安心するのかなと思います。ほんの少しの雨でもやはり濁りが出てくる、あるいは土砂が少し流れてくるという話になると、なかなか安心ができないという部分だろうというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長 前段についてはありがとうございますし、後段のその件につきましてはほとんどの、ただ単に山がちょっと崩れたという部分についてさっき私が申し上げたので、上流から沢が大きくやられている、まだ下流まで到達していないけれども非常に危険だというようなところは大変あります。この部分については当然ですけれども、県あるいは国、あるいは市でやらなければならない部分、立て分けをしながら住民の皆さんの不安は解消していきたいと。

ただ、本工事がきちんと終わるまでは、まだやはり少しの雨で濁ったりとか若干の土砂が出てきたりとかということはございますけれども、危険性のある部分については応急的なトンパックを積んだりとかということで防護してありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。極力全部のその沢、谷にはきちんとした工事を入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

阿部久夫君 先ほどの関議員とちょっと重複するのですが、今回の職員の28日から30日の対応については、本当に一生懸命やっていたと感謝しているところであります。そして今毎日この2～3日雨でもって、いつも濁り水がまた来るわけでありまして。その点についてまた各行政の区長さん方も非常に心配しているのです。ちょっと雨が降るともうすぐ小さな土砂崩れ、また、今回台風がたまたまちょっとずれたから良かったようなものだけでも、あれがまともに来ればまたどんな災害になったかと思うような本当にうちの地域もすごくなっているわけでありまして。

そうなったときうちの方の行政区長さんばかりではなくて、どこもそうだと思うのですが、どこへどのように対応に行っているのかなかなかわからないというのですね、やはり。全ての道路にしてみると建設、農林、また林業だとかいろいろなところに足をどちらに向けてどういうふうなお願ひに行ったらいいかわからないということをよく言われるのです。

その点についてやはりきちんとした対応というか、そういったものにはちょっと説明がなされていないのではないかなというふうに思うのです。そういった今、市は全部大体そういった災害の場所をみんな調べてあると言われてはいますが、全部これ大体どこがどうなっているかある程度は把握されているでしょう。その点について最初。

市長 所信表明等にも触れているとおり、農林災害関係だけで2,000数百か所とか土木災も何十か所とか、河川災がどうだとか、これは全部一応押さえてあるつもりです。落ちはないと思うのです。これはどうしてかと言いますと、各区長さん方に調査を一緒にお願ひして全部歩いているわけですので。もし、漏れがあるとすれば当然またお話しいただき

たいと思いますけれども、まず漏れはないと思います。

そして災害の際に、山のことだから、道路のことだからなどということを中心としていていただかなくて結構ですので、市の総務課、総務課の防災担当ここに来ていただければ全て対応させていただきます。そこで建設、農林に振り分けるのは振り分けて、おいでいただいた方にあっちへ行ってくれ、こっちに行ってくれというようなことはしませんので、そういうふうに、もしご質問がありましたら市の総務課に来てくれと。防災担当のところに来てくれというふうにお願ひしていただきたいと思っております。

阿部久夫君　そこら辺はわかりました。それも各行政区長さんやまた農区長さん、そこら辺は徹底してやはりお知らせして、困ったときは総務課の方へ来いというようにまたしておけば、また来やすいのではないかなとは思っております。

実はこの前、新潟県のホームページを見ると、これは市とはちょっと関係ないのですが県の土木関係を見ると、十日町だとか魚沼市だとか長岡、振興局が出しているのはこういった皆地図が出るのですね、地図が。災害の箇所だとかそういうものが全部詳しく出ているのだけれども、残念ながらこの南魚沼市の振興局のものは出ていないのです。こういったところが南魚沼市の防災の中でもホームページにこういうものを、どこどこがどういうふうな災害になっているとかというのが載せられれば、結構みんな心配してそういったものを見ていますから、そういうところをちょっとホームページとか出すといいのではないかなという気がするのですが。

市のあれは災害状況は出ています。いろいろのものには出ていますけれども、こういった詳しい地図とか場所だとかそういうのはなかなか出ていないで、これを見るとすぐ何かわかりやすいなというふうに思うのです。そういったことについても結構割合といろいろな人が見ているから、被災した箇所、被害場所そういったものをやはりきちんと知らせるべきではないかなと思うのですがその点について。

市長　県の方の部分は、私ちょっとまだそれを見ていないのですが、魚沼・南魚沼両振興局の局長は一人です。ですから、何か一緒に載っているということではないですか。南魚沼だけ抜けているのですか。それはちょっと私は確認しておりませんので、ちょっとわかりませんし、もしそうであればまたそれなりに改善は要求しますし。

市のホームページにこの箇所を全部載せると言われるとちょっと無理かと思えます。さっき言いましたように2,000、3,000という箇所になっておりますので、大規模的な部分についてはそれは可能だと思いますけれども、農災の田んぼに土砂が流入した部分の全ての箇所とか、山腹崩壊の部分とかとまではちょっと載せられないことではないでしょうけれども、相当時間を要するなという気がしております。可能か否か検討はさせていただきますけれども、それを実施するということが今ちょっと申し上げられる段階ではございませんので、お願いいたします。

阿部久夫君　確かになかなか難しい作業だとは思いますが、やはりこれからの各災害に遭った治山などを見ると本当にすごい状況になっています。私もいろいろのところを見ま

すと、やはりこれからこれをきちんと対応していくためには、ある程度きちんとしたそういった市の職員だけではとてもこれは大変な問題だと、なかなかできないと思うのですね、やはり山の中へ入ってみたり、こう行ったりするのは。やはりこういったある程度専門家みたいなものを頼んできちんと調査をして、そしてどのようなふうになっているのかは、こちら辺は県と一緒にやってくれるのでしょうか。そこら辺もう1点だけお願いします。

市長 その調査は全部終わっております。県も、県の職員も、私どもの職員も出て全部調査してあります。そしてどういう対応をするかというのは、今査定設計書をこれから組むわけでありまして、それにも特に農林関係の方は県の職員が14～15名応援に来ていただいたり、あるいはさっきもちょっと財政のところでも申し上げましたけれども、県の土地改良団体連合会関係の方でのいわゆる技術屋さんですね、そういう皆さん方から全部おいでいただいて設計業務やっていただくわけですし。

現場を把握していない、そして県がやるのか、市がやるのか、国がやるのかまだ振り分けが決まっていないということはほとんどないわけですね。ですので、全ては把握してあるというふうにご理解いただきたいと思っております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。予算につきましては詳しく説明を受けましたのでわかりましたが、この被災をどういうふうなスケジュール、どういうふうな体制で復旧をしていくかという部分をお聞きをいたします。体制です。これだけ大規模な被災ですので、本当に業者を総動員していかなければならないわけですねけれども、その業者との話、どういう振り分け、それをして来年春の作付け等に、農地であればやっていくのか。そういうそのスケジュールをちょっとお聞きいたします。

市長 特にこの農地災害、農業用施設災害についてであります。目標は来年の春作付けが全部できるということでやるわけですねけれども、査定が10月の初旬からということ。査定に入ってきていただくのがそういうことですから、ある程度もう設計書ができたら査定前着工をさせていただこうと思っております。さっきも言いましたように箇所数が膨大ですので、非常に大変な作業になります。

そこで業者、いわゆる施工をしていただく方の問題ですねけれども、ある程度地域分けをまずしてみまして、やはり集中しているところとそうでないところがあるわけですね。そういうところは業界の皆さん方ときちんと話を。もう事前にとにかく今発注している工事を延期してでもこちらの方に専念してもらおうということは大体了解を得ているところでありますので、これから具体的な箇所数、あるいは金額、これらをきちんと出した中で、また業界の皆さんときちんと話をしていくということになります。

もし、市内在住の業者等でとても手が回らないということであれば、これは致し方ありませんので、県外大手も含め市外の業者にも、これは県の建設業協会等も通じて支援を要請していかなければならないと思っております。そこまでには至らないようにしたいとは思っておりますけれども、まだちょっと金額等が70億円とか60億円とか言っていますけれども、これから実際査定設計を組んでみて本当にそうなのか、これらもわかりませんのでもう少し

様子を見させていただきますが、業界との話は一応進めてはおります。

笠原喜一郎君 市の担当する部分、復旧する部分、県が復旧する部分、あるいは県の中でも地域整備部がやる部分、県の治山課・治水課がやる部分、あるいは湯沢砂防がやる部分といろいろあるわけですが、それらを本当に合計をしていくと、この地域の業者だけではなくなかなか難しいのかなという部分を持っています。また一方、業者の気持ちからすれば、これで2年から3年くらいはというような言い方をされる方もやはりいるのです。ですからだけれども、やはりここでやらなくてはならないことは早急にとにかく復旧をするということですので、そのことをやはり第一に考えて計画を立てていただきたいと思っています。

それから普通、事業をやる場合には入札をやるわけですがけれども、今回のような激甚の場合はどうかたちになるのか。査定をするわけですので、それをもとにもう割当てをして、先ほどのようにこの地区はこうだというようなかたちになって、こちらからこの金額でお願いをするというふうにやるのか。それとも今までどおりの入札でどうかというようなかたちを取るのかというふうに、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。私はやはりそこはある程度国から助成が来るわけですので、とにかく一刻も早くというかたちを取って早急という部分を重視していただければというふうに思いますが。

市長 今、議員おっしゃったように、とてもいちいち件数ごとに、この件ごとに毎日入札していても日にちが足りないくらいになりますから、どういふうにできるか。これは指名審査会の方で国県の意向もよく聞いた上で、一応国、県の補助金も入ってきますので余り何て言いますか大ざっぱなことはできないと思います。極力それは調整した上で、入札自体そのものが工事の遅れになったりということにならないような方法は考えていきます。指名審査会の会長がこれから所信を申し上げますのでお聞きください。

副市長 実はこの発注につきまして、先般南魚沼市の建設業協会の方へ行ってきました、いろいろ打ち合わせをさせてもらって今ほど市長が申しあげましたように、今やっている支障のない工事は中断してもらって、復旧の方を優先させてもらいたいというようなお願いもしてきました。発注方法でございますが、全部入札というわけにはとてももう時間的に間に合わない。県の方のそうした補助金も入りますので、ある程度骨っぽいものはやはり今までどおりの入札形態を取らなければならない部分も当然あると思いますが、そうでなくて1社随契でできるものはもう本当に入札なんてことはなくして、とにかく稲刈り前でも何でもできるのはもうやりたいということです。既に全体的な農地の方でございますが、図面に落としてその辺の箇所も業界の方には示してありまして、とにかく最大限の協力はお願いしたい。向こうの方では、やれるかどうかわからないけれども最大限の協力はしたいという、そういう回答までいただいておりますので、今後また協議は続けてやってまいります。そういう方向で今詰めているところでございます。

塩谷寿雄君 全員協議会でも結構話が出ていたのですけれども、スキー場に関してはなかなか民なのでだめだということだったのですが、スポーツ基本法や観光立国推進基本法、また新成長戦略などのそういう面からまた国の方に訴えていける。また担当部の方で何かい

い案があるのかなと思ひまして、そういう方お願いしたい。昨日のテレビでも新しく財務大臣になられた方は、漁船を補助する、また漁船を買えば網も補助するなどおっしゃったので、民間の色がかなり強いのですが、市としてもそういう方向を取っていただければと思いますし、いただきたいと思ひますけれどもお願いいたします。

市長 観光施設につきましてはご承知のように、市で所有あるいは運営をしている施設は県で災害復旧に関して4割の補助という制度はございますが、民間の観光施設についての補助制度というのは全く今ありません。資金融通の中で利息の軽減だとか、あるいは保証金の免除だとかという制度は今設けているところです。そこでスキー場関係も含めて相当の被害額に上っておりますので、私もこのままということでは非常に難しい面が出てきますから、まずは県に直接的に交渉はしてみようと思っております。近々県に出向いて、知事かあるいは副知事にお会いをしてそのことをまず話す。当然ですけれども県議会の皆さん方の方にもそのことはお話を申し上げております。

そこで県としてもどうしようもないと、だめだという結論に至ったときにどうするかという事は、今熟慮中であります。熟慮中でありますので、この答弁については今ちょっとここで申し上げるということではありませんが、やはり相当のこのままですと復旧ができなかったり、冬のスキー場の営業に大きな支障が出るということはもう明白でありますので、何らか方法がないものかという思案をしているところであります。それ以上聞かないでください。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第74号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第74号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第33、第80号議案 工事請負変更契約の締結について(南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第80号議案 工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。議案にございますように平成22年6月8日に議決を賜りました南魚沼市消防庁舎建設工事につきまして変更契約を締結したいので、議会のご同意を賜りたいものでございます。

1の契約の名称は記載のように南消工第2号、南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事でございます。

2の契約金額であります。変更前が5億6,902万7,550円、変更後が5億8,136万4,000円で変更増が1,233万6,450円でございます。契約の相手方は高橋・島田・森下特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

消防庁舎につきましては部分使用によりまして9月1日から新庁舎で業務をしているところでございまして、旧庁舎の解体につきまして仕事を進めているところでございまして、全体的には外構工事を含め24年12月20日に最終工期というふうに行っているところでございます。

工事変更概要について若干ご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。変更の内容でございますが、3の変更理由にありますように、平成17年6月旧広域連合時代のアスベストの検査結果を元にB棟、真ん中の建物になりますが、1階の車庫の天井のアスベストの除去を当初の設計で計上していたところでございます。今般解体処理の前に再検査をいたしましたところ、B棟の2階、3階の天井部分からも吹き付け剤にアスベストの部分を検出いたしましたので、処理基準に従いまして1,012平米の除去に伴う費用を変更増として追加させていただきますのでございます。

8ページに平面図がございますのでご覧をいただきたいと思っておりますし、また3ページに仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧を賜りたいと思っております。以上で説明とさせていただきますが、よろしくご同意をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第80号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事請負契約の変更について）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

議長 次の本会議は9月12日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦
勞さまでした。

(午後6時34分)